

平成25年度 大学機関別認証評価
自己点検評価書
[日本高等教育評価機構]

平成25(2013)年6月
森ノ宮医療大学

目 次

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等	1
II. 沿革と現況	4
III. 評価機構が定める基準に基づく自己評価	7
基準 1 使命・目的等	7
基準 2 学修と教授	17
基準 3 経営・管理と財務	54
基準 4 自己点検・評価	75
IV. 大学が使命・目的に基づいて独自に設定した基準による自己評価	81
基準 A 社会連携	81
V. エビデンス集一覧	92
エビデンス集（データ編）一覧	92
エビデンス集（資料編）一覧	94

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等

1. 森ノ宮医療大学の建学の精神

(1) 学園の起源と建学の精神

森ノ宮医療学園は、建学の精神として「臨床に優れ、かつ豊かな人間性に裏打ちされた医療人を育成する」を掲げ、昭和 48（1973）年に創設され、その目的の達成のため大阪鍼灸専門学校（現森ノ宮医療学園専門学校）を開校した。学園の精神「生命（いのち）への愛と畏敬」そして基本理念「人によりそい幸福（しあわせ）を希う学園」を学園関係者が共有し、教育を行っている。

この精神を引き継いで、平成 19（2007）年森ノ宮医療大学（以下「本学」という）が開学された。

(2) 本学の使命・目的

本学の使命・目的としては、「伝統医学と現代医学の融和と補完を通じて、幅広い知識と高度な専門技術を有し、豊かな感性と高い倫理観を備えた専門職医療人を育成する」と掲げている。

この目的に基づいて、伝統医学における全人的なケア・伝承技術の継承・生活文化への配慮といった観点と、現代医学の持つ分析的な病態把握・科学的根拠の追究・先端技術の導入といった観点の両面を教授することによって、両医学を融合した医療サービスを提供できる、「統合医療の実践者」を輩出することを目標としている。

疾病の予防と治療や健康の維持と増進に有用な科学的根拠を示し、特色ある教育研究活動によって専門職業人を養成し、医学と医療の発展に寄与し、広く社会に貢献したいと願っている。生命の尊厳を認識し、個々の人格を尊重できる寛容性と社会的倫理観を備え、科学的根拠に基づく問題解決能力を有し、患者本位の医療を選択、実践し得る指導的人材の育成を行うとしている。（「ホームページ」上の建学の精神より）

本学の育成する人材像は以下のとおりである。

「森ノ宮医療大学は、伝統医学と現代医学の融和と補完を通じて、幅広い知識と高度な専門技術を有し、豊かな感性と高い倫理観を備えた専門職医療人を育成する。」

これは、一つは伝統医学における全人的なケア・伝承技術の継承・生活文化への配慮といった観点。もう一つは現代医学の持つ分析的な病態把握・科学的根拠の追究・先端技術の導入といった観点。その両面を教授することによって、両医学を融合した医療サービスを提供できる「統合医療の実践者」を輩出することを目標としている。

疾病の予防と治療や健康の維持と増進に有用な科学的根拠を示し、特色ある教育研究活動によって専門職業人を養成し、医学と医療の発展に寄与し、広く社会に貢献したいと願っている。

生命の尊厳を認識し、個々の人格を尊重できる寛容性と社会的倫理観を備え、科学的根拠に基づく問題解決能力を有し、患者本位の医療を選択、実践し得る指導的人材の育成を行う。

設置法人である学校法人森ノ宮学園は、平成 24（2012）年に創立 40 周年を迎えた。そ

ここで、平成 25 (2013) 年度には、新たなビジョンを掲げ、その具体案を「中期計画」として「森ノ宮 Progression in Quality」を策定し、この計画を着実に実現するために必要な施策等の検討を始めている。重要課題を学園教職員が共有し協働することによって、学園の持続的発展を期すところである。

これは、「建学の精神」、「学園の精神」、「基本理念」、「ミッション」、「ビジョン」、「行動指針」等の見直しを行い、新たな「中期計画 森ノ宮 Progression in Quality (平成 26 (2014) 年 4 月 1 日～平成 30 (2018) 年 3 月 31 日)」を策定するものである。

それに先立ち、平成 25 (2013) 年 4 月より全教職員に上記「建学の精神」、「学園の精神」、「基本理念」、「ミッション」、「行動指針」を記載した『クレド (Credo)』(ラテン語で経営理念を表す言葉) を作成し配布している。

記載内容は一部再掲になるが以下の通りである。

「建学の精神」－「臨床に優れ、かつ豊かな人間性に裏打ちされた医療人を育成する」

「学園の精神」－「生命 (いのち) への愛と畏敬」

「基本理念」－「人によりそい幸福 (しあわせ) を希う学園」

「ミッション」－「私たちは、伝統医学と現代医学の融和をはかり、豊かな感性と科学的思考を備えた高度な医療人を育てます」(大学)

「私たちは、伝統医学を継承し技を極め、心ある臨床家を育てます」

(専門学校)

「行動指針」－ 1. 私たちは、広い視野を持ち行動します。

2. 私たちは、興味関心を持ち続けます。

3. 私たちは、明確な目標を持って行動します。

4. 私たちは、積極的にチャレンジします。

5. 私たちは、選択の重要性を認識し、プロセスを大事にします。

6. 私たちは、自律と責任を重んじます。

7. 私たちは、小さなひらめきを大切にし、改善します。

8. 私たちは、自己研鑽に励みます。

9. 私たちは、謙虚で素直な心を持ちます。

10. 私たちは、互いを認め合い、協力する精神を養います。

11. 私たちは、感謝の心を大切にします。

12. 私たちは、当たり前とは何かを考え、行動します。

行動指針については、大学、教職員のプロジェクトチームを作り素案を作成した。現在「ホームページ」を通じて、理事長より 2 週に 1 回のペースでそれぞれの指針について抱負 (考え) が述べられ、全教職員で「行動指針」の意義、考え方について理解の共有が図られている。

本学では、シンボルマークを作成し、以下のデザインコンセプトで情報を共有している。



“森ノ宮医療学園”、“Medical Care”、“Medicine”、“Mind”の頭文字であるMの文字が“いのち（生命原理）”や“始まり”、“対立物が統一された完全状態”を表す卵の形を土台に、それらすべてを包括した中から浮び上がってくることを表している。ブルーは海岸近くのキャンパスを表現している。

また、色合いを緑色と定めそのカラーコンセプトは、Morinomiya Green (DIC638) で、「医（医療・医学）」や生命・自然を表している。

Ⅱ. 沿革と現況

1. 本学園及び森ノ宮医療大学の沿革

昭和 48 年(1973 年)	4 月	大阪鍼灸専門学校開校
昭和 52 年(1977 年)	4 月	準学校法人 森ノ宮学園となり、あわせて専修学校医療専門課程認可
昭和 57 年(1982 年)	4 月	附属診療所、附属鍼灸施術所開設
昭和 63 年(1988 年)	11 月	中国、大連市中医医院と学術研究提携を結ぶ
平成 4 年(1992 年)	7 月	中国、南京中医薬大学と学術研究提携を結ぶ
平成 7 年(1995 年)	3 月	卒業生に文部大臣により専門士（医療専門課程）の称号を付与
平成 8 年(1996 年)	6 月	中国江蘇省江陰市中医医院と交流開始
平成 12 年(2000 年)	4 月	柔道整復学科開設、学校名を森ノ宮医療学園専門学校と改称
平成 13 年(2001 年)	1 月	本校舎増改築工事完成・鍼灸博物館「はりきゅうミュージアム」開設
平成 14 年(2002 年)	4 月	緑橋校舎開設
平成 15 年(2003 年)	7 月	アネックス校舎落成
平成 16 年(2004 年)	3 月	中国江蘇省江陰市中医医院と学術・教育協定締結
平成 17 年(2005 年)	2 月	医療法人淳良会関目病院と教育提携を結ぶ
平成 18 年(2006 年)	11 月	学校法人森ノ宮医療学園寄附行為変更認可、森ノ宮医療大学設置認可
平成 19 年(2007 年)	2 月	森ノ宮医療大学校舎落成
平成 19 年(2007 年)	4 月	森ノ宮医療大学開学
平成 20 年(2008 年)	11 月	森ノ宮医療大学コスモキャンパス第 2 校地取得
平成 22 年(2010 年)	1 月	附属診療所、附属鍼灸施術所を緑橋校舎に移転し、森ノ宮医療学園附属みどりの風クリニック、みどりの風鍼灸院へと名称を変更
平成 22 年(2010 年)	3 月	森ノ宮医療学園アネックス校舎完成
平成 22 年(2010 年)	4 月	大阪府立急性期・総合医療センターと相互連携協定を締結
平成 22 年(2010 年)	6 月	森ノ宮医療大学食堂棟『メディカフェ』落成
平成 23 年(2011 年)	3 月	森ノ宮医療大学西棟校舎落成
平成 23 年(2011 年)	4 月	森ノ宮医療大学保健医療学部看護学科開設
平成 23 年(2011 年)	4 月	森ノ宮医療大学大学院保健医療学研究科開設
平成 23 年(2011 年)	7 月	医療法人協和会千里中央病院と相互連携協定を締結
平成 23 年(2011 年)	12 月	医療法人錦秀会と相互連携協定を締結
平成 24 年(2012 年)	3 月	森ノ宮医療大学売店開設
平成 24 年(2012 年)	4 月	森ノ宮医療大学鍼灸学科教職課程設置 (中学・高等学校教諭一種免許状[保健体育]) およびコース制導入（鍼灸コース/スポーツ特修コース）

森ノ宮医療大学

2. 本学の現況

- ・ 大学名 森ノ宮医療大学
- ・ 所在地 大阪府大阪市住之江区南港北 1-26-16
- ・ 学部の構成 保健医療学部
 - 鍼灸学科
 - 理学療法学科
 - 看護学科
 - 大学院保健医療学研究科
 - 保健医療学専攻（修士課程）
- ・ 学生数、教員数、職員数

(学部の学生数)

学 部	学 科	入 学 員	編入学 定員	収 容 定 員 (a)	在籍学生 総数 (b)	編入学 生数 (内数)	b/a	在 籍 学 生 数								男女比率 男：女	備 考
								1年次		2年次		3年次		4年次			
								留年者数 (内数)	学生数								
保健医療 学部	鍼灸学科	60	—	240	232	0	0.97	68	0	52	0	53	2	59	18	6:4	
	理学療法 学科	60	—	240	272	0	1.13	68	0	67	0	70	5	67	9	6:4	
	看護学科	80	—	320 (240)	260	0	0.81 (1.08)	88	0	88	0	84	0	—	—	2:8	平成23年度 開設
保健医療学部計		200	—	800 (720)	764	0	0.96 (1.06)	224	0	207	0	207	7	126	27	4:6	
合 計		200	—	800 (720)	764	0	0.96 (1.06)	224	0	207	0	207	7	126	27	4:6	

(大学院の学生数)

研 究 科	専 攻	入学定員		収容定員		在籍学生数								c/a	d/b	男女比率 男：女	備 考
		修士 課程	博士 課程	修士 課程 (a)	博士 課程 (b)	修士課程				博士課程							
						一般	社会人	留学生	計(c)	一般	社会人	留学生	計(d)				
保健医療学研究科	保健医療学専攻	6	—	12	—	9	0	0	9	—	—	—	—	0.75	—	7:3	
保健医療学研究科計		6	—	12	—	9	0	0	9	—	—	—	—	0.75	—	7:3	
合 計		6	—	12	—	9	0	0	9	—	—	—	—	0.75	—	7:3	

森ノ宮医療大学

(学部の教員数)

学部・学科、その他の組織	専任教員数					助手	設置基準上必要専任教員数	設置基準上必要専任教員数	専任教員1人当たりの在籍学生数	兼任教員数(b)	兼任(非常勤)教員数(c)	非常勤依存率(%) $\frac{c}{a+c} * 100$	TA・RA等				備考		
	教授	准教授	講師	助教	計(a)								TA	RA	その他	合計			
保健医療学部	鍼灸学科	15	4	7	2	28	1	8	4	10.9	9	129	64.8	5	0	0	5		
	理学療法学科	9	2	4	2	17	1	8	4					15	0	0	0	0	
	看護学科	9	2	7	7	25	2	12	6					18	0	0	0	0	
保健医療学部計		33	8	18	11	70	4	28	14	42	129	64.8	5	0	0	5			
大学全体の収容定員に応じ定める専任教員数								12	6										
合計		33	8	18	11	70	4	40	20										

(大学院の教員数)

研究科・専攻、研究所等	専任教員数					助手	設置基準上必要研究指導教員数	設置基準上必要研究指導教員数及び研究指導補助教員数合計	研究指導教員数	研究指導補助教員数	兼任教員数(b)	兼任(非常勤)教員数(c)	TA・RA等				備考	
	教授	准教授	講師	助教	計(a)								TA	RA	その他	合計		
保健医療学研究科 保健医療学専攻	32	8	16	0	56	0	6	12	20	11	9	1	3	0	0	0	0	
保健医療学研究科計		32	8	16	0	56	0	6	12	20	11	9	1	3	0	0	0	0
合計		32	8	16	0	56	0	6	12	20	11	9	1	3	0	0	0	0

(職員数)

	正職員	嘱託	パート (アルバイトも含む)	派遣	合計
人数	27	1	5	1	34
%	79.4	2.9	14.7	2.9	100.0%

Ⅲ. 評価機構が定める基準に基づく自己評価

基準 1. 使命・目的等

1-1 使命・目的及び教育目的の明確性

《1-1 の視点》

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

1-1-② 簡潔な文章化

(1) 1-1 の自己判定

基準項目 1-1 を満たしている。

(2) 1-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-1-①意味・内容の具体性と明確性

【事実の説明】

本学園の建学の精神に基づき、学校法人森ノ宮医療学園寄附行為（以下「寄附行為」という）第 3 条に本学園の設置目的「この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、学校教育を行い、医療に貢献できる優れた人材を育成することを目的とする」と定めている。

また、森ノ宮医療大学学則（以下「大学学則」という）第 1 条において、「寄附行為」で定められている設置目的とか、さらに大学としての存在目的を反映し、「教育基本法の精神に則り、広く知識を授け、深く専門の学問を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させ、人類文化に貢献しうる教養識見を備えた人材を育成する。さらに、医療系大学として生命への愛と畏敬の精神をもって、伝統医学と現代医学の融和を図り、医学・医療の発展に寄与するものである」と定めている。

また、森ノ宮医療大学大学院学則（以下「大学院学則」という）第 7 条では、「本学大学院は、健康増進領域と健康回復領域に関する基礎ならびに臨床医学的研究を、EBM(Evidence Based Medicine) の概念を基本として西洋現代医学と東洋伝統医学の双方の観点から行うことにより、保健医療の領域拡大と学問的発展を目指す。また、東洋伝統医学と西洋現代医学の相互理解と協働を可能にする新しい保健医療概念および臨床応用モデルを創出することにより、人々の健康回復と健康増進に貢献することを目的とする」と定めている。

【自己評価】

建学の精神等は、大学公式ホームページにも公表しており、この建学の精神に基づいた本学の教育目標である「伝統医学と現代医学の融和をはかり、豊かな感性と科学的思考を備えた高度な医療人の育成」が使命として設定されている。また、各学則に規定されている学士課程及び大学院の教育目的および、「アドミッションポリシー」、「カリキュラムポリシー」、そして「ディプロマポリシー」を念頭に置いて各学科ごとに設定しており、大学という高等教育機関としての目的として、明確であり適切である。

<エビデンス集・資料編>

【資料 1-1-1】学校法人森ノ宮医療学園寄附行為 【資料 F-1】と同じ

【資料 1-1-2】森ノ宮医療学園規程集（大学・大学院学則）【資料 F-3】と同じ

1-1-②簡潔な文章化

【事実の説明】

本学の使命・目的及び教育目的等については、学部学科、研究科毎に「大学学則」、「大学院学則」、「入学試験要項」、「大学案内」、「学生便覧」に簡潔な文章で明示するとともに、「ホームページ」上でも掲載している。

【自己評価】

「寄附行為」、「大学・大学院学則」、各種規程等また「ホームページ」上において明示されている使命や教育目的は具体的で明確であり、その表現も簡潔に説明されていると判断している。

<エビデンス集・資料編>

【資料 1-1-3】森ノ宮医療学園規程集（大学・大学院学則） 【資料 F-3】と同じ

【資料 1-1-4】「2014 入学試験要項」 【資料 F-4】と同じ

【資料 1-1-5】「大学案内 2014」「UNIVERSITY GUIDE 2013」 【資料 F-2】と同じ

【資料 1-1-6】「平成 25 年度学生便覧」 【資料 F-5】と同じ

【資料 1-1-7】「ホームページ」<http://www.morinomiya-u.ac.jp>

（大学案内→建学の理念）

(3) 1-1 の改善・向上方策（将来計画）

理念・目的の適切性については、年度ごとに「事業計画書」、「事業報告書」を作成し、検証している。これらの教育・研究の諸活動の内容を照らして、大学の理念・目的の適切性を検証できる構造を「自己点検・評価・FSD 委員会」のもと、相互に検証できる制度の実質化を今後も図っていく。同時に平成 26（2014）年度から策定予定の「中期計画（平成 26（2014）年 4 月 1 日～平成 30（2018）年 3 月 31 日）」において掲げる、個々の教育研究活動をさらに充実させ、教職協働化をすすめ、大学の使命・目的を発展的に継続させていく。

1-2 使命・目的及び教育目的の適切性

《1-2 の視点》

1-2-① 個性・特色の明示

1-2-② 法令への適合

1-2-③ 変化への対応

(1) 1-2 の自己判定

基準項目 1-2 を満たしている。

(2) 1-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-2-①個性・特色の明示

【事実の説明】

本学の個性・特色は、「伝統医学と現代医学の融和と補完を通じた統合医療の実践者」を輩出することを目標に掲げながら、「大学学則」、「大学院学則」に明確に定められている。

また、「アドミッションポリシー」、「カリキュラムポリシー」、そして「ディプロマポリシー」のいわゆる「3つの方針」も各学科で具体的に表現されており、教職員、在学生はもとより、受験生や社会一般に認識されている。建学の精神を通じて、今後も個性・特色として強化していく。

【自己評価】

個性・特色についても、各媒体（学則やホームページ等）で建学の精神（理念）等が明示されており、その内容は特色が反映されていると判断している。

<エビデンス集・資料編>

【資料 1-2-1】森ノ宮医療学園規程集（大学・大学院学則） 【資料 F-3】と同じ

【資料 1-2-2】「UNIVERSITY GUIDE 2013」 【資料 F-2】と同じ

【資料 1-2-3】「2014 入学試験要項」 【資料 F-4】と同じ

【資料 1-2-4】「平成 25 年度学生便覧」 【資料 F-5】と同じ

【資料 1-2-5】「ホームページ」<http://www.morinomiya-u.ac.jp>

（大学案内→建学の理念→入学案内）

1-2-②法令への適合

【事実の説明】

教育基本法及び学校教育法を遵守して、その理念に基づいて使命・目的を定めている。これは「大学学則」第1条と、「大学院学則」第7条に定めており、教育研究の目的についても、それぞれの学科、研究科の学則に定められており適合している。また、法令等の遵守状況については<エビデンス集・データ編>【表 3-2】に示している。

【自己評価】

使命や目的は、法令等を遵守しているものと判断している。

<エビデンス集・資料編>

【資料 1-2-6】森ノ宮医療学園規程集（大学・大学院学則） 【資料 F-3】と同じ

<エビデンス集・データ編>

【表 3-2】大学の運営及び質保証に関する法令等の遵守状況

1-2-③変化への対応

【事実の説明】

本年度創立 40 周年をむかえ、「中期計画 森ノ宮 Progression in Quality（平成 26（2014）年 4 月 1 日～平成 30（2018）年 4 月 31 日）」を策定中であり、創立時の精神（理念）に立ち返りながら、「建学の精神」、「学園の精神」、「基本理念」等に基づいて、「ミッション」、「ビジョン」、「行動指針」等の見直しと明文化を行っている。今後とも、時代の変遷に応じて、使命・目的及び教育目的等の見直しを実施したい。

【自己評価】

「建学の精神」、「学園の精神」、「基本理念」等は不変であるが、社会の変化に応じて、

ニーズに合ったわかりやすい表現で、各媒体（学則やホームページ等）で明示していると判断している。

<エビデンス集・資料編>

【資料 1-2-7】 学校法人森ノ宮医療学園中期目標骨子

【資料 1-2-8】 クレド（Credo）

(3) 1-2 の改善・向上方策（将来計画）

使命や目的は不変であるが、教育目標の適切性については、現状の努力を根気強く続けていくとともに、社会情勢や文部科学省の施策に目配りしながら、更なる改善・向上への模索を図っていく。

1-3 使命・目的及び教育目的の有効性

《1-3 の視点》

1-3-① 役員、教職員の理解と支持

1-3-② 学内外への周知

1-3-③ 中長期的な計画及び3つの方針等への使命・目的及び教育目的の反映

1-3-④ 使命・目的及び教育目的と教育研究組織の構成との整合性

(1) 1-3 の自己判定

基準項目 1-3 を満たしている。

(2) 1-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-3-① 役員、教職員の理解と支持

【事実の説明】

各媒体（学則やホームページ、学園内インターネットを活用した情報共有システム〔グループウェア〕等）を通じて全教職員に情報発信し、情報共有している。また、毎年度、新人教職員に対してもオリエンテーションを実施して、本学の建学の精神、教育の使命・目的等について理事長、学長、役員より説明が行われ、理解と支持を得ている。

【自己評価】

建学の精神等で示された使命や目的は、「入学案内」、「募集要項」、「ホームページ」、「大学・大学院学則」、「学生便覧」等の各種配布印刷物により、本学の役員並びに教職員に理解され、支持されていると判断する。

<エビデンス集・資料編>

【資料 1-3-1】 教職員オリエンテーション資料集

【資料 1-3-2】 「大学案内 2014」「UNIVERSITY GUIDE 2013」 【資料 F-2】 と同じ

【資料 1-3-3】 「ホームページ」 <http://www.morinomiya-u.ac.jp>（大学案内）

1-3-② 学内外への周知

【事実の説明】

学内外に配布する「大学案内」や「入学案内」に本学の建学の精神（理念）、使命・目的及び教育目的等を明示している。また、在学生には「学生便覧」で、教職員には「大学・大学院学則」等で明示するとともに、「ホームページ」上にも掲載して、学内外への周知を図っている。

【自己評価】

建学の精神（理念）、使命・目的及び教育目的等は、各媒体（「大学案内」、「入学案内」、「学生便覧」、「大学・大学院学則」）及び「ホームページ」上をもって、学内外に周知されていると判断している。

＜エビデンス集・資料編＞

- 【資料 1-3-4】「大学案内 2014」「UNIVERSITY GUIDE 2013」 【資料 F-2】と同じ
- 【資料 1-3-5】「2014 入学試験要項」 【資料 F-4】と同じ
- 【資料 1-3-6】「平成 25 年度学生便覧」 【資料 F-5】と同じ
- 【資料 1-3-7】森ノ宮医療学園規程集（大学・大学院学則） 【資料 F-3】と同じ
- 【資料 1-3-8】「ホームページ」<http://www.morinomiya-u.ac.jp>
(大学案内→建学の理念→入学案内)

1-3-③中長期的な計画及び 3 つの方針等への使命・目的及び教育目的の反映

【事実の説明】

今までは年度ごとの「事業計画書」、「事業報告書」において短期目標を立てていたが、現在理事長の諮問により、40 周年を迎えた学園の今後 5 年間の「中期計画」の策定を行っている。またいわゆる 3 つの方針（「アドミッションポリシー」、「カリキュラムポリシー」、そして「ディプロマポリシー」）についても、大学開学時の内容について見直しを図り、各種媒体・配布物において明示している。

【自己評価】

例年、理事長以下役員と各部門長（教職員）との事業計画及び予算案策定のヒアリングを通じて、その年度の報告と次年度の事業計画が検討され、毎年振り返りと計画進行状況のチェック、新規計画等の見直しが図られている。今後は 40 周年を迎えて策定予定の「中期計画」に基づく、年度ごとの事業計画が実効的に遂行できれば、さらなる飛躍と改善が期待されると判断している。

＜エビデンス集・資料編＞

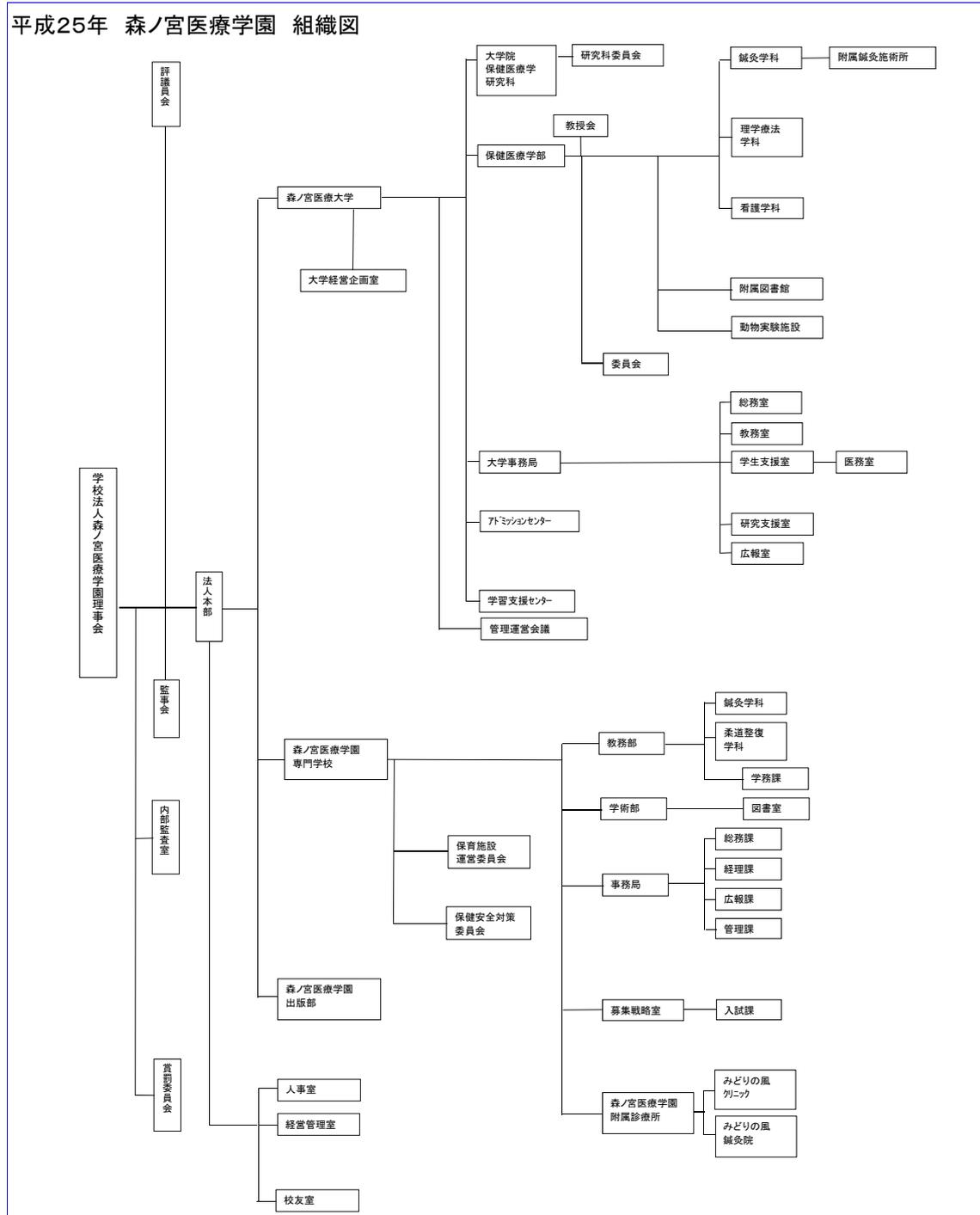
- 【資料 1-3-9】平成 25 年度事業計画書 【資料 F-6】と同じ
- 【資料 1-3-10】平成 24 年度事業報告書 【資料 F-7】と同じ
- 【資料 1-3-11】学校法人森ノ宮医療学園中期目標骨子（案）【資料 1-2-7】と同じ

1-3-④使命・目的及び教育目的と教育研究組織の構成との整合性

【事実の説明】

森ノ宮医療学園は、図 1-3-1「森ノ宮医療学園組織図」に示したように、全体を統括する「法人本部」、教育を担当する「森ノ宮医療大学」と「森ノ宮医療学園専門学校」及び臨床実習施設の役割も担う「森ノ宮医療学園附属診療所」、「森ノ宮医療大学鍼灸施術所」、また広く卒後教育や臨床家に資する出版物を刊行する目的を持った「森ノ宮医療学園出版部」で構成されている。組織運営は、学校教育法第93条、学校教育法施行規則第143条、第144条、大学設置基準第43条第3項に基づき、本学では教育研究目的の達成のため、以下の管理運営体制を構築している。

図 1-3-1「森ノ宮医療学園組織図」



(1) 教学面における管理運営体制

1) 教授会

森ノ宮医療大学学則及び教授会規程に基づき、以下の教学面における重要事項を審議する。

- ①教育課程の編成に関する事
- ②授業及び試験に関する事
- ③学生の入学、卒業または課程の修了、その他学生の在籍に関する事、及び学位の授与に関する事
- ④学生指導に関する事
- ⑤学科等の設置、変更及び廃止に関する事
- ⑥学則その他重要な規程の制定、改廃に関する事
- ⑦予算起案の方針に関する事
- ⑧その他、教育または研究に関する事項

また、これらの事項のほか、理事長並びに学長の諮問した事項を審議する。

教授会の構成員は、学長、副学長、教授、准教授、専任講師、事務局長のほか、教学面からの設置者への要望を迅速かつ効果的にするために、理事長、法人本部長をもって組織する。

教授会の開催については、月1回(毎月第3木曜日)を定例教授会とし、また、教授会構成員もしくは、議長は必要に応じて会議を招集し、臨時教授会を開催することができることとし、教授会の機動的な体制を確保している。平成24(2012)年度は、臨時教授会を含めて19回開催した。

2) 管理運営会議

上記教授会で審議する事項および重要事項をあらかじめ幅広く検討、調整するために、管理運営会議を置いている。この構成メンバーは、学長、副学長、図書館長、研究科長、学部長、学科長、共通教育部門の長、その他、理事長、法人本部長、事務局長、大学事務局総務室長、教務室長、学生支援室長、広報室長、大学経営企画室長等で構成し、会議については、月1回(毎月第2木曜日)を定例の管理運営会議として開催している。平成24(2012)年度は、臨時管理運営会議を含めて22回開催した。また、学生の入学前から在学中、そして卒業のフォローに至る一連の流れを正確に把握し、運営に活用する「エンrollment・マネジメント委員会」および「アドミッションセンター」、「学習支援センター」で実施される事項についても、審議し決定する。

3) 学科会議

学科会議は、各学科内に在籍する助手及び助教以上の教員で構成し、その教育・研究・運営に関する審議と学生動態の共通理解、学科の目標達成の施策等、学科特性に合わせた教育を行うことができるよう企画立案の機能を持つ。平成24(2012)年度は、鍼灸学科では11回、理学療法学科では13回、看護学科では、11回開催した。

4) 大学院研究科委員会

大学院保健医療学研究科の教育と研究に関する重要な事項を審議・運営する決議機関である。平成24(2012)年度は、12回開催した。

(2) 教授会に関連する下部組織としての委員会

教授会との連携を適切かつ有効的に運営するために、専門的事項を審議、起案、または実行することを目的として、教授会の下部組織として下記委員会を常設で置き、構成メンバーは各委員会において定めている。

1) エンロールメント・マネジメント委員会

当委員会では、大学入学前から在学中、また就職支援や卒後教育等、一連の教育活動、すなわち入学者選抜、入試運営、就職活動支援、卒後教育、入試広報に関する情報の分析を実施し、有効的な教育活動を実施することを目的として設け、教授会に提言する。また、高等教育機関として一貫性を持ち学習者への支援活動に資するための委員会でもある。なお、この委員会の下部に入試専門部会を設け、審議した事項の企画運営実施する組織として、大学事務局と連携して設置している。平成 24 (2012) 年度は、この入試専門部会を 6 回開催した。

2) 教務委員会

大学事務局と教務室が連携し、教育課程の編成、運営及び学生の転学、留学、休学及び退学除籍等に関することを検討し、教授会に上申することのほか、単位互換制度、既修得単位の認定、聴講生、研究生、科目等履修生及び留学生に関することを審議検討するために、この委員会を設けている。平成 24 (2012) 年度は、14 回開催した。

3) 自己点検・評価・FSD 委員会

自己点検評価に関する必要な事項を審議するとともに、教職員の資質向上に資する組織的な取り組みについて検討、提案、具体的運営を図るため設けている。平成 24 (2012) 年度は、11 回開催した。

4) 学生支援委員会

大学事務局と学生支援室が連携し、総合的な学生支援を図り、その円滑な運営を行うために置かれている。また、学生支援の専門的分野においてこれをより重点的に行う目的をもって、次の 2 つの専門部会（進路支援部会、学生会・課外活動支援部会）を下部に置いて学生支援の円滑化を図っている。平成 24 (2012) 年度は、8 回開催した。また、専門部会の学生会・課外活動支援部会は、8 回開催した。進路支援部会は学生支援委員会で情報共有がなされたため開催されなかった。

5) 人権問題委員会

人権を尊重し、人権侵害問題が発生した際に適切な対処を行うことを目的に設けている。活動の一環として、上述した自己点検・評価・FSD 委員会とも連携し、人権意識の啓発のためにセミナー等を定期的で開催している。平成 24 (2012) 年度は、4 回開催した。

6) 附属図書館運営委員会

附属図書館と連携し、その運営に関する重要事項を協議し、充実した図書館運営を行うことを目的とするために設けている。平成 24 (2012) 年度は、2 回開催した。

7) 学術研究委員会

本学の学術研究の振興、活性化、コンプライアンスの徹底等を図るために設けている。下部部会として、紀要編集部会、研究倫理審査部会、動物実験倫理審査部会を設置している。平成 24 (2012) 年度は、2 回開催した。

本学における重要事項の典型的な意思決定プロセスは概ね以下の通りである。

「理事会」→「管理運営会議」→「教授会」→「学科会議」→「各種委員会」
(わかりやすくするため、→を一方向化した。実際には、随時フィードバックならびに逆方向のボトムアップも実施がなされる)。

さらに、上記常設の委員会のほか、教授会は必要に応じて専門的事項を審議するため、特別の委員会を置くことが認められている。

【自己評価】

「大学の3つの方針」いわゆる、学生の受け入れ方針である「アドミッションポリシー」、教育目標を達成するために策定した「カリキュラムポリシー」、カリキュラムを通して学んだ学生の質の保証を意図している「ディプロマポリシー」について、文部科学省の大学運営方針が大きく方針転換していることを認識しながら、また、建学の精神、使命や目的及び教育目的を達成するために、必要な教育研究組織が整備されている。また、教育研究組織の構成との整合性を図りながら、教育研究組織と管理運営組織とが連携できていると判断している。

＜エビデンス集・資料編＞

【資料 1-3-12】 森ノ宮医療学園規程集（教授会規程）

【資料 1-3-13】 森ノ宮医療学園規程集（管理運営会議規程）

【資料 1-3-14】 森ノ宮医療学園規程集（研究科委員会規程）

【資料 1-3-15】 森ノ宮医療学園規程集（エンロールメント・マネジメント委員会規程）

【資料 1-3-16】 森ノ宮医療学園規程集（教務委員会規程）

【資料 1-3-17】 森ノ宮医療学園規程集（自己点検・評価・FSD委員会規程）

【資料 1-3-18】 森ノ宮医療学園規程集（学生支援委員会規程）

【資料 1-3-19】 森ノ宮医療学園規程集（人権問題委員会規程）

【資料 1-3-20】 森ノ宮医療学園規程集（附属図書館運営委員会規程）

【資料 1-3-21】 森ノ宮医療学園規程集（学術研究委員会規程）

【資料 1-3-22】 平成 25 年度各種委員会名簿

【資料 1-3-23】 平成 24 年度 教授会、管理運営会議、研究科委員会、各学科会議、入試専門部会、教務委員会、自己点検・評価・FSD委員会、学生支援委員会、人権問題委員会、附属図書館運営委員会、学術研究委員会各審議事項抜粋(写)

(3) 1-3 の改善・向上方策（将来計画）

現在必要なことは外部環境の正確な理解と教育の現場の質の向上、改善のための施策実施等改革のスピードであり、同時に変革に対する学内の共通理解であり、迅速な問題解決であると考えている。そのために、現在準備中である、「中期計画 森ノ宮 Progression in Quality（平成 26（2014）年 4 月 1 日～平成 30（2018）年 3 月 31 日）」を基本として、全学的にさらなる教育の質の追求や意識の向上を図っていきたい。

【基準1の自己評価】

本学では開学以来、建学の精神、使命・目的及び教育目的について、いわゆる「大学の3つの方針」をベースとして体制を整備してきている。また、実効性あるものとするために教育研究組織並びに管理運営組織の中で教職員が各自の役割を持って活動しているとともに、今後も「自己点検・評価・FSD委員会」等において、適切な自己点検・評価活動、FD (Faculty Development) 活動を展開し、PDCA サイクルを構築して社会の変化への対応にも当たっている。

学内外への周知については、各種印刷制作物や媒体（「入学案内」「大学案内」「学生便覧」及び「ホームページ」）等を通じて、広く学内外に公表と周知を図っている。

基準 2. 学修と教授

2-1 学生の受入れ

《2-1 の視点》

2-1-① 入学者受入れの方針の明確化と周知

2-1-② 入学者受入れの方針に沿った学生受入れ方法の工夫

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

(1) 2-1 の自己判定

基準項目 2-1 を満たしている。

(2) 2-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-1-①入学者受入れの方針の明確化と周知

【事実の説明】

保健医療学部の鍼灸学科、理学療法学科、看護学科および大学院保健医療学研究科がそれぞれの教育目的に応じて定めた「アドミッションポリシー（入学者受入れ方針）」を掲げている。これらの方針は、入学試験要項に明記し、受験生に周知しているだけでなく、本学ホームページにも掲載し、広く一般にも公表を行っている。学科の入学者受入方針の周知については、教員および広報室を中心として、高等学校・予備校・塾に対して募集活動時において緻密に説明を実施している。募集対象となる中部・北陸以西の高等学校・予備校・塾に入学試験要項を配布するほか、近畿地区を中心のべ 958 校（実数 443 校）の高等学校を訪問、さらには高校・予備校・塾あるいは高等学校進路指導担当教員対象の説明会を実施するなど、さまざまな機会を通じて、アドミッションポリシーの周知に努めている。一方、受験生やその保護者に対しては、資料請求者への資料発送、年 10 回程度開催するオープンキャンパス（表 2-1-1、表 2-1-2 参照）や普段の大学講義が見学できる「特別講義見学会」、さらには大学説明会や入試対策勉強会など学内イベントを数多く実施しているほか、学外の進学相談会（表 2-1-3 参照）などにも積極的に参加しており、多数の受験生・保護者等（表 2-1-4 参照）に説明を行っている。

各学科の人材育成の目的と「アドミッションポリシー（入学者受入方針）」は、次の通りである。

〔鍼灸学科〕

学科内は 2 コースに分かれ、「鍼灸コース」は、豊かな人間性と幅広い知識や技術、それに基づく適正な判断力を身につけた指導的立場に立ち得る鍼灸師を育成することを目的とする。「スポーツ特修コース」は、鍼灸師の資格を有するとともに、保健体育に関する専門的知識を修得し、実践的指導力を持つ人材の養成を目的とする。

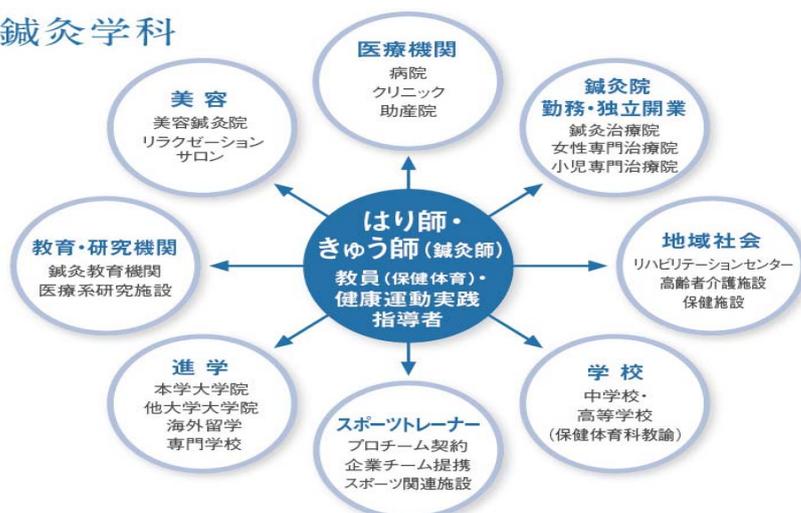
「アドミッションポリシー」は、次の通りである。

高度な知識・技術・人間性を持つ医療人、鍼灸師として社会に貢献できる人材を輩出するために、以下のような人材を受け入れる。（「入学試験要項」より）

- ①医療専門職になるという強い意志を持つ人
- ②科学と伝統に興味を持つ人
- ③人のため社会のために尽くすことを生きがいと感じられる人

卒業後の進路のイメージ図は、以下の通りである。

■ 鍼灸学科



●スポーツ特修コースでは、通常のカリキュラムに加え、教職課程を履修することで、卒業と同時に、中学校・高等学校教諭一種免許状[保健体育]を取得することができます。

[理学療法学科]

人間性を重視し、協調性をもってリハビリテーションチームの一員として活躍できる理学療法士を育成することを目的とする。

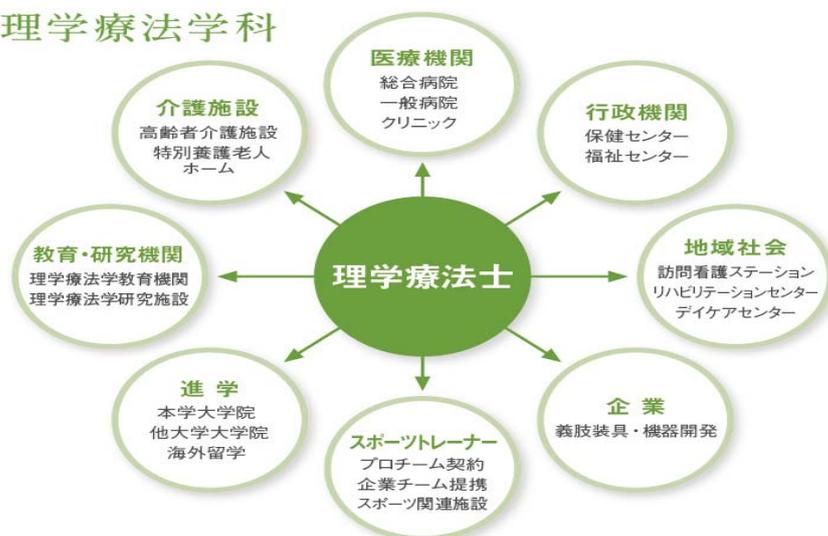
「アドミッションポリシー」は、次の通りである。

大学教育を受ける理学療法士には、「障がいや疾病を持つ方の心の葛藤や混乱を理解し、精神的な支えとなる能力」「障がいや疾病を改善できる科学に裏付けられた知識と治療技術」、加えて「より良い治療技術を生み出す探究心」が必要である。そのために以下のような人材を求める。(「入学試験要項」より)

- ①物事を真摯に受け止め、行動できる人
- ②障がいを持つ人の精神的な支えになりたい人
- ③科学的思考を持ち、客観的な判断ができる人
- ④探究心および向上心を備えている人

卒業後の進路のイメージ図は、以下の通りである。

■ 理学療法学科



[看護学科]

地域社会で生活する人間を深く理解し、豊かな知識と確かな技術に裏づけられたヒューマンケアリング（看護の対象である人々を全人的にとらえ、その人らしく自己実現することを助けるケアであり、他者への関心と配慮に充ちた双方向的な行為である）を創造的に実践するための基礎力を養うとともに、豊かな教養を身につけた看護師、保健師を育成することを目的とする。

「アドミッションポリシー」は、次の通りである。

高等学校において、理科系、文科系の基礎的科目をバランスよく修め、人とのかかわる看護という実践的学問を学修することを意思決定した次のような人材を受け入れたいと考えている。（「入学試験要項」より）

- ①人間に関心がある人
- ②人のために何かしたいと考えている人
- ③看護専門職として自律をめざしている人
- ④目的を持って学ぶ姿勢がある人
- ⑤人間として成長する意欲がある人

卒業後の進路のイメージ図は、以下の通りである。

■ 看護学科



- 養護教諭二種免許状は、所定の科目を履修し、保健師国家試験合格した後、申請をすることで取得できます。
- 他の大学院、専攻科、専門学校を経て、助産師の資格を取得する道もあります。

「保健医療学研究科」

当研究科の「アドミッションポリシー」は、次の通りである。

- ①保健医療学発展への熱意—保健医療学分野の現状を理解し、当該分野の発展に寄与したいという熱意を持つ人
- ②異なる医療体系への関心—患者の選択肢として様々な診療、治療法があることを認識し、自分の医療資格の範囲だけでなく、異なる医療体系や思考様式を理解することに強い関心と意欲を持つ人
- ③学位取得努力に対する覚悟—修士の学位を持つ高度な専門的職業人になるため、知識・技術・人間性を高める努力を惜しまない覚悟を持つ人

育成する人材像は、健康増進または健康回復の領域において、西洋現代医学と東洋伝統医学の双方の観点から統合的発想ができ、その発想に基づく臨床应用能力を持つとともに基本的教育研究能力を身に付けた高度な医療専門職業人を養成することを目的としている。

【自己評価】

これらのことから、入学者受入れの方針は明確に定められ、それらの周知についても適切に行われていると判断する。

＜エビデンス集・資料編＞

- 【資料 2-1-1】「2014 入学試験要項」 【資料 F-4】と同じ
- 【資料 2-1-2】「2014 大学院学生募集要項」 【資料 F-4】と同じ
- 【資料 2-1-3】「ホームページ」 <http://www.morinomiya-u.ac.jp>
(大学案内→建学の理念→入学案内) 【資料 1-2-5】と同じ
- 【資料 2-1-4】オープンキャンパス開催案内 (パンフレット)
- 【資料 2-1-5】高校訪問校一覧
- 【資料 2-1-6】出前講座高校一覧
- 【資料 2-1-7】「特別講義見学会」開催要項
- 【資料 2-1-8】「大学案内 2014」(将来の活躍分野 P15) 【資料 F-2】と同じ

表 2-1-1 平成 23 (2011) 年度オープンキャンパス参加者数一覧

	6月12日	7月23日	7月24日	8月13日	8月14日	10月2日	12月18日	総計
理学療法	69	45	87	71	51	46	22	391
鍼灸	19	11	28	37	24	10	8	137
看護	82	51	191	108	96	90	52	670
未定	0	3	0	1	1	0	0	5
合計	170	110	306	217	172	146	82	1203
保護者	105	47	160	91	107	56	29	595
総合計	275	157	466	308	279	202	111	1798

表 2-1-2 平成 24 (2012) 年度オープンキャンパス参加者数一覧

	4月22日	6月16日	6月17日	7月21日	7月22日	8月11日	8月19日	9月23日	12月16日	総計
理学療法	29	1	55	57	61	99	95	54	23	474
鍼灸	16	9	25	20	28	49	21	7	3	178
看護	98	96	9	135	131	211	159	109	42	990
未定	0	0	0	1	0	0	2	0	0	3
合計	143	106	89	213	220	359	277	170	68	1645
保護者	56	54	65	75	106	152	134	66	29	737
総合計	199	160	154	288	326	511	411	236	97	2382

表 2-1-3 平成 24 (2012) 年度・本学参加の学外進学相談会一覧

開催日	開催地区	相談者数	開催日	開催地区	相談者数
4月15日	梅田	20	6月23日	南港	62
4月24日	天王寺	25	6月24日	梅田	29
5月2日	尼崎	6	7月8日	梅田	21
5月6日	神戸	11	7月10日	明石	3
5月8日	長浜	2	7月11日	奈良	2
5月12日	梅田	15	7月12日	奈良	0
5月12日	天王寺	11	7月14日	堺	11
5月12日	福岡	5	7月14日	城東区	31
5月26日	天王寺	5	7月16日	千甲	4
5月30日	草津	1	8月21日	明石	5
6月1日	天王寺	18	9月3日	堺	4
6月3日	和歌山	0	9月10日	天王寺	23
6月4日	徳島	1	9月29日	神戸	0
6月5日	高知	3	9月29日	難波	7
6月6日	高松	9	10月30日	天王寺	8
6月7日	茨木	1	11月15日	桜井	9
6月8日	松山	5	11月22日	千里	12
6月10日	梅田	7	12月19日	大東	7
6月11日	奈良	8	2月14日	奈良	9
6月13日	伊勢	1	3月6日	宝塚	5
6月18日	堺	11	3月16日	天王寺	10
6月21日	堺	9	3月26日	明石	2

表 2-1-4 資料請求者、進学相談会・学内イベント参加者の総数 (のべ人数)

年	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合計
H24	712	637	578	676	926	1,230	1,343	1,234	902	556	655	690	10,139
H23	456	459	361	429	814	1,119	1,443	1,028	739	790	579	705	8,922

2-1-②入学者受入れの方針に沿った学生受入れ方法の工夫

【事実の説明】

入学者受入れの方針に沿ったさまざまな個性を持つ学生を受け入れられるように、多様な入試制度を設けている。AO 入試では、オープンキャンパスや進学相談会などに受験生本人が参加することが出願条件の1つとなっており、本学の教育内容をよく理解したうえでしか出願できない仕組みとなっている。また、平成 25 (2013) 年度の AO 入試は 1 回目と 2 回目で試験内容の一部を変更し、より多様な学生を受け入れられるように工夫している。具体的には、1 回目の AO 入試では、ミニ講義受講後に小論文を行い、理解力を問うことを重視する一方、2 回目の AO 入試では、ワークショップ後に小論文を実施し、想像力を問うことを重視している。公募推薦入試・特別特待生入試・一般入試・社会人入試では、平成 24(2012)年度入学試験から必須科目を廃止し、国語総合・英語 I・数学 IA・化学 I の 4 科目から自由に科目選択が出来るようにした。これは理科系・文科系を問わず、医療職に適性を持つ幅広い学生を受け入れるためである。また、全ての入試において、面談・面接試験を課し、入学希望者の本学への学びや医療職や教職に就くことへの意欲を確認している。加えて、全配点の中で、面談・面接試験の配点が占める割合を入試ごとに変えることで、多様な学生を受け入れることが出来ている。

大学院保健医療学研究科においては、出願条件として「鍼灸師・理学療法士等の医療資格を有している（または取得見込み）者」という条件を設けているほか、アドミッションポリシーや研究内容に受験生との相違がないように、出願前には研究指導を希望する教員と事前相談をするよう指導している。入学試験は、英文を含む筆記試験、小論文、個人面接の試験科目で合否判定を行っている。

【自己評価】

このように学部入試・研究科入試ともに工夫した入試を実施することで、入学者受入れの方針に沿った多様な学生を受け入れられる工夫がなされていると判断する。

<エビデンス集・資料編>

【資料 2-1-9】「2014 入学試験要項」 【資料 F-4】と同じ

【資料 2-1-10】2012 年度入学試験問題集

【資料 2-1-11】You-U コンタクトシート

【資料 2-1-12】「2014 大学院学生募集要項」【資料 F-4】と同じ

【資料 2-1-13】入試専門部会審議事項（写）、アドミッションセンター会議議事録

【資料 1-3-23】と同じ

2-1-③入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【事実の説明】

過去 5 年間（看護学科・研究科は過去 3 年間）における入学定員に対する学生受入れ数（入学者数）の比率は、表 2-1-2 が示すとおり、理学療法学科では 113.3%、看護学科では 110.0%となっており、安定して適切な定員確保が出来ている。鍼灸学科では、平成 22（2010）年度が 86.7%、平成 23（2011）年度が 95.0%、平成 24（2012）年度が 98.3%と定員割れが続いていたが、平成 25（2013）年度入学生入試(平成 24（2012）年度実施)は、平成 24(2012)年度に設置したスポーツ特修コースなどの効果もあり 113.3%となった。

表 2-1-5 学科・研究科別の入学定員、入学者数、定員充足率（過去 5 年間）

	平成21年度			平成22年度			平成23年度			平成24年度			平成25年度		
	入学定員	入学者数	充足率%												
鍼灸学科	60	64	106.7	60	52	86.7	60	57	95.0	60	59	98.3	60	68	113.3
理学療法学科	60	68	113.3	60	68	113.3	60	68	113.3	60	68	113.3	60	68	113.3
看護学科	—	—	—	—	—	—	80	88	110.0	80	88	110.0	80	88	110.0
保健医療学研究科	—	—	—	—	—	—	6	5	83.3	6	1	16.7	6	8	133.3

【自己評価】

鍼灸学科で過去において定員割れの年度が見られたが、保健医療学部全体としては、入学定員に対する学生受入れ数の比率は、開設以来、毎年 100%～112%で推移しており、適切な学生受入れが維持されていると判断する。

大学院保健医療学研究科においては、開設 2 年目の平成 24（2012）年度で定員を下回ったが、平成 23（2011）年度及び平成 25（2013）年度は、ほぼ適切な人数を確保することが出来ている。

(3) 2-1 の改善・向上方策（将来計画）

学部における学生の受入れについては、入学者受入れ方針や方法、教育内容などをより広く周知していくためにホームページの強化を図るほか、高等学校・予備校との繋がりを重視した広報活動によって、入学者数の確保と受け入れの適正な維持に努めていきたい。また、平成 26（2014）年度入学試験から鍼灸学科を対象としたスポーツ AO 入試や一般入試①の試験日自由選択制を導入するなど、各学科の特性や他大学の入試状況を鑑みた入試を実施していく。

大学院保健医療学研究科については、本学・学部生からの進学や本学と同法人である森ノ宮医療学園専門学校との連携を強化して、安定した入学定員の確保に努めたい。

2-2 教育課程及び教授方法

《2-2 の視点》

2-2-① 教育目的を踏まえた教育課程編成方針の明確化

2-2-② 教育課程編成方針に沿った教育課程の体系的編成及び教授方法の工夫・開発

(1) 2-2 の自己判定

基準項目 2-2 を満たしている。

(2) 2-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-2-①教育目的を踏まえた教育課程編成方針の明確化

【事実の説明】

本学の教育目的と教育目標は、学生便覧等でも掲げているように、以下の通りである。

（大学の教育目標）

本学の教育目標は、伝統医学と現代医学の融和と補完を通じて、幅広い知識と高度な専門技術を有し、豊かな感性と高い倫理観を備えた専門職医療人を育成する。すなわち伝統医学においてはその基本とする全人的なケアと生活文化への配慮、さらにその技術の継承、現代医学においてはその分析的な病態把握や科学的根拠の追求、先端技術の導入など、各々の特異性を教授することによって、各々の専門領域における共通性や独自性を認識し、専門領域における実践力が発揮できるだけでなく、チーム医療についても積極的な人材を社会に送り出すことにある。

また、本学は、高度の専門職医療人として自ら課題を探究する能力を有し、自立的な社会人として、地域や社会において活躍する人材を育成することを目標としている。その実現に向けて本学は、長期的に研究成果を蓄積していくとともに、次の時代を先取りする先見性のある基礎研究や臨床研究を展開させ、全学横断的な連携と支援協力体制の下に研究活動を推進して行く。また、地域にあっては、知の集積拠点として、広く資料を研究者や市民に開放し、大学附属施術所と学園附属クリニックとの連携の下、地域医療に係わり、「地域とともに発展する大学」として健康な街づくりに積極的に取り組んでいき、社会への貢献を図って行く。

（保健医療学部の教育目標）

本学部の教育目標は、生命の尊厳を認識し、個々の人格を尊重できる寛容性と社会的倫

理観を備え、さらに科学的根拠に基づいて地域住民や患者本位の医療を選択、実践し得る医療人を育成する。

よって本学部は、次のような人材を育成することを目標とする。

- ①生命の尊厳を認識し、個々の人格を尊重できる寛容性と高い倫理観、さらに道徳的な見識を備えた人
- ②医療職の基本的知識・技術に基づき、ヒューマン・ケアを実践できる能力を持った人
- ③科学的根拠に基づく問題解決能力を有する人
- ④個々の患者にとって最適な治療法を選択し、「患者本位」の医療を実践することができる人

(各学科の教育目標)

「鍼灸学科」

本学科は、豊かな人間性と幅広い知識や技術、それに基づく適切な判断力を身につけた指導的立場に立ち得るはり師・きゅう師を育成する。また、スポーツ特修コースでは、様々な分野でスポーツ指導および健康増進に貢献する人材を養成する。さらに、保健体育の教職課程設置により、豊富な医学的知識と技能を駆使して中学校・高等学校で生徒の運動指導と心身の健康保持増進に寄与できる教員を育成する。

臨床現場においては患者の人格を尊重し、患者本位の視点に立って、安全で有効な最善の医療を施すことが重要である。また、科学的根拠に基づき個々の患者に対しきめ細かく治療法を選択し、また患者への指導や管理を行える能力が要求される。さらに、はり師・きゅう師は独立開業して、施術を行う場合が多く、社会性や高い倫理観、問題提起や問題解決能力が一層強く求められる。

本学科では、社会性や倫理観を兼ね備え、常に向上心を持ち、患者の痛みを理解しようと努める専門職医療人を育成する。

「理学療法学科」

本学科は、個々の人間性を重視し、互いに協調性をもってリハビリテーションチームの一員として活躍できる理学療法士を育成する。リハビリテーションにおける理学療法士の役割は急性疾患・慢性疾患の患者のケア、高齢者や障がいを持ちながら生活する人々の健康管理、あるいは手術後の身体機能の回復を図るなどの医療行為のほか、心理的・環境的な問題解決のための助言はもとより、地域リハビリテーションや予防医学分野まで、その需要は近年さらに拡大している。

したがって本学科では、このような要求に応えるために、疾病のキュア及び障がい者のケアと予防から、リハビリテーションまでの一連の医療行為のみならず、人々が健康で質の高い生活を送れるように、高度な医療知識と高い倫理観を兼ね備えた指導的立場に立ち得る人材を養成する。また、高度医療の中で、より効果的なリハビリテーションが行えるよう研究活動を行い、系統立った理学療法学の構築に貢献する。

「看護学科」

本学科は、将来、看護専門職として社会で幅広く活動するための基盤となる豊かな知識と確かな技術を教授する。看護は、人間のよりよい健康生活を目指して人間が人間に働きかける技術である。したがって対象は病人だけでなく、健康のあらゆるレベルの個人や家族、集団となる。そこで本学科の教育目的は、地域社会で生活する人間（個人・家族・地

域共同体)を深く理解し、豊かな知識と確かな技術に裏付けられたヒューマンケアリングを創造的に実践するための基礎力を養うとともに、大学で学ぶ過程において、人間として豊かな教養(利他主義・問題解決能力・論理性・創造力・感受性・主体性・自学力・国際性)を身に付ける。

(保健医療学研究科の教育目標)

本研究科は、平成23(2011)年に開設され、健康増進領域と健康回復領域に関する基礎ならびに臨床医学的研究を、EBMの概念を基本として西洋現代医学と東洋伝統医学の双方の観点から行うことにより、保健医療の領域拡大と学問的発展を目指す。また、東洋伝統医学と西洋現代医学の相互理解と協働を可能にする新しい保健医療概念および臨床応用モデルを創出することにより、人々の健康回復と健康増進に貢献することを目的とする(大学院学則第7条より)。

各学科・研究科の「カリキュラムポリシー」は、次の通りである。

「鍼灸学科」

積み上げ方式を採用。初年次教育として業界研究やキャリアデザインの作成を行い、大学在学中の学習および生活の目的意識向上から卒業後のキャリアアップまでを設計している。

- ①鍼灸臨床の知識と技術を高めるために、専門科目群の「基礎鍼灸学」、「臨床鍼灸学」や「応用鍼灸学」領域の授業科目へと積み上げていく。
- ②医療における幅広い知識の修得とともに科学的・論理的思考能力を鍛えるために、教養科目群の「科学的思考」から学科専門科目群の「卒業研究」へ、また学科専門科目群の「構造と機能」から「疾病と障害と予防」領域の授業科目への積み上げを行う。
- ③医療人としての倫理観を涵養するために、教養科目群の「人間理解と社会」領域の授業科目を設ける。
- ④医療と社会の現状を読み取る能力の修得に加え、コミュニケーション能力向上のために、教養科目群の「語学」から学部共通科目群の「保健医療」領域の授業科目を積み上げていく。

以上の積み上げ方式を踏まえ、知識・技術・人間性を基盤とした総合的臨床能力を鍛えるのが「臨床実習」領域の授業科目である。2~4年次の「施術所実習」や「学外実習」で、問題発見から解決までのプロセスを学習し、患者中心の医療の実体験を通して、社会人として求められる主体性、協調性、論理性、総合的実践能力を身につける。

「理学療法学科」

専門基礎科目は「解剖学」・「生理学」・「運動学」・「生化学」などを学ぶ「人体の構造と機能および心身の発達」と「リハビリテーション医学」・「内科学」・「整形外科学」・「脳神経外科学」・「スポーツ医学」・「心理学」などを学ぶ「疾病と傷害の成り立ち及び回復過程の促進」の2領域で、治療を行う上で必要な基礎となる専門知識を修得する。専門科目には「基礎理学療法」「理学療法評価学」「理学療法治療学」「地域理学療法学」「臨床実習」「卒業研究」の6領域があり、臨床で活躍するために必要な知識や技能を広く、深く修得できる。医療系大学教育に求められる高度で先進的な医学知識と医療技術とともに高い倫理観の育成を行い、理学療法分野での指導者となり得る人材を養成する。

- ①人の生活を理解し、障がいとは何か、QOL（Quality of Life）の向上とは何かを学ぶ
- ②人間関係のあり方や医療人としての自覚を身につける
- ③リハビリテーション医学における理学療法士の職域と責任を理解する
- ④学内教育で得た知識・技術を、臨床実習で確認する
- ⑤理学療法士としての向上心を育む

「看護学科」

看護学科の教育目的は、地域社会で生活する人間(個人・家族・地域共同体)を深く理解し、豊かな知識と確かな技術に裏づけられたヒューマンケアリングを創造的に実践するための基礎力を養うとともに、人間として豊かな教養(利他的な思考、論理的思考、問題解決能力、創造力、自学力、感受性、主体性、国際性)を身につけることである。教育課程は、この目的に従って目標を定め、その目標が達成できるよう、次のような編成方針を掲げている。

- ①人間をまとまりのある全体として理解できる
- ②生命の誕生から終焉までのライフサイクルを生涯発達の視点でとらえる
- ③健康な心身の仕組みと疾病の理解が繋がる
- ④シンプルで分かりやすいことから複雑な現象の理解へ繋がる

「保健医療学研究科」

共通科目及び専門科目から編成している。共通科目において東洋伝統医学や代替・統合医療にやや比重を置いた科目編成とし、1年前期に東洋伝統医学の観点を理解させ、統合的発想に至る素地を築いてから専門科目の修得に進む。また、学部教育のような医療資格別の領域区分ではなく、人の健康状態のステージ「健康増進領域」「健康回復領域」の2つの領域に主眼を置いている。

【自己評価】

各学科・研究科の「カリキュラムポリシー」は、教育目的を踏まえて、明確に示されており、それに沿って、適切に編成・運用されていると判断している。

<エビデンス集・資料編>

【資料 2-2-1】「ホームページ」<http://www.morinomiya-u.ac.jp>

(大学案内→建学の理念→入学案内) 【資料 1-2-5】と同じ

【資料 2-2-2】「2014 入学試験要項」 【資料 F-4】と同じ

【資料 2-2-3】「大学院学生募集要項」 【資料 F-4】と同じ

【資料 2-2-4】「平成 25 年度学生便覧」(履修案内) 【資料 F-5】と同じ

【資料 2-2-5】「ホームページ」<http://www.morinomiya-u.ac.jp>

(大学案内→在学生・教職員専用ページ→シラバス)

2-2-②教育課程編成方針に沿った教育課程の体系的編成及び教授方法の工夫・開発

【事実の説明】

本学の建学の精神である「伝統医学と現代医学の融和と補完を通じて、幅広い知識と高度な専門技術を有し、豊かな感性と高い倫理観を備えた専門職医療人を育成します」を基

に掲げられている「ディプロマポリシー」を具現化するための教育課程編成を「カリキュラムポリシー」に基づき実施している。また、学士課程および修士課程の教育課程において科目区分を設定し、科目ごとに必修選択の別、単位数、1 単位当たりの時間数、先修条件等を明示している。

本学では保健医療学部の各学科における教育課程の体系について、順序を持って学修することにより理解を重ね、学士取得に向けて専門科目を体系的に理解できるよう先修条件を設けている。特に医療資格を取得することが学生のキャリア形成に大きく影響するため専門科目を順序立てて学修することが非常に重要である。各学科ともキャリアに直接結びつく科目もしくは卒業研究に関連する科目について先修条件を設け、専門知識や技術を習得するために基礎より順序立てて学修体系を整備し、学生の学修理解度を高めるように努めている。各学科において先修条件の重要性を学生に説明し、履修指導を行っている。

【1 単位当たりの時間数】

講義	15 時間の授業をもって 1 単位とする
演習	30 時間の授業をもって 1 単位とする
実験、実習および実技	45 時間の授業をもって 1 単位とする

※「講義」および「演習」について授業時間 15～30 時間の範囲内で 1 単位、「実験」「実習」及び「実技」について授業時間 30～45 時間の範囲内で 1 単位に設定することがある。各学科の「先修条件」は以下の通りである。

(鍼灸学科)

	先修条件該当科目	先修条件
①	鍼灸診断治療学 I	基礎はり実技
		基礎きゅう実技
②	鍼灸診断治療学 II～VII 特殊鍼灸治療学実習 刺絡鍼灸学演習	鍼灸診断治療学 I
③	附属施術所基礎実習 老年ケア演習	鍼灸診断治療学 I
		運動機能検査法
		附属施術所見学実習
		医療コミュニケーション
④	附属施術所応用実習 学外見学実習	鍼灸診断治療学 II
		鍼灸診断治療学 III
		鍼灸診断治療学 IV
		附属施術所基礎実習
⑤	卒業研究	鍼灸診断治療学 I
		附属施術所見学実習
		学科専門科目群の必修科目うち、専門基礎科目 14 単位、専門科目のうち鍼灸診断治療学 I、附属施術所見学実習を除く 10 単位

(理学療法学科)

	先修条件該当科目	先修条件
①	臨床評価実習	リハビリテーション概論
		理学療法概論
		臨床見学実習
		学科専門科目群、専門科目のうち理学療法評価学に該当する科目のうち臨床理学療法評価学Ⅲを除く 5 単位
②	臨床総合実習	臨床評価実習
		臨床理学療法評価学Ⅲ
		学科専門科目群、専門科目のうち理学療法治療学に該当する必修科目のうち理学療法特論Ⅰ、理学療法特論Ⅱを除く 17 単位

(看護学科)

	先修条件該当科目	先修条件
①	基礎看護学実習Ⅱ	基礎看護学実習Ⅰ
		基礎きゅう実技
		看護理論
		生活援助論Ⅰ・Ⅱ
		診療援助論Ⅰ
		統合技術論
②	専門分野Ⅱ「臨地実習」	基礎看護学実習Ⅰ・Ⅱ
		当該領域の必修科目の概論、各援助論を履修し、単位を修得しておかなければ当該領域の実習を履修することはできない。
③	統合分野「臨地実習」	主題実習Ⅰは、専門分野Ⅱ「臨地実習」(急性・慢性・老年・母性・小児・精神) 16 単位を修得しておかなければ履修できない
		在宅看護論実習は、専門分野Ⅱ「臨地実習」 16 単位、および、「在宅看護論」(1 単位)を修得しておかなければ履修できない。
		地域看護活動論実習は、3 年後期までの臨地実習 19 単位、および、地域看護学Ⅱ 12 単位(平成 24 年度以降の入学生については、公衆衛生看護学Ⅱ 16 単位)を修得しておかなければ履修できない。
		主題実習Ⅱは、地域(公衆衛生)看護活動論実習の単位を修得しておかなければ履修できない。

④ 卒業研究	教養科目群の必須科目 10 単位 (13 単位中)
	3 年後期までの臨地実習 19 単位
	専門基礎分野の必須科目 14 単位
	専門分野 I の臨地実習を除く 10 単位 (13 単位中)
	統合分野の地域看護学 I・II の 6 単位 (10 単位中)
	看護研究 1 単位

学士課程及び修士課程の全授業科目についてシラバスを作成し公開している。シラバス作成に当たっては教務委員会で記載内容等に関する取決めを行い、シラバスに記載すべき事項、具体的には授業形態や時間毎の内容、成績評価基準、必要とする予習項目等について各教員へ周知徹底が行われている。各教員が記載したシラバスは所属長がすべて確認作業を行い不備がある場合は加除修正を各教員に求めている。すべてのシラバスの確認作業が完了次第、大学のホームページおよび学務システムにおいて閲覧でき、外部からの閲覧も可能である。学士課程においては教育課程を『教養科目群』、『学部共通科目』、『学科専門科目群』に分類している。

(教養科目群)

教養科目群は教養教育によって総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養する人材の育成を目指しており『科学的思考』、『人間理解と社会』、『語学』の3領域で編成されている。『科学的思考』は「基礎ゼミナール」、「学習方法論」、「生物学」を全学科必修科目として配置し、「情報処理」、「物理学」、「生物学」、「化学」などを学科の特性に応じて配置している。「基礎ゼミナール」は、履修指導、大学教育の目的、学生生活全般に至るまでを指導、支援するべく少人数のグループ学習を実施している。「学習方法論」は、大学教育に容易に対応できるよう基本的な学習法の提案として受講態度、ノート記載やレポートの書き方、論文の読み方などを教授する。また、高等教育に必要な基礎学力を確保するため、リメディアル教育(補講教育)などを学生の能力に応じて行う体制を整えている。『人間理解と社会』は、「生命倫理学」を必修科目とし、「社会福祉学」、「心理学」、「マーケティング入門」、「哲学・宗教学」、「東洋史学」、「社会学」、「日本国憲法」を学科の特性に応じて配置している。「哲学・宗教学」、「生命倫理学」は医療人に求められている教養を備えた感性豊かな人間性や人間への深い洞察力、倫理観、生命の尊厳を涵養するために行われている。また、「心理学」、「東洋思想論」、「東洋史学」、「社会学」は社会の理解と社会生活へ適応する能力の修得だけでなく、設置の理念や目的にある伝統医学と現代医学の融和と補完の実現を目指して配置している。『語学』は、言葉という人間の基盤となる能力の修得を目的とし、「英語Ⅰ(初級)」、「英語Ⅱ(中級)」を必修科目、「英語Ⅲ(応用)」、「医学英語」、「英会話Ⅰ(初級)」、「英会話Ⅱ(中級)」を選択科目として配置している。語学は、英語の基礎から学び、英会話、医学英語を理解する力を養うことで、異文化への理解とコミュニケーション能力の育成を目指して配置している。

(学部共通科目群)

当科目群は、保健医療学部の共通科目として、保健医療分野の専門職に必要な知識・教

養を修得し、設置の理念や目的にある伝統医学と現代医学の融和と補完の実現を目指し、「健康スポーツ科学演習」、「チーム医療論とリスクマネジメント」を必修科目とし「健康科学」、「健康管理学Ⅰ・Ⅱ」、「統合医療概論」、「東洋思想史」、「医療コミュニケーション」、「最新医療セミナー」、「運動生理学」、「運動生理機能学演習」、「鍼灸のための理学療法学・看護学」、「理学療法のための鍼灸学・看護学」、「看護のための鍼灸学・理学療法学」などを学科の特性に応じて配置している。

（専門科目群）

当科目群は、鍼灸学、理学療法学、看護学のそれぞれの専門分野について必要な知識・技術・教養を修得し、設置の理念や目的にある伝統医学と現代医学の融和と補完の実現を目指すために設置されている。

鍼灸学科における専門科目は、知識修得に加え、演習や実習で技術修得する。具体的には、「経絡経穴学」、「経穴局所解剖」は、体表上で各経穴の正確な位置を修得する。実技実習は基本的な刺鍼、施灸から診察・治療など臨床技術を修得するため、1~4年次まで段階的に配置している。「附属施術所基礎実習」、「附属施術所応用実習」はこれまで修得した技術を臨床で実践する場としている。また、開業権のあるはり師きゅう師の特性を活かすために、「鍼灸経営論」、「学外見学実習」を設けている。

理学療法学科における専門科目は、知識修得に加え、演習や実習で技術を修得する。具体的には、「運動器系理学療法学」、「神経系理学療法学」、「内科系理学療法学」は講義で行い、理解を深め技術を修得するため、各科目に対応した演習として、「運動器系理学療法学技術論」、「神経系理学療法学技術論」、「内科系理学療法学技術論」を配置している。また、「臨床総合実習Ⅰ」、「臨床総合実習Ⅱ」はこれまで修得した技術を臨床で実践する場としている。

看護学科における専門科目は、「患者学」「死生学」といった教科目を独自に設けている。「患者学」は、健康を逸脱した際に人間はどのような心理あるいは心理過程を経るか、その過程にはどのような要件が関連するかといったものを理解する。「死生学」では、年代や状況による死生について学修し、個別性を考えながらその中にある普遍性について学修する。また、「主題実習」を設け、基礎看護学、成人看護学(周手術期・急性期)、成人看護学(慢性期・回復期・終末期)、母子看護学、地域・在宅・老年看護学ならびに精神看護学の6領域から提案された複数の主題の中から学生(個人あるいはグループ)が選んでそのテーマに取り組む実習を行う。主題実習は4年次に開講されるので、主体性を発揮することによって、これまでの基礎的な実習をさらに深めることを意図している。

（保健医療学研究科修士課程）

修士課程においては、健康増進または健康回復の領域において西洋現代医学と東洋伝統医学の双方の観点から統合的発想ができ、その発想にもとづく臨床応用能力を持つとともに基本的教育研究能力を身に付けた高度な医療専門職業人を養成することを目的としており、この目的に基づき教育課程編成がなされている。この目的を達成するために教育課程を「共通科目」及び「専門科目」に編成している。

「共通科目」においては、東洋伝統医学や代替・統合医療の授業科目にやや比重を置いた科目編成とし、1年前期に東洋伝統医学の観点を理解させ、統合的発想に至る素地を築いてから専門科目の修得に進ませることとしている。

「専門科目」の編成は、医療資格別に2学科としていた学部教育における縦割りの領域区分の概念を撤廃し、代わりに人の健康状態のステージに主眼を置いた「健康増進領域」と「健康回復領域」の2つの専門演習ならびに特別研究で編成している。専門科目の2つの領域は、本学保健医療学部で学んだ鍼灸師や理学療法士はもちろんのこと、それ以外の柔道整復師、あんまマッサージ指圧師、看護師といった東洋伝統医療および西洋現代医療の医療資格者、あるいはスポーツ科学を学んだ他大学卒業生に対しても、現代西洋医学的知識基盤が備わっているならば、異なる思想基盤や生命身体観をもちながら専門領域での学習と探究を深め、他の医療職と協働できるような高度な医療専門職業人あるいは指導的人材を養成できる科目編成としている。「健康増進領域」は、人の健康状態において無病あるいは未病と呼ばれるステージであり、健康状態を保持増進して疾病を予防することが最重要課題である。そのためにはどのような医療資格をもつ学生であろうとも、まず人体の構造、機能、恒常性維持と生体防御、栄養と代謝、運動などについて、学部教育で習得したよりもさらに専門的に詳しく理解する必要がある。そこでこれらの知識を身に付けるような特論を設けることとしている。また、この領域では、鍼灸学、健康科学、スポーツ科学、およびアンチエイジング科学といった健康保持増進に関わる学問が重要となるため、これらを深く理解するための特論を設けた。一方、「健康回復領域」は、人が疾病になってからのステージであり、治療、症状緩和、進行阻止、社会復帰などが最重要課題となる。この領域においては、疾病の理解、心身相関、具体的な回復支援技術などについての専門的な知識が必要であるため、これらに関連する特論を設けることとした。また、この領域では、リハビリテーションと生活の質（QOL）の向上が重要なポイントになるため、リハビリテーション医学、理学療法学、鍼灸による疼痛制御、QOL 評価法に関する特論を設けた。専門演習は、各学生の専門領域に応じて教員の指導の下で臨床系あるいは基礎系の演習を行うことにより、自身の専門領域における高度で具体的な臨床、実験あるいは情報収集・抽出の手法と能力を身に付けることを目的とした科目である。特別研究が研究マインドと高度な専門的知識を身に付けて修士の学位につながる修士論文の作成を目指す科目であるのに対し、専門演習は臨床、実験あるいは情報収集・抽出における実践技術を高めることに主眼を置いている。専門演習と特別研究の内容に一貫性を持たせることによって、高度な医療専門職業人の養成を効率よく達成できることが期待できる。専門演習では、①臨床系演習として臨床技術の習練と症例の集積・分析を、②基礎系演習として実験および実験環境管理の手法の習練、または英語文献収集および情報抽出の手法の習練を実施する。臨床系演習は医療資格既得者のみ対象としている。専門演習と特別研究は互いに密接に関連させるため、医療資格に関連した臨床系演習と特別研究、または医療資格と直結しないスポーツ科学や基礎医学に関連した基礎系演習と特別研究という形式で実施する。専門演習は1年次に実施し、そこでの習得内容と成果が特別研究に直接あるいは間接的に関連性をもつものとなるよう指導する。専門演習で鍼灸師あるいは理学療法士の医療資格を持つ学生が臨床系演習を希望した場合、本学附属の施術施設あるいは関連病院において患者を対象とした演習が可能であり、実践体験にもとづいて高度な専門職業人と呼ばれるにふさわしい臨床実践能力の基礎を固める機会とする。スポーツ科学系または基礎医学系を専門的に追究したい学生が基礎系演習を希望する場合は、本学実験室においてヒトまたは動物を対象とした実験手法や実験環境管理手法を主体とした演習を行い、教育研究能力の向上

につながるようなトレーニングを実施している。

共通科目については「健康増進領域」と「健康回復領域」という2領域を専門科目として設定することは、医療資格という区別ではなく人の健康状態のステージという観点から保健医療を捉えることによって、新しい発想や知見をもたらすことが期待できる。

しかし、異なる医療資格をもつ入学生を急進的に領域のどちらかに導入すると混乱と理解不足を招く恐れがある。そこで1年前期に共通科目を履修させることにより、「健康増進領域」と「健康回復領域」のいずれの領域を専門的に追究するにあたって必要となる知識と理解の基盤を築くこととする。したがって、共通科目は、教育研究上の目標であるEBMの概念と理解を基本軸として西洋現代医学と東洋伝統医学の双方の観点から統合的発想ができる能力を涵養するような授業科目を設定した。まず、EBMの概念を正しく理解して研究や臨床を実践すると同時に多様な診断治療体系と医療文化を理解し、それらを統合して包括的なケアの発想ができる能力を涵養するため、保健医療研究方法論と代替・統合医療特論を必修科目に据えた。また、日本の伝統医学の概要と歴史を理解するために東洋医学系科目を複数配した。さらに、教育職を目指す学生が保健医療教育についての知識と方法論を学ぶための特論と、保健医療に関わる者が深く思索し追究しなければならない生命や死の哲学についての特論を設け実施している。

【自己評価】

各学科及び研究科の教育課程・教育プログラムは、「ディプロマポリシー」を具現化するための「カリキュラムポリシー」に基づき体系的に編成されていると判断している。

また、シラバスについても、記載内容等のチェックを行う体制が整備されていると判断している。

<エビデンス集・資料編>

【資料 2-2-6】平成 25 年度講義概要(シラバス)

【資料 2-2-7】授業スケジュール表(授業時間割表)

【資料 2-2-8】平成 25 年度年間スケジュール表

【資料 2-2-9】「平成 25 年度学生便覧」(履修案内)【資料 F-5】と同じ

【資料 2-2-10】教務委員会審議事項(写)【資料 1-3-23】と同じ

<エビデンス集・データ編>

【表 2-5】授業科目の概要

(3) 2-2 の改善・向上方策(将来計画)

教育の実践目標を理解し、継続的に推進していくとともに、全学的な教学マネジメントの確立を図りたい。平成 24(2012)年 8 月の中教審答申を踏まえて、教育課程の編成・実施方針、学修成果の評価等の基準の明確化、教育プログラムの策定においては、CAP 制やナンバリング等を機能させながら、継続して改善に取り組んでいく。なお、平成 26(2014)年度には、さらなる教育成果、質向上を目的に、各学科で一部のカリキュラムの改正を検討中である。

2-3 学修及び授業の支援

《2-3の視点》

2-3-① 教員と職員の協働並びに TA(Teaching Assistant)等の活用による学修支援及び授業支援の充実

(1) 2-3の自己判定

基準項目 2-3 を満たしている。

(2) 2-3の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

2-3-①教員と職員の協働並びに TA等の活用による学修支援及び授業支援の充実

【事実の説明】

本学では、平成 23(2011)年度より「学習支援センター」を設置し、さらに平成 24 (2012)年度にはその活動についてより活性化を図り、学生の学習に関わる質問などに関し教職員および専門の相談員を配置し、教員と職員の協働による運営を行っている。学習に関わる支援全般に加え学習環境の整備や医療系国家資格取得支援など多岐にわたって支援業務を実施し「学修」に関わるサポートを学習支援センター担当教職員中心に全学的に取り組んでいる。また教職員に加え、医療資格を有する本学卒業生にも支援を呼びかけ、20人近い本学卒業生が学習支援センターに非常勤職員として加わり学習支援、特に国家試験に関わる支援を実施している。学生からは国家試験経験者である本学卒業生が学生目線での支援を行っていることが非常に好評であるとのアンケート調査結果が出ている。教職員による知識、技術の支援と本学卒業生による精神的な支援を含めた学習支援を行うことにより学生の学修問題解決に寄与している。

また、本学では担任、チューター制を敷き学生生活だけでなく学修相談にも応じる教員をクラス毎に配置している。担任、チューターは学生一人ひとりの授業態度を確認しながら個々の学生とコミュニケーションを図り学修状況の把握に努めている。これらの情報が科目担当者にも共有され学生の学修到達度などを把握し日々の授業運営に活用されている。この担任、チューターに加え全学的にオフィスアワー制度を設け、さらなる学修支援体制の充実を図っている。また、年に2回保護者との懇談の機会(教育後援会)を設け、学生の学修状況につき保護者への説明と保護者からの相談を受けている。保護者との面談についてはこの保護者懇談会だけではなく希望者は随時、担任に申し入れることができ学修に関する家庭との連携も強化している。中途退学者、留年者(標準年限非卒業者)への対応について、特に中途退学者は毎年 3.2%~4.5%で推移しており、主な理由として成績不振、経済的理由、進路変更等があげられるが、複合的な事由も散見される。即刻解決可能な妙案は難しいが、本質的には学生と大学側のコミュニケーションの量と質がその成否を左右すると考えられる。その意味においても上述の学修相談の実施と充実を今後も継続して行っていく。

医療系実技科目の豊富な本学では授業の充実を目的として、特に実技科目に関しては TA や教員数を増員し学生の理解度向上に寄与している。

また、学生たちの出席状況については、授業担当教員が毎授業時に出席を確認し、出席率の悪い学生については、学生支援室で把握し、各学科長とデータを共有して、担任やチューターより注意喚起と指導を行っている。また、授業への出席状況により定期試験の受

験資格が以下のように与えられないことになっている。

①講義科目は原則として授業時数の 3/5 以上の出席をしなければ定期試験の受験資格が与えられない。

②演習科目は原則として授業時数の 3/5 以上または 4/5 以上の出席をしなければ定期試験の受験資格が与えられない。

③実習科目は原則として授業時数の 4/5 以上の出席をしなければ定期試験の受験資格が与えられない。ただし、臨床実習については原則、欠席は認めていない。

また、退学者や休学者についても、担任やチューターと連携を取りながら、データ分析等も行いながら減少に向けて対応に努めている。

【自己評価】

学習支援センターが設置されており、学生支援センター担当教職員及び、医療資格を持つ本学卒業生が非常勤職員として加わり多岐にわたる学修支援をサポートしている。また、TA の採用による実習科目等の授業支援並びに学修支援が図られているなど、適切な支援が行われていると判断している。担任やチューター制度も学部・学科の業務分掌規程で明文化しており、担当事務部門とも教職協働が有効に機能していると判断している。

<エビデンス集・資料編>

【資料 2-3-1】学習支援センター会議審議事項（写）

【資料 2-3-2】学習支援センターアドバイザー・アシスタントに関する細則

【資料 2-3-3】森ノ宮医療学園規程集（業務分掌規程 - 第 7 条）

【資料 2-3-4】学習支援センター報告書

【資料 2-3-5】学習支援センターアンケート調査結果

【資料 2-3-6】退学者分析データ

(3) 2-3 の改善・向上方策（将来計画）

本学のような医療系大学の中途退学者は、全国でも比較的高いのが実情であるが、本学では、この退学率について数値目標を定めて低減する緻密な学修相談を今後とも実施したいと考えている。また、医療知識の正確な理解と技術の修得が重要視される本学において、学生に充実した授業を提供することが重要なポイントとなっている。現在、大学院生と本学卒業生を中心とした TA での支援体制であるが、本学卒業生にとどまらず様々な経験を有する医療資格保有者の方々の支援および本学修士課程在学中の学生からの支援も要請し、学生教員双方にとって有益な授業運営を行えるよう更なる改善に努めたい。

2-4 単位認定、卒業・修了認定等

《2-4 の視点》

2-4-① 単位認定、進級及び卒業・修了認定等の基準の明確化とその厳正な適用

(1) 2-4 の自己判定

基準項目 2-4 を満たしている。

(2) 2-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-4-①単位認定、進級及び卒業・修了認定等の基準の明確化とその厳正な適用

【事実の説明】

学科及び研究科の「ディプロマポリシー」は、次の通りである。

「鍼灸学科」

鍼灸学科に4年以上在籍し、卒業要件単位数（鍼灸コース：125単位、スポーツ特修コース：140単位）を取得したものに卒業が認定され、学士(鍼灸学)の学位が与えられる。これは、はり師・きゅう師国家試験受験資格となる。スポーツ特修コースでは、上記の140単位に加え、教職課程科目29単位を取得することで高等学校教諭一種免許状(保健体育)、教職課程科目35単位を取得することで、中学校・高等学校教諭一種免許状(保健体育)を取得することができる。

当学科では、特に医療において必要なコミュニケーション能力を身につけることを重視し、その上で患者本位の医療を実践できる人材をめざしている。

- ①科学的・論理的な思考ができる
- ②高度な臨床技術が伝承できる
- ③医療人としてのモラルと品格を備えている
- ④社会の要請に応えられる

「理学療法学科」

理学療法学科に4年以上在籍し、卒業要件単位数125単位を取得したものに卒業が認定され、学士(理学療法学)の学位が与えられる。これは理学療法士国家試験受験資格となる。本学で学士を授与され、国家資格を取得した理学療法士は、急性期から回復期、維持期の医療に至るまで、予防医学やスポーツ医学の分野における活動など幅広い分野で活躍する資質を持ち合わせていることが要件のひとつである。さらに卒業後は、障がいを持つ人やその家族、そして社会へ対して貢献できる人材として成長することかできる。

- ①相手の立場に立ち、一人ひとりを大切にできる
- ②自分のなすべきことをしっかりと考え、実行できる
- ③わからないことへの探求心と問題解決思考を持っている
- ④先見性のある基礎・臨床研究および技術開発に取り組める
- ⑤自己マネジメントができ、社会性と品格を備えている
- ⑥社会に貢献でき、社会に求められる

「看護学科」

看護学科に4年以上在籍し、卒業要件単位数125単位を取得したものに卒業が認定され、学士(看護学)の学位が与えられる。これは看護師国家試験受験資格となる。なお、当学科では、10人に保健師国家試験受験資格が得られる選択制カリキュラムを採用している。

その場合は、147単位の取得(上記の125単位に加えて22単位の選択科目の履修)が必要である。(さらに、必要な科目を履修しておけば、保健師国家試験合格後に養護教諭二種免許を申請できる) 本学卒業時点で、学生には次のような基礎的な能力が期待できる。

- ①社会やチームにおける看護の役割を理解できる
- ②他者を尊重し、他者と協調する姿勢がある
- ③根拠や倫理観に基づいたケアを提供する姿勢がある
- ④情報収集・アセスメント・看護の必要性を決定・計画的な実践・評価といった看護過程の基本的な展開ができる
- ⑤自分で主体的に探究する姿勢がある

「保健医療学研究科」

- ①〔知識と理解〕EBMに重点を置いた科学的思考様式を身に付けた上で、東洋伝統医療と西洋現代医療の双方の特徴と思想が理解できる。
 - ②〔技術と行動〕現代医療、伝統医療、あるいは代替医療の長短を踏まえた統合的発想にもとづくケア計画の立案と臨床技術の提供ができる。
 - ③〔意欲と配慮〕医学情報の急速な更新に追従する努力を積極的に行うとともに、患者個人のもつ文化的背景や価値観を尊重した対応ができる。
 - ④〔探求と伝承〕人々の健康増進あるいは健康回復のために理想的な保健医療の在り方を追求し、その過程で得た知識・技術・経験を次世代に伝承することができる。
- なお、研究科及び各学科の卒業単位一覧表は、表2-4-1の通りである。

表 2-4-1 学科ごとの卒業単位一覧表

研究科・学部・学科、コース名等	卒業及び資格取得等に必要な単位数
大学院 保健医療学研究科	30単位以上
保健医療学部 鍼灸学科	125単位以上
保健医療学部 鍼灸学科 鍼灸コース	125単位以上
保健医療学部 鍼灸学科 スポーツ特修コース	140単位以上
保健医療学部 鍼灸学科 スポーツ特修コース 教職課程（高等学校教諭一種免許状）	169単位以上
保健医療学部 鍼灸学科 スポーツ特修コース 教職課程（中学校教諭一種免許状）	175単位以上
保健医療学部 理学療法学科	125単位以上
保健医療学部 看護学科	125単位以上
保健医療学部 看護学科 保健師養成課程（平成23年度入学生対象）	137単位以上
保健医療学部 看護学科 保健師養成課程（平成24年度入学生対象）	142単位以上

【自己評価】

以上、上述したように、各学科・研究科は、「ディプロマポリシー」に則り、教務規程、履修案内により厳正に運用されている。

また、単位認定並びに進級及び卒業、修了判定については、予め基準が明示されるとともに審査過程が明確化されており、各学科、研究科において厳正に図られていると判断している。

＜エビデンス集・資料編＞

- 【資料 2-4-1】「ホームページ」 <http://www.morinomiya-u.ac.jp>
(大学案内→建学の理念→入学案内) 【資料 1-2-5】と同じ
- 【資料 2-4-2】「2014 入学試験要項」 【資料 F-4】と同じ
- 【資料 2-4-3】「2014 大学院学生募集要項」 【資料 F-4】と同じ
- 【資料 2-4-4】森ノ宮医療学園規程集（教務規程）
- 【資料 2-4-5】森ノ宮医療学園規程集（科目等履修制度規程）
- 【資料 2-4-6】森ノ宮医療学園規程集（在学生の試験に関する規程）
- 【資料 2-4-7】「平成 25 年度学生便覧」（履修案内） 【資料 F-5】と同じ
「学位規程」

(3) 2-4 の改善・向上方策（将来計画）

現在も厳格な成績評価を行っているが、今後、平成 24（2012）年 8 月の中教審答申を踏まえて、成果の評価に当たっては、アセスメント・テスト等の導入を図ることを検討していきたい。

2-5 キャリアガイダンス

＜2-5 の視点＞

2-5-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する指導のための体制の整備

(1) 2-5 の自己判定

基準項目 2-5 を満たしている。

(2) 2-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-5-①教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する指導のための体制の整備

【事実の説明】

本学では、「はり師」、「きゅう師」（鍼灸学科）、「理学療法士」（理学療法学科）、「看護師」、「保健師」（看護学科）を育成する学科で構成されており、卒業時にこれら国家試験の受験資格を取得することができる。入学時、既にキャリア、特に職業に対する意識醸成がなされている学生の入学がほとんどであり、1 年次よりそれぞれの国家資格取得に向けた実践的なカリキュラムが編成されている。低学年時より臨床現場の見学などもカリキュラムに取り入れ、低学年時からの職業観醸成を行っている。また 1 年次には全学科で「キャリアデザイン」科目を開講し、自身が目指す資格のビジョンを考え、生涯の仕事を含む人生そのものをこれからどのように生きていくのかについて考えることを主題とし、自身のキャリアデザインの必要性和重要性を理解させている。また、有資格者を招きキャリア支援セミナーを開催している。先に記載した正課授業とは異なり、各国家資格に対する専門分野の技術や知識の習得を目的としており、社会観、職業観の醸成に寄与している。

本学の分野特性により、通常大学で行われると思われる、インターンシップ制度という形式はとられていないが、カリキュラムにおいて必須とされる学外臨床実習がその役割を担っている。医療職に就職を希望しない学生においては、学習支援室にて相談を受け実施できる準備体制は構築されている。

3・4年次生のキャリア支援等の流れは、以下の通りである。(表 2-5-1 参照)

表 2-5-1 3・4年次生のキャリア支援等の流れ

		3年次		4年次	
		前期～後期		前期	後期
キャリア教育担当	ゼミ担当教員	・キャリアビジョンの醸成 ・自己分析(テキスト参照) ・就職先情報の収集	・自己PRの作成 ・応募書類(履歴書等)作成指導 ・就職先情報の収集 ・就職先の紹介 ・就職相談 ・就職活動状況調査(アンケート収集) ・模擬面接会への参加	・就職先の紹介 ・就職相談 ・就職活動状況調査(アンケート収集)	
	担任	・就職先情報の収集	・進路希望調査の実施 ・就職先情報の収集 ・就職先の紹介 ・就職相談 ・模擬面接会への参加	・就職先情報の収集、紹介 ・就職相談 ・最終進路調査(調査書収集)	
	教員	・就職先情報の収集	・就職先情報の収集 ・就職相談 ・その他全般的な協力	・就職先情報の収集 ・就職相談	・就職先情報の収集 ・就職相談 ・その他全般的な協力
	試験支援室担当	・就職先情報の収集 ・就職指導関連資料作成 ・就職情報収集アンケート作成	・就職先情報の収集(求人票発送) ・就職ガイダンスの実施(マナー、模擬面接等) ・就職相談 ・進路調査書作成、収集	・就職先情報の収集 ・内定情報の収集	・就職相談

【自己評価】

進路支援体制としては学生の進路に関する具体的なニーズを拾い上げ、学科ではもちろん、ゼミ単位での教員指導、クラス担任による指導、大学事務局キャリア支援担当部門である学生支援室による指導など指導を受ける学生側も相談しやすい窓口相談できる体制を整備し、進路支援について大学全体で取り組む体制を整えている。

また、教員、職員、ゼミ、クラスなどの特性に応じて担当窓口の業務分担を行い、きめ細やかな進路支援体制が整っていると判断している。

<エビデンス集・資料編>

【資料 2-5-1】 森ノ宮医療学園規程集 (学生支援委員会規程) 【資料 1-3-18】 と同じ

【資料 2-5-2】 森ノ宮医療学園規程集 (就職支援細則)

【資料 2-5-3】 キャリア支援セミナー開催状況一覧

【資料 2-5-4】 各学科「キャリアデザイン」科目のシラバス

(3) 2-5 の改善・向上方策 (将来計画)

これまでキャリア支援については全学的な支援体制を取り実施してきた。今後につい

でもこの体制を維持するとともに平成 26 (2014) 年度に向けては看護学科、鍼灸学科スポーツ特修コース卒業予定者向けの教員に関わる求人情報の収集等、強化が必要である。引き続き教職員間の連携を強め、情報収集に努めるとともに多様化している求人職種に対して全学的に対応できる体制づくりを強化したいと考えている。今後、学生個々の情報について必要なデータを部署ごとに保持していたが、より効果的に運営するための統合的なカルテを作成して個人指導を強化していきたい。

2-6 教育目的の達成状況の評価とフィードバック

《2-6 の視点》

2-6-① 教育目的の達成状況の点検・評価方法の工夫・開発

2-6-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての評価結果のフィードバック

(1) 2-6 の自己判定

基準項目 2-6 を満たしている。

(2) 2-6 の自己判定の理由 (事実の説明及び自己評価)

2-6-①教育目的の達成状況の点検・評価方法の工夫・開発

【事実の説明】

本学では開学時より教員に対し学生からの「授業アンケート」を実施し、授業改善に役立てている。アンケートは年度内に 2 回 (前期 1 回、後期 1 回実施、卒業研究、学外実習を除く) 実施している。授業方法や運営、授業に対する姿勢など 9 項目の設問に対して 6 段階評価を実施している (表 2-6-1 参照)。実施方法は公平性を期すため職員が教室へ出向き、該当授業の開始 10 分間にアンケート用紙を配布し学生が記入後、職員が回収を行う形式で実施している。集計方法については回答用紙であるマークシートの読み取り、集計および自由記載項目の取りまとめを教務室にて行っている。

表 2-6-1 授業アンケートの実施目的および設問内容について

<p>■実施目的</p> <p>本アンケートの実施目的は、学生に授業評価をしてもらうことで、本学の教育の質を維持・向上させることにあります。なお、アンケートの質問内容からも分かるように、授業評価を通して学生自身の自己覚知を促し、授業・学習に対する意識向上を図ることも重要な目標の一つとしています。</p>
<p>■質問項目</p>
<p><input type="checkbox"/> 授業の運営について</p>
<p>問 1 授業の開始・終了時間を守っていましたか</p>
<p>問 2 授業の内容はよくわかりましたか</p>
<p>問 3 シラバスにそった授業でありましたか</p>
<p>問 4 教科書は適切に使用して授業がおこなわれていましたか</p>
<p><input type="checkbox"/> 教員について</p>
<p>問 5 担当教員の熱意を感じましたか</p>
<p>問 6 学生の提出課題や質問等に適切に対応していましたか</p>
<p>問 7 板書や映像等見やすく、話し方も聞き取りやすかったですか</p>

□自らの履修態度について	
問8	わからないことは、質問したり、自分で調べましたか
問9	自らが熱意をもって授業に臨みましたか
■回答方法	
①	「とてもそう思う」から「全くそうは思わない」までを6段階に分け評価
②	「授業で興味深かった点、役に立った点」について自由記載
③	「より良い授業にするために改善してほしい点」について自由記載

また、このアンケート結果を受け取った教員はリフレクションペーパー（表 2-6-2 参照）への記入が義務付けられている。リフレクションペーパーにはアンケート結果を受けての所感、改善点などを記載し、次回以降の授業運営に役立てている。

表 2-6-2 リフレクションペーパー設問内容について

■質問項目	
問1	授業を行うに当たって工夫した点
問2	授業を行ってみて良かったと思う点
問3	授業を行ってみて改善を要すると思う点
問4	学生の授業アンケートの結果を、今後どのように反映させようとお考えでしょうか
※いずれの設問も自由記載での回答	

資格取得状況、就職状況については、まだ3期生が卒業したところであるが、国家試験の合格状況及び就職（進路）状況は、次表の通りである。（表 2-6-3、表 2-6-4 参照）

表 2-6-3 国家試験結果

学科	国家資格	平成22年度	平成23年度	平成24年度
鍼灸学科	はり師	92.0%	83.6%	91.5%
	きゅう師	92.0%	77.0%	93.6%
理学療法学科	理学療法士	65.4%	72.9%	95.2%

表 2-6-4 就職状況

学科		平成 22 年度				平成 23 年度				平成 24 年度			
		卒業	就職	進学	その他	卒業	就職	進学	その他	卒業	就職	進学	その他
鍼灸学科	人	51	31	16	4	61	45	4	12	47	35	5	6
	%		60.8	31.4	7.8		73.8	6.6	19.7		74.5	10.6	14.9
理学療法学科	人	52	39	1	12	59	45	0	14	63	56	1	6
	%		75	1.9	23.1		76.3	0	23.7		88.9	1.6	9.5
大学院	人	0	0	0	0	0	0	0	0	4	3	1	0
	%										75	25	0

【自己評価】

教育目的を達成し、さらなる点検及び改善を図るべく、前・後期に学生による「授業アンケート」を実施しており、その結果については FD 活動の一貫として公開され、情報共有されている。また、教員によるリフレクションペーパーにより振り返りがなされており、授業運営及び授業内容の改善等に生かされていると判断している。

また、国家試験の合格状況及び就職（進路）状況については、概ね良好であると判断しているが、より一層徹底した指導体制を確立するべく取り組み、全員合格を目指したい。

＜エビデンス集・資料編＞

【資料 2-6-1】「大学案内 2014」（国家試験対策 P50~51）【資料 F-2】と同じ

【資料 2-6-2】就職活動テキスト

【資料 2-6-3】「大学案内 2014」（キャリアサポート P48~49）【資料 F-2】と同じ

2-6-②教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての評価結果のフィードバック

【事実の説明】

「授業アンケート」の結果については、平成 23（2011）年度より学長および自己点検・評価・FSD 委員会主導による授業アンケート結果報告会を実施し、全教員の参加を義務付けている。この報告会では学生から意見のあった授業運営に関わる問題点の情報共有を行い、今後の授業運営に必要な改善策および具体策を検討した。次年度以降はこれらの具体策や改善策が反映されているか否かについても協議を行い、PDCA サイクルで授業運営の改善に努めて行く。また、この結果を基にアンケート結果が芳しくない教員については学長、自己点検・評価・FSD 委員、学科長で構成するプロジェクトメンバーと該当教員との面談が行われ、授業改善に向けた取り組みなどについて協議が行われる。

また、平成 24（2012）年度より、教員の相互研鑽のために、「公開授業週間」（11 月に 2 週間にわたって実施—公開授業科目数：79 科目、授業参観教職員数：延べ 142 人）を実施し、公開授業評価を行った。具体的には授業評価票(教員相互評価)により各項目について評価を行い、その評価結果について教員相互間で討議、意見交換を行っている。さらに、評価結果について「自己点検・評価・FSD 委員会」で取りまとめて、学長に報告するとともに、本人にも通知して授業の改善に役立てることを目的としている。なお、事務系職員も SD (Staff Development) 活動の一貫として参加している(公開授業における見学シートを提出)。

【自己評価】

授業アンケート結果により授業内容の改善がなされた教員も多く、教員の自己研鑽ツールとしても大きな役割を担っている。学生の意見を率直に教員に伝えることのできるこの仕組みについては継続し、教員の底上げを行うことによって学生の学士力向上に寄与していると判断している。今回初めて実施した「公開授業週間」における授業評価についても、成果を上げることができたと判断している。

<エビデンス集・資料編>

【資料 2-6-4】 授業アンケート報告書

【資料 2-6-5】 リフレクションペーパー報告書・報告会

【資料 2-6-6】 平成 24 年度公開授業週間結果報告書

(3) 2-6 の改善・向上方策（将来計画）

「授業アンケート」は、本学の教育目標の達成度および学生の学修習熟度を図るうえで必要不可欠な指標となっており、更にアンケート結果の精度を高めるための仕組みづくりを検討したい。また、教職員による「公開授業週間」における授業評価についても、全学的な教育力、授業技法の向上に寄与していると判断しており、今後も継続したい。これらを通じて学長を中心とする教学のマネジメント体制の強化に向けて教務委員会や各学科とも連携し更に組織的な取り組みを進めたい。加えて平成 24(2012)年度以降、高等学校の教員経験者や校長、教育大学学長等の経歴を持つ人材を専任教職員として受け入れ、その経験を活かした授業手法の向上に取り組む計画である。また、現状において大学院では一部しか実施に至っておらず、全学的な体制づくりに向けて整備したい。

2-7 学生サービス

《2-7 の視点》

2-7-① 学生生活の安定のための支援

2-7-② 学生生活全般に関する学生の意見・要望の把握と分析・検討結果の活用

(1) 2-7 の自己判定

基準項目 2-7 を満たしている。

(2) 2-7 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-7-①学生生活の安定のための支援

【事実の説明】

収容定員 800 人と小規模大学ではあるが、医務室（保健室）と学生相談室を設置している。運営面においては、学生が学業に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう全学的に学生支援を実施しており、特に「学生支援委員会」および「学生支援室」が全学を中心となり学生支援業務を担っている。これらの組織では学生支援に関する具体策の検討および実施などはもちろん、学生の意見を拾い上げるための「学生満足度調査」を実施している。この調査は全学生を対象としており、アンケート結果は集計され「自己点検・評価・FSD 委員会」とも連携し、教職員への報告も行われている。また、学生に対しては「学生支援委員会」よりアンケート結果を踏まえて改善策などを検討したものを学内に掲示し周知している。

「学生支援委員会」

本学では総合的な学生支援を図り、その円滑な運営を行うために学生支援委員会を設置している。その任務として、①進路支援②課外活動支援③学生会運営支援④学生の福利・厚生・補導に関することなど学生生活全般に関わる支援を行っている。委員会組織は

学長使命のを委員長を中心に、各学科、事務局の学生支援に関連する教職員で構成されている。

「学生支援室」

学生支援委員会同様、大学の学生支援の一役を担い、学生支援委員会とともに学部・学科と連携して実務を行っているのが学生支援室である。学生支援室では学生支援委員会と連携を図りながら学生相談、人権問題、経済的支援（奨学金）、障がい者支援、健康管理（医務室との連携）、課外活動支援、留学生支援、ボランティア活動支援などを実施している。

①「進路支援」

学生支援委員会と学生支援室そして各学科と連携し、進路支援を実施している。各学科ではそれぞれの資格取得分野に関する指導を中心に正課授業内においては該当職種の技術指導まで体系的に整備されたカリキュラムのもとで運営されている。また学生支援委員会では大学全体での進路支援策として、各学科の進路支援に関する方針の取りまとめおよび具体策の立案などを協議し、実行に移している。これらの方針を受け、学生支援室ではキャリア相談および履歴書等応募書類の添削、キャリアガイダンスの企画運営、学内就職説明会の企画運営などを行い進路支援を実施してきた。この結果、平成 24（2012）年度において就職率は 100%（表 2-6-4 [38 ページ] 参照）となり高い水準を維持することができている。

②「課外活動支援」

本学では課外活動を体育会及び文化会クラブ活動、大学祭、卒業記念事業等と定め学生支援委員会および学生支援室にて課外活動支援を行ってきた。クラブ活動においては体育会が 9 団体、文化会が 2 団体の合計 11 団体が活動している。クラブ活動運営費については学生会費（委託徴収金）より 358 万円（平成 24（2012）年度実績）を充てている。また、各団体及びクラブにおいては月ごとの活動報告を義務付け、教職員が兼務する顧問を通じて大学側へ書類を提出させ、クラブ活動の状況把握とともに顧問等を通じて課外活動の運営支援を実施している。更に本学では構造改革特区を活用し「運動場に関する基準の特例」を利用して設置した大学であることから、地域の運動施設などと提携し学生の課外活動充実のための支援を実施している。世界大会が行われる体育館などを課外活動用として提供し、施設利用に関わる費用負担（平成 24(2012)年度約 322 万円、エビデンス集(データ編)【表 2-14】参照）を行い支援している。

③「学生会運営支援」

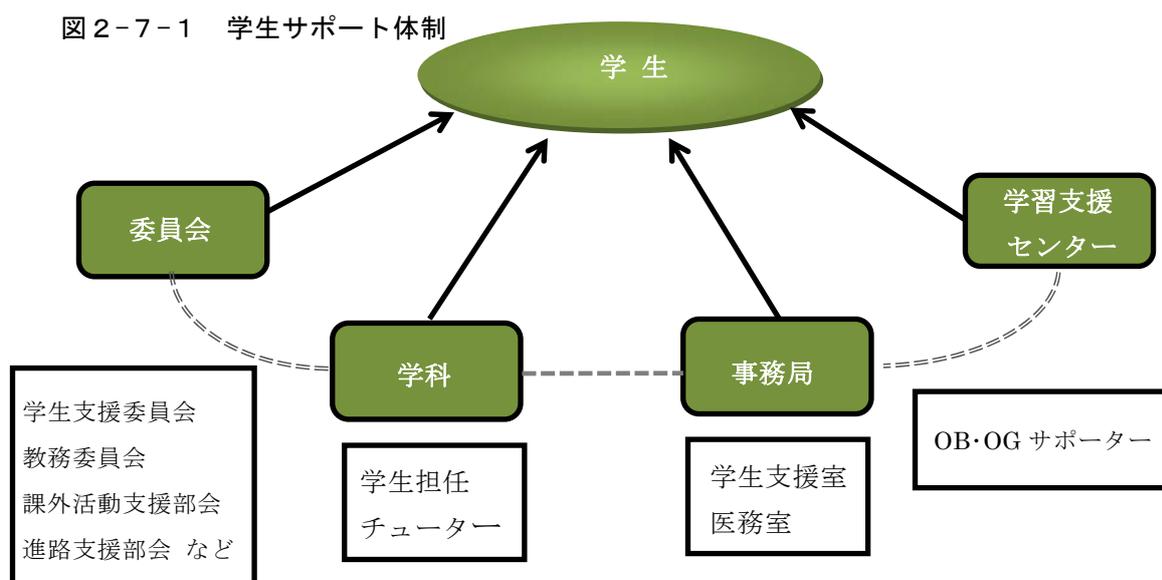
学生会の活動の中で大きな行事として学園祭や各種ボランティア活動、卒業記念事業があり、学生数の少ない本学においては教職員と学生が協働して各行事の運営等に取り組んでいる。特に卒業記念事業については学生会費からの費用捻出と大学からの補助（平成 24(2012)年度約 177 万円、エビデンス集(データ編)【表 2-14】参照）を行い支援している。

④「学生の福利・厚生・補導に関する支援」

学生相談業務では学生生活に関すること、メンタルヘルスに関すること、キャリアに関することなどあらゆる学生相談業務に対応している。特にメンタルヘルスについては学生の相談件数が年々増加しており、体調不良を申し出る学生も増加している。これらについては医務室とも連携し、学生からの申し出に応じて医師もしくは看護師が対応している。

校医とも協議し、緊急度や必要性を判断して保護者等への連絡も迅速に行い医療施設への受診を促している。これらの状況を踏まえ学生向けに学生相談室の紹介を強化している。また、教職員に対しても学生相談に関わるFD活動を学生支援委員会や学生支援室主催で開催し、学生対応について教職員の連携強化並びに知識の習得に努めている。また平成23(2011)年度においては大阪府ふるさと雇用再生基金事業『大学生ひきこもりアプローチ事業(大学連携型ニート予防事業)』として、大阪府によるニート予防対策基金事業を活用し、大阪府より派遣された臨床心理士とともに中途退学者の事前防止や学生の出席状況の管理など学生が思い悩む前に対応できる仕組みづくりに努めた。本件に関しては大阪府が平成23年度の事業打ち切りの方針を打ち出したため、平成23年度末に事業は完了した。しかしながら、カウンセラーを常駐させたことにより学生への相談業務の有益性が高まったとの意見が上がり、平成24年度より本事業を通じて作り上げたカウンセリング等の仕組みについて、本学独自に新たに産業カウンセラーを雇用し、学生のメンタルヘルスに関わる支援事業を継続している。この学生への支援継続に加え、教職員向けのFDとして年に2回、学生対応等に関するセミナーを開催し、学生の現状把握、対応方法などについて情報共有を行い、教職協働で学生の支援を行うことを教職員間で確認している。

学生のサポート体制を図示すると次の通りである。



なお、奨学金の受給状況は次表の通りである

表 2-7-1 奨学金受給状況 (大学院生を含む)

奨学金の種類		平成22年度	平成23年度	平成24年度
日本学生支援機構	一種	46	55	64
	二種	232	291	347
本学奨学金		0	0	4
その他		2	2	9

【自己評価】

学生生活を安定的に支えるために、多様な支援を具体的に行っていると判断している。

<エビデンス集・資料編>

【資料 2-7-1】 森ノ宮医療学園規程集（学生支援委員会規程）【資料 1-3-18】 と同じ

【資料 2-7-2】 学生支援委員会及び専門部会の審議事項（写）【資料 1-3-23】 と同じ

【資料 2-7-3】 学習支援センターアドバイザー・アシスタントに関する細則

【資料 2-3-2】 と同じ

【資料 2-7-4】 森ノ宮医療学園規程集（課外活動規程）

【資料 2-7-5】 「大学案内 2014」（奨学金制度 P54~55）【資料 F-2】 と同じ

2-7-②学生生活全般に関する学生の意見・要望の把握と分析・検討結果の活用

【事実の説明】

平成 24（2012）年度も大学運営に関する学生側の意見聴取を目的として、学生満足度調査（表 2-7-2 参照）を実施した。主な設問項目は以下の通りである。

（1）授業や学生生活に対する満足度について

①授業について ②教職員について ③カリキュラムについて

④設備・福利厚生について ⑤学生生活について

（2）モチベーションの変化について

（3）入学推奨度について

結果については、平成 25（2013）年 3 月 5 日に報告会が行われ、教職員で共有が図られた。各学科・学年で多少のバラつきはあるものの、厳しい回答も多く、大学として真摯に取り組む必要があると感じている。多くの学生より、教員とのコミュニケーションや距離感に関して親近感があり満足しているという肯定的な意見も多く聞かれた。反面、施設・設備については自習スペースやフリースペースの増設を求める意見が多く、食堂棟 2 階や大教室の開放等取組みが可能な課題に対して改善策を講じている。当該調査は回答率も高いことから学生の意見を真摯に受け止め、学校運営側からの見解だけでなく学生からの声を引き続き拾い上げ、学生と共に良い大学作りを目指すための重要な施策として、将来的には「ラーニングコモンズ」のスペースを設ける等に活用していきたい。

表 2-7-2 平成 24 年度学生満足度調査回答数

学科名	内 容	1 年	2 年	3 年	4 年
鍼灸学科	配布数	57	54	50	57
	有効回収数	40	40	39	38
	有効回収率	70.2%	74.1%	78.0%	66.7%
理学療法学科	配布数	68	69	67	64
	有効回収数	53	60	65	59
	有効回収率	77.9%	87.0%	97.0%	92.2%
看護学科	配布数	88	86	—	—
	有効回収数	81	76	—	—
	有効回収率	92.0%	88.4%	—	—

【自己評価】

学生生活全般に対する学生たちの意見・要望の把握とその分析・検討結果の活用については、効果的かつタイムリーに行われていると判断している。

＜エビデンス集・資料編＞

【資料 2-7-6】学生満足度調査報告書

(3) 2-7 の改善・向上方策（将来計画）

本学の学生支援については学生の意見に耳を傾け、具体策に取り組むことを軸として取り組んできた。多様化する学生をいかに柔軟に受け入れ、社会的自立を促すことができるかが課題であると考えている。そのために大学全体としての学生支援策の検討はもちろん、小規模大学の特性を生かし学生毎にカスタマイズされた学生支援を強化する方向で取り組む。

2-8 教員の配置・職能開発等

＜2-8 の視点＞

2-8-① 教育目的及び教育課程に即した教員の確保と配置

2-8-② 教員の採用・昇任等、教員評価、研修、FD (Faculty Development) をはじめとする教員の資質・能力向上への取り組み

2-8-③ 教養教育実施のための体制の整備

(1) 2-8 の自己判定

基準項目 2-8 を満たしている。

(2) 2-8 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-8-①教育目的及び教育課程に即した教員の確保と配置

【事実の説明】

大学設置基準と各学科、研究科の教員の現員数は、表 2-8-1、表 2-8-2 のとおりである。各学科の教員数は、「大学設置基準」及び「あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師に係る学校養成施設認定規則」、「理学療法士学校養成施設指定規則」、「保健師助産師看護師学校養成所指定規則」の規定を上回る教員を適切に配置している。

教養科目群、学部共通教育科目群については、担当教員が全学科に配属され 3 学科共通で担当している。必須科目は、原則として専任教員が担当し、兼任教員による授業は必要最小限とする努力と施策を行っており、専任教員による充実した教員体制を構築している。

また、医療系特有の学科特性に応じ、実習科目や、基礎ゼミナール等は複数教員による共担科目制を導入して教育効果を上げている。

教員の年齢構成は、エビデンス集(データ編)【表 2-15】の通りであり、概ねバランスが取れている。今後も将来を担う人材については、積極的に採用する予定である。

表 2-8-1 大学設置基準に基づく必要教員数及び現員数表(学部)

学部・学科、その他の組織		専任教員数					助手	設置基準上 必要専任教員 数	設置基準上 必要専任 教授数
		教授	准教授	講師	助教	計			
保健医療学部	鍼灸学科	15	4	7	2	28	1	8	4
	理学療法学科	9	2	4	2	17	1	8	4
	看護学科	9	2	7	7	25	2	12	6
保健医療学部計		33	8	18	11	70	4	28	14
大学全体の収容定員に応じ 定める専任教員数								12	6
合計		33	8	18	11	70	4	40	20

*指定規則上の必要数=鍼灸学科7人・理学療法学科9人・看護学科8人で規定を上回っている。

表 2-8-2 大学設置基準に基づく必要教員数及び現員数表(大学院)

研究科	専任教員数					設置基準 上必要研 究指導教 員数	設置基準上 必要研究指 導教員数及 び研究指導 補助教員数	研究指導教 員数及び研 究指導補助 教員数
	教授	准教授	講師	助教	計			
保健医療学 研究科	32	8	16	0	56	6	12	20

【自己評価】

大学設置基準に定める専任教員数、教授数を確保している。また、兼任教員による授業担当を少なくするなど、教育目的及び教育課程に即した教員が適切に確保されていると判断している。若手の教員の採用を積極的に進めている。また医療系の大学として、最新医療の現場で活躍する教員を招聘する方針も重要であると考えている。「臨床に強い森ノ宮」を今後も積極的に展開したいと考えている。

<エビデンス集・資料編>

【資料 2-8-1】「平成 25 年度学生便覧」(履修案内) 【資料 F-5】と同じ

<エビデンス集・データ編>

【表 F-6】全学の教員組織(学部等)・全学の教員組織(大学院等)

【表 2-15】専任教員の学部、研究科ごとの年齢別の構成

2-8-②教員の採用・昇任等、教員評価、研修、FD(Faculty Development)をはじめとする教員の資質・能力向上への取組み

【事実の説明】

教員の採用及び昇任に伴う資格審査等は「森ノ宮医療大学教員選考規程」に基づいて適切に実施されている。各学科の教員構成、年齢バランスに配慮しながら「教員選考委員会」において教員の最終学歴と学位、研究業績、学内業務の分担、社会貢献等を審査して判定される。委員会の推薦を受けた候補者は、教授会の審議を経て学長が推挙し、理事長が決定する。採用形態は、公募制を採用しており、任期を設けない採用と、4年ないし5年を任期とした任期制採用を併用して行っており、人的交流を促すことによって教育研究の活性化を図っている。

教員評価、研修、FD 活動等については、定期的に点数化して評価を行うような体制にはないが、学期ごとに学生の授業評価アンケートを実施し、報告会等を開催して情報共有を図りながら、授業改善に組織的に取り組んでいる。また、本年度より授業期間の11月に2週間にわたり、全授業科目に対して、全教員及び職員が授業評価に参加する「公開授業週間」を開催した。初めての試みであったが、大多数の教職員が参加した。報告会を開催して教員の資質・能力向上への取組みの一助としたい。これらの取組みは、「自己点検・評価・FSD委員会」において必要事項をピックアップするとともに、各委員会の検討事項との連携を取りながら、教員の資質、能力向上の取組みを計画、実施に移している。また、教養教育を行うための組織上の措置として「共通教育部門」のゆるやかな組織連携を図り、共通教育部門長は教務委員会、教務室と各学科間との連絡調整を行っている。

【自己評価】

教員の採用及び昇任の方針を明確に示し、かつ適切に運用していると判断している。

また、FD 研修会の取組みや各種の研修会を開催することで、教員の資質向上や能力開発に貢献していると判断している。国内外への学会・研修会等への参加も奨励している。

<エビデンス集・資料編>

【資料 2-8-2】 森ノ宮医療学園規程集（教員選考規程）

【資料 2-8-3】 森ノ宮医療学園規程集（教育職員等の任期制に関する規程）

【資料 2-8-4】 森ノ宮医療学園規程集（特任教員等規程）

【資料 2-8-5】 自己点検・評価・FSD委員会（審議事項）【資料 1-3-23】と同じ

【資料 2-8-6】 平成 24 年度公開授業週間結果報告書【資料 2-6-5】と同じ

【資料 2-8-7】 学術セミナーの開催実施状況について

【資料 2-8-8】 FD セミナーの開催実施状況について

【資料 2-8-9】 「ホームページ」 <http://www.morinomiya-u.ac.jp>

（大学案内→保健医療学部→教員の紹介）

2-8-③教養教育実施のための体制の整備

【事実の説明】

本学では、人として社会人として必要な知性と教養を身につけ、人格を磨き、医療に携わる者としての品位と倫理観を養うために、教養科目群を開講している。

また、将来、保健医療のプロフェッショナルとなるために必要な知識の教授を目的に、教養教育を「鍼灸学科」「理学療法学科」「看護学科」の3学科に共通した、学部共通教育科目群を開講している。本学における共通教育では、医療人として必要な医学的基礎知識と科学的思考の基礎を学ばせ、論理性に基づいた問題解決能力を身につける教育を展開する。高度な専門知識と様々な資格を有する教員が、学生の主体的な学習をサポートし、医療現場での実践力の基礎となる知識・科学的思考・幅広い教養を習得させることを目指している。この共通教育では「共通のことば」を学ぶ。「共通のことば」は、科学に基づき、医療の中の異なる医療資格・異なる専門分野でのコミュニケーションを可能とし、チーム医療実践へつなげることを学ぶ。そのために、教育、研究、臨床など諸分野の最前線で実績を上げている共通教育系教員を配置している。3学科共通教育のイメージは、図 2-8-1 のとおりである。

図 2-8-1 3学科共通教育イメージ図



POINT - 1 確実な医学的知識

医療資格は様々であっても、基礎的な医学知識は医療人に共通です。基礎的な医学知識を分かりやすく確実に教授、実践力の基礎を修得させる。

POINT - 2 科学的思考

医療現場で責任を持ったケア・治療をするには、科学的根拠に基づいた思考が大切である。一人よがりになったり、思い込みで行動したりすることのないよう論理的思考を身につける

POINT - 3 幅広い一般教養

医学以外の様々な分野の知識にふれることで、豊かな人間性と柔軟な思考が育まれる。それが相手の気持ちや考え方を理解する助けとなり、コミュニケーション能力の向上につながる

【自己評価】

本学設置の理念である「伝統医学と現代医学の融和と補完を図る」を具現化するために、教養教育だけでなく、大学教育のあらゆる機会を通して学生の人間力を高めるための努力をしていると判断している。本学では共通教育担当者を、各学科における専門科目と切り離して扱うのではなく、カリキュラム全体を俯瞰的にとらえる意味で各学科に配属している。カリキュラム編成から孤立することのないように、教務委員会にも委員として参加している。

<エビデンス集・資料編>

【資料 2-8-10】「大学案内 2014」（学科領域を超えたカリキュラム P 12~13）

【資料 F-2】と同じ

【資料 2-8-11】「ホームページ」<http://www.morinomiya-u.ac.jp>

（大学案内→情報の公表→修学上の情報等）

(3) 2-8 の改善・向上方策（将来計画）

全学的な FD 研修会の充実を含め、教育の改善・向上に向けた組織的な取り組みを実施していく。

2-9 教育環境の整備

≪2-9 の視点≫

2-9-① 校地、校舎、設備、実習施設、図書館等の教育環境の整備と適切な運営・管理

2-9-② 授業を行う学生数の適切な管理

(1) 2-9 の自己判定

基準項目 2-9 を満たしている。

(2) 2-9 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-9-①校地、校舎、設備、実習施設、図書館等の教育環境の整備と適切な運営・管理

【事実の説明】

校地、校舎および施設、設備等の教育環境については、それぞれに設定された基準を十分満たすとともに、教育目的達成のため適切に整備されている。また、大学施設全般に係わる運営・管理についても、法人との連携を図りながら、適切に行われている。また、定例「施設設備会議」を開催して、情報共有しながら維持、運用、管理に努めている。この会議のメンバーは理事長、法人本部長、事務局長、総務室長、学生支援室長、施設管理担当者、ビルメンテナンス委託管理業者が参加している。平成 24(2012)年度は、7 回開催した。

校地・校舎の面積は、表 2-9-1 のとおりであり、大学設置基準を上回る面積を有している。また、学生 1 人当たりの校地面積は約 21,7 m²となっており、大学設置基準上における問題はない。

表 2-9-1 校地・校舎面積

校地面積	(設置基準上必要な校地面積)	校舎面積	(設置基準上必要な校舎面積)
17,325 m ²	(8,120 m ²)	12,072 m ²	(7,002 m ²)

それぞれの整備状況および管理・運営状況は以下のようなものである。

講義・演習室は、5 人から 150 人まで収容できるものが 39 室、実験・実習室が 23 室あり、40 人以上の教室 (28 教室) には、ビデオ・DVD 等の機器等によりメディアをプロジェクターにより投影する装置が常備されている。また、移動スクリーン・可動式 AV 機器・携帯プロジェクターが用意されている。授業内容の多様化に機動的に対応できるよう整備されている。また、教員研究室は個室と共同研究室が 38 室あり、教員と学生のコミ

コミュニケーションが図れる環境が提供されている。学生には個人ロッカーが全員に準備されている。大学院生には、専用の共同教室が用意されている。

情報環境としては、授業用に 72 台のパソコンが設置されており、学生用には図書館に 54 台が共用されている。いずれも学内の無線 LAN にアクセス可能である。平成 24(2012)年度の文部科学省の ICT 活用推進事業・高機能化整備授業に採択され、401 教室の整備を今夏行う予定である。

運動場 1 面と体育施設として、体育館 1 カ所、トレーニングルーム 1 ヶ所および学外施設として本学からバスを利用して 10 分で移動できる近隣の施設（舞洲アリーナ）を賃貸して活用している。ここへの利用は正課授業のみならず課外活動においても送迎バスを運行して学生たちの利便性を図っている。

図書館は、16,471 冊の蔵書、定期刊行物 292 種(うち外国書 48 種)、631 巻の視聴覚資料を有し、122 席の閲覧座席数を設けている。開室時間 8:00~19:30 で年間 288 日開館している。図書・学術雑誌の整備については、図書委員がそれぞれの教育・研究組織のニーズを集約して選書を行っている。また、職員も学生の利用動向や授業に必要な資料を確認し、最新の出版情報等から必要な資料を提供している。学生にも選書会を開き、書店を訪問してもらい、選書の一役を担ってもらっている。

また、情報センターとしての機能をかねており、54 台のパソコンを設置して、学生たちの勉学をサポートしている。

各棟のフロアスペースを、学生たちの自習スペースとして活用しており、150 人程度が勉学できる環境を整え、8:00~20:30 まで利用できる。いわゆる学生が共に学ぶ共有の場であるラーニング・コモンズに近い形態のスペース活用をしている。

食堂「メディカフェ」および書店・売店については、専門業者に運用を委託し、極め細やかな対応と効率化を図っている。運用を委託している業者（本学ではパートナー企業と呼称している）と協同で「食堂運営会議」、「売店運営会議」を定例で開催し、学生等の利便性等について情報共有し、管理運営の向上につとめている。この会議のメンバーは理事長、法人本部長、事務局長、総務室長、学生支援室長、施設管理担当者、上述パートナー企業であり、平成 24(2012)年度は 5 回開催した。食堂は 11:00~20:30 まで営業しており、学生はもとより、近隣の住民にも多く利用されている。また、毎年学生に「食堂アンケート」を実施し、学生の要望等を食堂のメニュー改善に反映している。

安全対策についても、バリアフリー、監視カメラ等を設置し、集中管理をしている。

建物の耐震についても、全て耐震基準を満たしている。現在、防災備蓄倉庫の増設を検討中である。

防災に対策についても、「防災マニュアル」を作成して緊急災害時の対応策としている。

また、5 月には災害図上訓練 DIG[Disaster(災害) Imagination (想像) Game(ゲーム)]を教職員 55 人が参加して実施した。これは、災害の想定を 5 問設定して、グループごとに対応を議論してもらうもので、参加者の災害に関する意識改革・情報共有が図られた訓練となり、管理者にとっても、改めて施設等の見直しの機会となった。

緑化の推進や、省エネ、節電対策にも積極的に取り組んでいる。

【自己評価】

都心部にあって、広大な校地・校舎を有するとは言い難いが、大学設置基準を満たす校地、校舎を整備し、その施設・設備は教育課程の運営が可能なものであると判断している。また、安全管理面についても、施設・設備は整備され有効に活用されている。

<エビデンス集・資料編>

- 【資料 2-9-1】 施設設備会議審議事項（写）
- 【資料 2-9-2】 森ノ宮医療学園規程集（情報機器及び学内情報取扱規程）
- 【資料 2-9-3】 食堂運営会議審議事項（写）
- 【資料 2-9-4】 売店運営会議審議事項（写）
- 【資料 2-9-5】 森ノ宮医療学園規程集（附属図書館規程）
- 【資料 2-9-6】 森ノ宮医療学園規程集（附属図書館利用規程）
- 【資料 2-9-7】 森ノ宮医療学園規程集（附属図書館学外者利用規程）
- 【資料 2-9-8】 森ノ宮医療学園規程集（危機管理規程）
- 【資料 2-9-9】 森ノ宮医療学園規程集（防災管理規程）
- 【資料 2-9-10】 防災管理マニュアル
- 【資料 2-9-11】 災害図上訓練 DIG の実施について

2-9-②授業を行う学生数の適切な管理

【事実の説明】

本学は、基本的に 150 人を超える大人数教室の授業は開講していない。選択科目等で、受講生が多い科目については、授業効果等を考慮して 2 クラスに分ける等の対応を行っている。とくに、各学科の専門領域の基礎となる専門科目である実習は、複数の教員が担当しているので、きめ細かい指導体制が整っている。毎年「学生満足度調査」を実施し、授業効果が上げられるようなクラスサイズに反映するよう努めている。

【自己評価】

授業科目によっては、2 クラスに科目分割を実施し、複数の教員が担当するなど、きめ細かい指導体制が整っていると判断している。

<エビデンス集・資料編>

- 【資料 2-9-12】 森ノ宮医療学園規程集（教務規程）【資料 2-4-4】と同じ
- 【資料 2-9-13】「平成 25 年度学生便覧」（履修案内）【資料 F-5】と同じ

(3) 2-9 の改善・向上方策（将来計画）

施設・設備に係わる大きな問題はないが、特に収容定員の少ない小規模大学、単科の大学として少なからず、施設・設備整備において限界はあるが、例えば図書館の蔵書数など、今後も学生、教職員等の要望を把握し、施設・設備の環境の質的向上を図る。IT 技術の進展に対応するネットワーク環境の更なる充実を図る。在学生の実像を適確に把握し、授業規模、カリキュラムのスリム化等「教務委員会」を中心にゆとりを持った授業ができるよう検討している。カリキュラム改訂については、平成 25(2013)年度中の申請に向けて準備を進めている。

【基準 2 の自己評価】

本学は「臨床に優れ、かつ豊かな人間性に裏打ちされた医療人を育成する」の建学の理念のもと、各学科で定められた教育の目的を達成すべく「3 つのポリシー」を明確にし、充実した学生生活、時代のニーズに応えられる教育内容、体制を確保している。

この基準 2「学修と教授」は、高等教育機関としての大学にとっては中心となる領域であり、日々の課題である。本学は新設まもない大学であり、建学以来、他大学の成果を検証しつつ、その上で自ら努力して独自の工夫を凝らし、本学ならではの教育を作り上げるよう努力している。現在、平成 26(2014)年度に各学科のカリキュラム改正を行う予定で準備中である。本学としては、各基準項目に関して、上記各項目の記述を総合判断して、基準 2 全体について求められる要件を満たしていると判断している。

基準 3. 経営・管理と財務

3-1 経営の規律と誠実性

《3-1 の視点》

- 3-1-① 経営の規律と誠実性の維持の表明
- 3-1-② 使命・目的の実現への継続的努力
- 3-1-③ 学校教育法、私立学校法、大学設置基準をはじめとする大学の設置、運営に関連する法令の遵守
- 3-1-④ 環境保全、人権、安全への配慮
- 3-1-⑤ 教育情報・財務情報の公表

(1) 3-1 の自己判定

基準項目 3-1 を満たしている。

(2) 3-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-1-① 経営の規律と誠実性の維持の表明

【事実の説明】

森ノ宮医療大学（以下「本学」）の設置者である学校法人森ノ宮医療学園（以下「本学園」）は本学園「寄附行為」に掲げる目的として、「この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、学校教育を行い、医療に貢献できる優れた人材を育成することを目的とする。」としている。

建学の精神については、「臨床に優れ、かつ豊かな人間性に裏打ちされた医療人を育成する」ことをうたっている。これに基づき学園の精神「生命（いのち）への愛と畏敬」及び基本理念「人によりそい幸福（しあわせ）を希う学園」を学園関係者が共有し、教育を行っている。

なお、平成 25（2013）年 4 月より全教職員に「建学の精神」、「学園の精神」、「基本理念」、「ミッション」、「行動指針」を記載した『Credo』（ラテン語で経営理念を表す言葉）を作成・配布し、常時携帯して建学の精神等の共有を行っている。

【自己評価】

本学園の経営は、「教育基本法」及び「学校教育法」を遵守し、同法の趣旨に従って堅実に運営されている。また、本学の設立の精神や独自の教育を尊重することにより、私立学校としての自主性を確立するとともに、教育機関に求められる公共性を高めるための組織体制や諸規程を整備して、高等教育機関として社会の要請に応え得る経営を行っている。

<エビデンス集・資料編>

【資料 3-1-1】 学校法人森ノ宮医療学園寄附行為 【資料 F-1】 と同じ

【資料 3-1-2】 「ホームページ」 <http://www.morinomiya-u.ac.jp>

（大学案内→建学の理念） 【資料 1-1-7】 と同じ

【資料 3-1-3】 クレド（Gredo） 【資料 1-2-8】 と同じ

3-1-②使命・目的の実現への継続的努力

【事実の説明】

本学園「寄附行為」に規定された最高意思決定機関として「理事会」及びその諮問機関として「評議員会」を設置し、理事会のもとに管理運営に必要な機関として法人本部に人事室、経営管理室、校友室を置いて目的達成のための運営体制を整えている。

【自己評価】

これらの管理組織については、教育組織及び大学事務局と連携して、本学園の将来へ向けた「中期計画」を策定中であるが、現在は、単年度毎の「事業計画」を策定し、着実に遂行している。

<エビデンス集・資料編>

【資料 3-1-4】 学校法人森ノ宮医療学園寄附行為 【資料 F-1】 と同じ

【資料 3-1-5】 森ノ宮医療学園規程集（組織規程）

3-1-③学校教育法、私立学校法、大学設置基準をはじめとする大学の設置、運営に関連する法令の遵守

【事実の説明】

本学園の「寄附行為」や「学則」、諸規程は「学校教育法」「私立学校法」「大学設置基準」「私立学校振興助成法」「学校法人会計基準」等の関係法令に従って作成されており、全ての教職員はこれらの規程（就業規則、業務分掌規程等）や法律を遵守している。各法令等が定める届け出事項も計画的かつ遅滞なく行われ、大学の設置、運営は法令遵守のもとに円滑に行われている。

【自己評価】

理事長直轄の「内部監査室」を設け、本学園「内部監査規程」を定めて管理運営面における自己点検機能を強化し、コンプライアンス及び業務監査の充実を図っている。内部監査室の設置による内部監査機能の充実とともに、監事及び会計監査法人と併せて学校法人に関わる3者の監査体制が整い、学園のガバナンス強化がなされている。

<エビデンス集・資料編>

【資料 3-1-6】 森ノ宮医療学園規程集（就業規則）

【資料 3-1-7】 森ノ宮医療学園規程集（学園業務分掌規程）

【資料 3-1-8】 森ノ宮医療学園規程集（規程等管理規程）

【資料 3-1-9】 森ノ宮医療学園規程集（文書取扱規程）

【資料 3-1-10】 森ノ宮医療学園規程集（経理規程）

【資料 3-1-11】 森ノ宮医療学園規程集（固定資産管理規程）

【資料 3-1-12】 森ノ宮医療学園規程集（物品管理規程）

【資料 3-1-13】 森ノ宮医療学園規程集（内部監査規程）

3-1-④環境保全、人権、安全への配慮

【事実の説明】

環境問題については、大阪府の「花とみどりの街づくり」モデル事業に参画。本学園キャンパスでは、ヒートアイランド対策など都市環境の改善や街の魅力アップに貢献する質の高いみどり空間を創出するため、大阪府の助成を受けて緑化事業を実施、現在も継続して事業を進めている。また、開学に当たりコスモスクエアキャンパスで学ぶ学生をはじめ、地域に集う人々の快適な環境づくりの一助として当学園校友会からも緑化などに助力を受けている。緑豊かなキャンパスとして地域の方々にも喜ばれている。

CO₂削減や夏季・冬季の節電対策として省エネルギーへの対策にも積極的に取り組んでいる。具体的な施策としては、節電対策リスト等を作成、必要としない時間帯のエレベーターの休止、コピー機のピークタイムの使用禁止等、電力消費を抑える対策を講じた。また、夏季の節電対策として室温 28 度に設定して、本年度はスーパークールビズを実行している。これらの取り組みは教職員はもとより学生の自覚や協力が不可欠で、学内での掲示や学内ネットワークを活用して節電等の啓発を行い、効果をあげている。

受動喫煙防止法に基づき、当初は分煙措置を講じていたが、平成 25 (2013) 年 1 月 1 日には全学全面禁煙とした。年度ごとの禁煙セミナー等の開催を通じて、現在、学内全面禁煙化を浸透させている。

人権問題について、本学では、全ての人の人権を尊重し、人権侵害問題の予防、および問題が発生した際に適切な対処を行うことを目的として、人権問題委員会を置いている。

また、大学内におけるハラスメントの防止及び排除のための措置、並びにハラスメントに起因する問題が生じた場合に、適切に対応するための措置に関し必要な事項を定め、本学の教職員及び学生等の就労もしくは就学における環境等を保護するために「大学のハラスメントの防止等に関する規程」を設け、教職員一人ひとりに高い倫理観と教職員としての責任ある行動を促している。

研究倫理については、本学が医療系大学ということで、教職員が行う人間を対象とした医学の研究、医療行為等について、ヘルシンキ宣言、疫学研究に関する倫理指針(平成 19 年度文部科学省、厚生労働省)、臨床研究に関する倫理指針(平成 20 年厚生労働省告示第 4155 号)及び個人情報保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号)に基づき、実施の適否その他の事項を審議するために、本学学術委員会の下部組織として「研究倫理審査部会」を置き、適切に運営、履行している。また、本学において動物実験を計画し、実施する際に遵守すべき事項を定めた「動物実験倫理指針」を設け、動物福祉にも配慮して倫理的にも適正な動物実験の実施を図っている。さらに、学術研究上の不正行為を防止することを目的とする「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」(平成 19 年 2 月文部科学大臣決定)を受け、「森ノ宮医療大学における競争的資金等の取り扱いに関する規程」「森ノ宮医療大学における競争的資金等に係る間接経費の取り扱いに関する規程」「森ノ宮医療大学における研究活動上の不正行為等に関する取扱細則」「森ノ宮医療大学における競争的資金等の物品発注手続き及び物品検収業務に関する細則(ガイドライン)」を制定し、適正な研究活動が行われるよう組織的に取り組んでいる。

個人情報保護については、平成 15 (2003) 年に「個人情報の保護に関する法律」が制定されたことに伴い、本学園でも「学校法人森ノ宮医療学園個人情報保護に関する規程」

を制定し、学園の業務の適正かつ円滑な運営を図るとともに、個人の権利利益を保護することに努めている。また、同様に平成 16（2004）年に「公益通報者保護法」の制定に伴い、本学園においても「学校法人森ノ宮医療学園公益通報に関する規程」を設け、公益通報者の保護、公益通報の処理等にあたっている。

情報セキュリティポリシーについては、「学校法人森ノ宮医療学園情報機器及び学内情報取扱規程」に基づいて、情報セキュリティ室において、学園教職員が学園内で使用する情報を取得、利用、保管その他の取り扱いを行う場合の必要事項が定められ、また、その情報を取り扱う情報機器について適切に利用しつつ、保護を図っている。

安全への配慮・管理については、本学園において発生する諸事象に伴う危機に、迅速かつ的確に対処するため、危機管理体制及び対処方法を定め、学園の学生、教職員及び近隣住民等の安全確保を図るとともに、学園の社会的な責任を果たすために「学校法人森ノ宮医療学園危機管理規程」を定めて、対応している。また、本学園における防火及び震災対策の徹底を期し、火災・震災その他の災害による人的、物的被害を軽減することを目的に「学校法人森ノ宮医療学園防災管理規程」を設け、運用を図っている。平成 23（2011）年 3 月 11 日の東日本大震災を教訓として、新たに「防災管理マニュアル」を制定した。防災備蓄倉庫等の建築も検討中である。防犯面については、防犯カメラの設置、巡回警備等の監視体制を整備、防犯体制の強化を図っている。AED（自動体外式助動器）は 2 か所設置し、教職員に対しても操作方法の講習を実施している。

【自己評価】

昨今の社会情勢は刻々と変化しており、危機管理、安全対策のあり方も変化しており、状況変化に対応している。学生が安心して教育が受けられる体制は確保されている。環境保全、人権、安全への配慮は、規程に明確に定められており、組織体制を含めて、適切に行われていると判断している。

<エビデンス集・資料編>

【資料 3-1-14】節電対策リスト

【資料 3-1-15】禁煙セミナーパンフレット

【資料 3-1-16】森ノ宮医療学園規程集（大学のハラスメントの防止等に関する規程）

【資料 3-1-17】森ノ宮医療学園規程集（動物実験施設規程）

【資料 3-1-18】森ノ宮医療学園規程集（学術研究委員会研究倫理審査部会規程）

【資料 3-1-19】森ノ宮医療学園規程集（学術研究委員会動物実験倫理審査部会規程）

【資料 3-1-20】森ノ宮医療学園規程集（動物実験倫理指針）

【資料 3-1-21】「森ノ宮医療大学における競争的資金等取扱いに関する規程」

【資料 3-1-22】「森ノ宮医療大学における競争的資金等に係る間接経費の取扱いに関する規程」

【資料 3-1-23】「森ノ宮医療大学における研究活動上の不正行為等に関する取扱細則」

【資料 3-1-24】「森ノ宮医療大学における競争的資金等の物品発注手続き及び物品検収業務に関する細則」（ガイドライン）

【資料 3-1-25】森ノ宮医療学園規程集（個人情報保護に関する規程）

【資料 3-1-26】森ノ宮医療学園規程集（公益通報に関する規程）

【資料 3-1-27】 森ノ宮医療学園規程集（情報機器及び学内情報取扱規程）

【資料 2-9-2】 と同じ

【資料 3-1-28】 森ノ宮医療学園規程集（危機管理規程）【資料 2-9-8】 と同じ

【資料 3-1-29】 森ノ宮医療学園規程集（防災管理規程）【資料 2-9-9】 と同じ

【資料 3-1-30】 防災管理マニュアル【資料 2-9-10】 と同じ

3-1-⑤教育情報・財務情報の公表

【事実の説明】

学校法人としての公共性に鑑み、社会に対する説明責任を果たすため、法人の基本情報、法人の経営及び財政に関する情報、法人が設置する学校の教育研究に関する情報、事業報告に関する情報、設置認可(届出)申請に関する情報等を刊行物及びホームページによって広く公開している。

学校教育法施行規則の一部改正に伴い、平成 23（2011）年 4 月 1 日より施行された教育情報の公表については、ホームページのトップページに「情報の公表」のタブを設定して、必要十分な情報にすばやく到達できるよう設定し、年度ごとの事業報告等の最新情報を提供している。

財務情報の公開についても、ホームページ上で計算書類（資金収支計算書、消費収支計算書、貸借対照表、固定資産明細表）監査報告書を公開し、閲覧や印刷ができるようにしている。また、財務情報については、別資料を作成し、解説、グラフ等を多用して、分かりやすさに配慮して公表・公開している。

【自己評価】

教育情報と財務情報は、刊行物とホームページにより適切に公開されていると判断している。

<エビデンス集・資料編>

【資料 3-1-31】 森ノ宮医療学園規程集（情報公開規程）

【資料 3-1-32】 「ホームページ」 <http://www.morinomiya-u.ac.jp>

（大学案内→情報の公表）

【資料 3-1-33】 森ノ宮医療学園規程集（財務書類等閲覧規程）

(3) 3-1 の改善・向上方策（将来計画）

経営の規律と誠実性は十分に保たれていると判断している。情報公開についても積極的に実施しているが、社会からの信頼を維持し、確保していくためにも一層の情報の公表を進めていく。危機管理については、回避すべきと考えられる危機が多様化し、地震や台風等の自然災害に限らず、停電や新型ウイルスの感染や環境汚染、学生事故にまで及んでいる。これらの危機管理体制の実効性の検証を行うとともに、地元自治体等との連携協力を一層強化し、学内のみならず地元を含めた広域的な危機管理体制の構築が必要であると考えている。現在準備中の「中期計画」にも防災対策や危機管理体制の充実が盛り込まれており、着実に目標の達成に努めていく。

3-2 理事会の機能

《3-2の視点》

3-2-① 使命・目的の達成に向けて戦略的意思決定ができる体制の整備とその機能性

(1) 3-2の自己判定

基準項目 3-2 を満たしている。

(2) 3-2の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-2-①使命・目的の達成に向けて戦略的意思決定ができる体制の整備とその機能性

【事実の説明】

私立学校法に基づき、「森ノ宮医療学園寄附行為」（以下「寄附行為」という）においても明確に理事会を最高意思決定機関として位置づけている。すべての理事が学校法人の運営に責任を持って参画し、機動的な意思決定ができるよう、理事会は通常年 10 回の定例会及び必要に応じて臨時理事会を開催しており、法人全体の予算、決算、財産の管理・運営、「寄附行為」や重要な規程の改廃、設置している各学校の構成等について審議・決定を行うほか、学則に定める学部学科の入学定員、授業料改定等の重要事項の審議・決定を行っている。監事は公認会計士の資格を持つ 1 人と弁護士の資格を持つ 1 人で構成し、毎回兩人ともが出席し、法人の業務の監査等を行っており適正に機能している。

理事定数は「寄附行為」により 8 人以上 12 人以下と定められており、選任区分は、第 1 号理事「森ノ宮医療大学学長及び森ノ宮医療学園専門学校長」、第 2 号理事は「評議員のうちから評議員会において選任した者 3 人以上 5 人以下」、第 3 号理事「学識経験者のうち理事会において選任した者 3 人以上 5 人以下」となっている。理事の任期は 1 号理事を除き 4 年となっている。理事長は、理事総数の過半数の議決により選任する。理事のうち 6 人以内を常務理事とし、理事総数の過半数の議決により選任することが出来る。現在役員は、理事 9 人、監事 2 人の定数で構成しており、平成 24 (2012) 年度は 10 回開催された理事会の出席状況は 95%超であり、良好な出席状況のもと適切な意思決定が行われている。

【自己評価】

理事、評議員、監事等の構成及び役割は適正であり、理事長職務の権限も明確になされていることから、戦略的に意思決定ができる体制は整備されており、的確に機能していると判断している。

<エビデンス集・資料編>

【資料 3-2-1】学校法人森ノ宮医療学園寄附行為 【資料 F-1】と同じ

【資料 3-2-2】森ノ宮医療学園規程集（役員服務規程）

【資料 3-2-3】森ノ宮医療学園規程集（常任理事任用規程）

【資料 3-2-4】森ノ宮医療学園規程集（理事会業務委任規程）

【資料 3-2-5】森ノ宮医療学園規程集（理事会会議規程）

【資料 3-2-6】理事会審議事項（写）【資料 F-10】と同じ

(3) 3-2 の改善・向上方策（将来計画）

高等教育機関を取り巻く社会の変化は著しい。このような状況の中では、法人の意思決定は的確に迅速に行わなければならない。今後も時代に即応した意思決定ができるよう理事会の機能を強化するとともに、新たな社会的価値観やグローバル化した社会に対応可能な人材の登用、参考人、陪席者を出席させることにより、機動力を効率よく反映させるべく、今以上に現場の状況や情報収集にも力を入れていきたい。

3-3 大学の意思決定の仕組み及び学長のリーダーシップ

《3-3 の視点》

3-3-① 大学の意思決定組織の整備、権限と責任の明確性及びその機能性

3-3-② 大学の意思決定と業務執行における学長の適切なリーダーシップの発揮

(1) 3-3 の自己判定

基準項目 3-3 を満たしている。

(2) 3-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-3-①大学の意思決定組織の整備、権限と責任の明確性及びその機能性

【事実の説明】

教育に関する大学の意思決定の中心的機関は「教授会」であり、大学院においては「研究科委員会」である。「森ノ宮医療大学学則」では第 43 条に「本学の教育に関する重要な事項を審議するため、教授会を置く」と定められており、組織、権限、運営等について定めた「森ノ宮医療大学教授会規程」を置いている。また、「森ノ宮医療大学大学院学則」においても第 39 条に「本研究科の教育に関する重要な事項を審議するために、研究科委員会を置く」こととしている。委員会の運営に関し必要な事項は、教授会に準じている。教授会または研究科委員会が意思決定機関又は審議機関として組織上、位置付けられている。

教授会における審議については、教授会構成員（理事長、学長、副学長、教授、准教授、専任講師、法人本部長、事務局長）の多角的な検討と意見の反映を可能にするため、専門事項を審議する専門委員会において検討、意見の調整が行われる。委員会は、13~15 ページに記述されている委員会が置かれ、全学的な編成で委員が選出されている。委員会の目的に沿った検討結果は、管理運営会議で検討、調整を行い、教授会に報告され、必要な審議を行って決定する。なお、教授会は、学長が招集し、議長を務めている。月 1 回の定例教授会と臨時教授会によって運営されている。

大学院の研究科委員会は、学長、研究科長、大学院担当教員、法人本部長、事務局長が構成員となり、研究科長が議長となって、大学院の教育に関する重要事項を審議し、決定している。

「管理運営会議」は、「森ノ宮医療大学教授会規程」第 2 条に掲げる審議事項及び大学内における重要事項をあらかじめ検討、調整を行い教授会等に諮るための機関である。また、「エンロールメント・マネジメント委員会」及び「アドミッションセンター」で審議さ

れる事項についても審議し決定する。構成員は、理事長、法人本部長、学長、副学長、図書館長、研究科長、学部長、各学科長、共通教育部門の長、事務局長及び事務局代理、学習支援センター長、大学事務局各室長、大学経営企画室長及び理事長または学長が必要と認めるときは、他の職員を出席させることが出来るようになっており、現在学科長補佐も同席している。この会議を理事長が招集し、議長を務めている。月1回の定例管理運営会議（教授会開催の1週前に開催）と臨時管理運営会議によって運営されている。

各「学科会議」は、各学科の懸案事項について検討・審議し、管理運営会議に報告され、検討・調整がなされ、教授会に報告、審議される。

また、いわゆるボトムアップ方式により起案される新規重要案件については、教授会、研究科委員会、各学科会議、各種委員会等で審議された事項が管理運営会議を経て理事会で承認される仕組みになっており、意思決定プロセスは明確である。

【自己評価】

教育・運営体制は適切に整備されており、権限と責任の明確化や機能性は確保されていると判断している。審議機関である各委員会等に、教員と職員が委員として参画しており、学科等における問題点や要望についても、委員会等において全学的な方針との調整を図りながら検討されており、トップダウンだけでなくボトムアップの体制が整備されていると判断している。

＜エビデンス集・資料編＞

【資料 3-3-1】 森ノ宮医療学園規程集（大学・大学院学則） 【資料 F-3】 と同じ

【資料 3-3-2】 森ノ宮医療学園規程集（教授会規程） 【資料 1-3-12】 と同じ

【資料 3-3-3】 森ノ宮医療学園規程集（研究科委員会規程）【資料 1-3-14】 と同じ

【資料 3-3-4】 森ノ宮医療学園規程集（管理運営会議規程）【資料 1-3-13】 と同じ

【資料 3-3-5】 森ノ宮医療学園規程集（エンロールメント・マネジメント委員会規程）
【資料 1-3-15】 と同じ

【資料 3-3-6】 平成 24 年度森ノ宮大学委員会委員一覧表

3-3-②大学の意思決定と業務執行における学長の適切なリーダーシップの発揮

【事実の説明】

学長は、理事会で決定された方針に従い、「大学学則」第 42 条「学長は本学の校務をつかさどり、所属職員を統督する」に則り大学を統括して大学運営にあたる権限を有するとともに責任を負っている。「業務委任規則」では、以下の項目について、理事会は森ノ宮医療大学学長に、大学の校務の掌理を委任するとしている。

- (1) 所属教職員のサービスの監督及び校務分掌の決定
- (2) 所属教職員への出張命令
- (3) 大学各種委員会委員の委嘱
- (4) 所管に係る軽易な文書の処理及び諸証明
- (5) 所管に係る施設、設備の維持管理
- (6) 所管事務に係る 1 件 50 万円以内の消耗品購入の予算の執行

(7) 大学における定例的学事行事

(8) その他掌理する大学の校務のうち、常例として処理する軽易な事項の決定及び執行

また、「理事会業務委任規程」では、理事会は、森ノ宮医療大学の管理・運営に関する業務のうち、教育・研究に関する業務を森ノ宮医療大学学長に委任することが出来る（第4条学長への委任事項）と認められている。

【自己評価】

本学は小規模校の特徴を生かして、管理・運営に関する業務全般に対して、理事長、学長、法人本部長のコミュニケーションを活発に実施し、効率的かつ円滑に「管理運営会議」「教授会」等が運営されている。大学の方針や意思決定の伝達・執行についても適切に行われていると判断している。

<エビデンス集・資料編>

【資料 3-3-7】管理運営会議審議事項（写）【資料 1-3-23】と同じ

【資料 3-3-8】教授会審議事項（写）【資料 1-3-23】と同じ

(3) 3-3 の改善・向上方策（将来計画）

小規模校ならではの、大学の意思決定の仕組みや学長のリーダーシップが発揮できる組織の構築・運営ができていくが、現状の運営を継続していくだけでなく、社会環境の変化、スピードに合わせて意思決定機能を改善・向上させることに取り組む。

3-4 コミュニケーションとガバナンス

《3-4 の視点》

3-4-① 法人及び大学の各管理運営機関並びに各部門間のコミュニケーションによる意思決定の円滑化

3-4-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックによるガバナンスの機能性

3-4-③ リーダーシップとボトムアップのバランスのとれた運営

(1) 3-4 の自己判定

基準項目 3-4 を満たしている。

(2) 3-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-4-①法人及び大学の各管理運営機関並びに各部門間のコミュニケーションによる意思決定の円滑化

【事実の説明】

学校法人の最高意思決定機関である「理事会」は、年 10 回(平成 24 年度は 8 回開催)の定例理事会を開催し、「寄附行為」に規定する議案の審議・決定を行っているが、緊急を要する案件が生じた場合は、随時、臨時理事会を開催し、不測の事態に対応している。

業務の円滑な運営を図るため、日常業務の権限の委任を「森ノ宮医療学園理事会業務委任規程」により定めている。理事会の基本的な決定事項については、以下に記載する。

- (1) 学園及び学園が設置する学校の組織及び運営に関する基本方針
- (2) 予算・決算の承認
- (3) 理事会が行う理事、評議員及び理事長の選任
- (4) 人事のうち重要と認めるもの
- (5) 学則及び教授会規則その他理事会の定める諸規程の制定及び変更
- (6) 1件200万円以上の案件の予算外の執行
- (7) 毎年度の大学及び専門学校の入学生数に係る入学者数等の基本方針に係る事項
- (8) 前各号に掲げるもののほか重要又は異例にわたる事項

以上の項目以外は、理事長、学長、校長、法人本部長に委任事項を定め、業務の円滑な運営を図っている。また、理事会の定める諸規則及び理事会の決定に反しない範囲で、所属職員に委任する復委任を認めて運用している。

学長が推進する教学運営については、学長も出席する理事会、管理運営会議において承認を受けて教授会の運営にあたっており、経営と教学の戦略目標に対する意思の統一、責任分担、および兼任講師、また、パートナー企業の社員も含め、スピーディーな意思決定を実践している。

教職員全体のコミュニケーションを図るため毎年1月には新年互礼会を開催し、理事長、学長等の年頭の挨拶において運営方針等が伝わる仕組みになっている。また、学園内コンピュータネットワークにおける学内情報共有サイトを通じて情報の共有と活用を進めている。

【自己評価】

経営と教学の責任分担によって、学長が推進する教学運営を理事長が経営面から支えるという体制が整っている。また、その両者を補佐する法人本部長との間のバランスも機能しており、経営と教学の連携、意思決定の迅速化が図られていると判断している。

<エビデンス集・資料編>

【資料 3-4-1】 学校法人森ノ宮医療学園寄附行為 【資料 F-1】 と同じ

3-4-②法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックによるガバナンスの機能性

【事実の説明】

学園の最高意思決定機関である「理事会」の構成員には、「寄附行為」第7条に基づき、大学から学長が選任されている。また、大学と法人に所属が兼務する2人が選任されている。「評議員会」においても、「寄附行為」第21条に基づき、大学に所属のある教職員7人が選任されており、法人と大学とは密接な関係にあるが、十分な協議の上に意思決定が行われている。

また、理事会、教授会と共に、あらかじめ教授会の審議内容について調整したり、大学の重要事項を審議する機関である「管理運営会議」は、大学所属の教職員役職者と、理事

長、法人本部長が構成員となっている。これは、大学における重要事項が経営的に学園全体に影響を及ぼす可能性のある事項等について、どちらかが一方的に意思決定するのではなく、法人と大学とが協議した上で意思決定するチェック機能を果たしている。

さらには、大学各事務部門の所属長で構成する「事務連絡会議」（毎週開催）と、「拡大事務連絡会議」（月1回）を開催している。拡大事務連絡会議は、理事長、法人本部長も構成員となっており、法人と事務部門の意思疎通も十分に図られている。

教学面の意思決定機関である教授会、研究科委員会にも、理事長、法人本部長が構成員となっており、法人と教学部門の意思決定も円滑に図られている。

本学園のガバナンスとしては、「寄附行為」第17条に監事の職務が規定されており、次のような業務を行う。

- (1) この法人の業務を監査すること。
- (2) この法人の財産の状況を監査すること。
- (3) この法人の業務又は財産の状況について、毎年会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2ヶ月以内の理事会及び評議員会に提出すること。
- (4) 規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見した時は、これを文部科学大臣に報告し、又は理事会及び評議員会に報告すること。
- (5) 前号の報告をするために必要があるときは、理事長に対して評議員会の招集を請求すること。
- (6) この法人の業務又は財産の状況について、理事会に出席して意見を述べること。

また、「学校法人森ノ宮医療学園監事監査規程」を定め監事の監査機能について規定している。「寄附行為」の監事定数は2人であり「監事は、理事又は学校法人の職員又は評議員以外の者であって、理事会において選出した候補者のうちから、評議員会の同意を得て、理事長が選任する」と定められている。現在2人の非常勤の監事が選任され、就任している。任期は4年となっている。監事は常時理事会に出席し、法人の業務の監査等を行っている。

また、「評議員会」は「寄附行為」第24条で「この法人の業務もしくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に対して意見を申し述べもしくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができる。」と定めている。評議員の定数は17人以上25人以下とし、現に在職する理事数の2倍を超える人数の評議員をもって組織する。選任区分は、「寄附行為」第25条で、第1号評議員「この法人の職員で、理事会において推薦された者のうちから、評議員会において選任した者、6人以上8人以下」、第2号評議員「この法人の設置する学校を卒業した者で、年齢25歳以上の者のうちから、理事会において選任した者、4人以上6人以下」、第3号評議員「学識経験者のうちから、理事会において選任した者、7人以上11人以下」と規定している。評議員会は、理事長が招集する。議長は、評議員会において選任され、会の進行等を行っている。現員は、第1号評議員8人、第2号評議員6人、第3号評議員11人の合計25人であり、任期は4年である。平成24（2012）年度中に開催された評議員会の出席率は94.7%であり、良好な出席状況のもと適切に運営されている。

また、監事の理事会への平成 24 (2012) 年度の出席率は 100%であり、良好な出席状況のもと適切に運営されている。

表 3-4-1 監事の理事会への出席状況

	開催数	第 1 回	第 2 回	第 3 回	第 4 回	第 5 回	第 6 回	第 7 回	第 8 回	第 9 回
平成 22 年度	月 日	5/28	7/13	9/14	10/19	11/16	12/17	2/8	3/22	3/29
	出席状況	2/2	2/2	2/2	2/2	2/2	2/2	2/2	2/2	2/2
平成 23 年度	月 日	5/27	7/22	9/27	10/25	11/18	12/20	2/21	3/27	3/30
	出席状況	2/2	2/2	1/2	2/2	2/2	2/2	2/2	2/2	2/2
平成 24 年度	月 日	5/29	7/24	9/25	10/30	11/17	12/18	2/26	3/29	—
	出席状況	2/2	2/2	2/2	2/2	2/2	2/2	2/2	2/2	—

表 3-4-2 評議員の評議員会への出席状況

	開催数	第 1 回	第 2 回	第 3 回
平成 2 2 年度	月 日	5/28	11/16	3/29
	出席者数	25/25	23/24	22/24
平成 2 3 年度	月 日	5/27	11/18	3/30
	出席者数	24/25	23/25	24/25
平成 2 4 年度	月 日	5/29	11/17	3/29
	出席者数	24/25	23/25	24/25

【自己評価】

法人及び各学校間の相互チェック体制は有効に機能していると判断している。

また、監事およびに評議員会の役割機能は、法令並びに学園規程に則り、有効に機能していると判断している。

<エビデンス集・資料編>

【資料 3-4-2】 森ノ宮医療学園規程集（監事監査規程）

【資料 3-4-3】 学校法人森ノ宮医療学園寄附行為 【資料 F-1】 と同じ

【資料 3-4-4】 評議員会審議事項（写）【資料 F-10】 と同じ

3-4-③リーダーシップとボトムアップのバランスのとれた運営

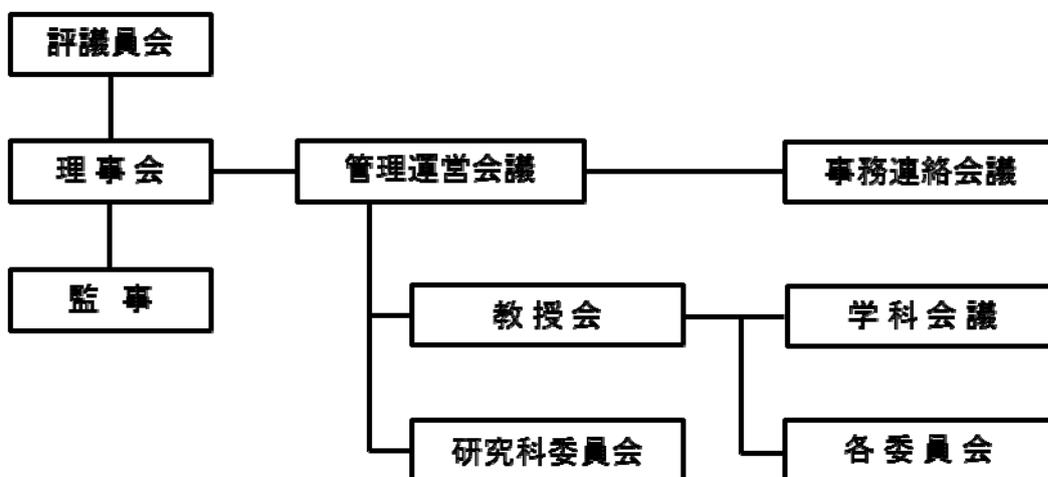
【事実の説明】

理事長は理事会をまとめ、管理運営会議、教授会、経営企画会議及びその他の会議にも積極的に参加して、学園の経営にリーダーシップを発揮している。また、管理運営の中枢をなしている法人本部長も参画している。例えば、経営執行部による各部署との「予算ヒアリング」は、各部署の「予算・決算」、「事業報告書」、「事業計画書」に反映されている。このように経営層と教職員のコミュニケーションが頻繁に実施され、理事長の経営方針や学園の意思決定が身近なものとなっており、重要な施策についても、理事長からのトップダウンはもとより、各委員会や連絡会議等からボトムアップが行われ、審議、決定されている。

イメージとしては、図 3-4-3 の通りである。

図 3-4-3

意思決定組織



また、理事長に対して決裁等を求める機能として、「学校法人森ノ宮学園稟議規程」を制定し、稟議事項やその範囲、起案、申達、決済の方法を定めている。本学園の基本方針に基づいて各部署で起案された本学園の運営に関する計画や提案事項は、この規程によって決裁されることになっている。

なお、学生及び教職員の提案等についても、「学生満足度調査」、「授業アンケート」、「公開授業週間の開催（教員相互間評価）」（職員も公開授業を参観し、評価に加わっている）を実施し、「自己点検・評価・FSD委員会」にて検討、学生サービス向上のための業務改善に生かされている。

【自己評価】

理事会、理事長等からのトップダウンによる施策の実施と、学生や教職員の意見を反映したボトムアップによる問題解決の提案、情報の収集と共有化等が円滑に機能していると判断している。

<エビデンス集・資料編>

【資料 3-4-5】 森ノ宮医療学園規程集（稟議規程）

【資料 3-4-6】 学生満足度調査【資料 2-7-6】と同じ

【資料 3-4-7】 授業アンケート報告書【資料 2-6-3】と同じ

【資料 3-4-8】 平成 24 年度公開授業週間結果報告書【資料 2-6-5】と同じ

(3) 3-4 の改善・向上方策（将来計画）

小規模大学という本学の特色を生かし、経営と教学のコミュニケーションをより円滑にし、迅速な意思決定を行える組織の継続と質向上に向けて今後とも努力する。また、教職員一人ひとりが、法令や学内規程の趣旨の理解を深め、本学園全体のガバナンスがより一層強化できるよう、学園は、教育及び啓発活動を行い、学園の永続性を保ち、新しい未来に向けた発展を指向し、質の高い教育体制を構築していく。

3-5 業務執行体制の機能性

＜3-5の視点＞

- 3-5-① 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した組織編制及び職員の配置による業務の効果的な執行体制の確保
- 3-5-② 業務執行の管理体制の構築とその機能性
- 3-5-③ 職員の資質・能力向上の機会の用意

(1) 3-5の自己判定

基準項目 3-5 を満たしている。

(2) 3-5の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-5-①権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した組織編制及び職員の配置による業務の効果的な執行体制の確保

【事実の説明】

組織体制については、「学校法人森ノ宮医療学園組織規程」に規定されており、組織図（図 1-3-1、12 ページ参照）のように組織して、系統的、能率的に目標を達成するために、必要な組織を定めている。また、業務遂行のために、「学校法人森ノ宮医療学園業務分掌規程」及び「森ノ宮医療大学業務分掌規程」を定め、各部署の果たす役割を明確にしている。新規採用等については、適宜行っており、欠員補充と新規事業計画等により、採用枠を決めての採用を行っている。

【自己評価】

学園の使命・価値・ビジョンを実現するための柔軟な組織編成が出来る体制が整っており、必要に応じた人材の確保も機動的にできていると判断する。

＜エビデンス集・資料編＞

- 【資料 3-5-1】 森ノ宮医療学園規程集（組織規程）【資料 3-1-5】と同じ
- 【資料 3-5-2】 森ノ宮医療学園規程集（学園業務分掌規程）【資料 3-1-7】と同じ
- 【資料 3-5-3】 森ノ宮医療学園規程集（大学業務分掌規程）
- 【資料 3-5-4】 森ノ宮医療学園規程集（大学就業規則）

3-5-②業務執行の管理体制の構築とその機能性

【事実の説明】

本学園の管理部門は、法人本部、大学事務局、専門学校事務局、出版部の4部門体制をとっている。法人本部長の統率のもと各セクションからの企画立案や問題解決等に機動的にあたっている。また、管理運営のための必要な会議として、「経営企画会議」を定期的（月1回）に開催している。

教学部門には各学科が主体となって運営し、大学については、各学科長が中心となり主体的な学科運営を行うほか、学科長が学部長、学長と連携し共にリーダーシップを発揮している。事務局には、総務室、教務室、学生支援室、研究支援室、広報室を設置している。

また、特に大学事務組織に「研究支援室」を設置することにより、教員の教育活動のみならず研究支援の充実に努めている。教学部門において想起・提案される事項については、教授会の諮問機関として各委員会が置かれており、教員のみならず職員も構成員として参画して検討審議されている。このように、本学では教員組織と事務組織、あるいは事務組織間の連携を重視しており、各部門を縦割りではなく横断する会議体を組織している。具体的には以下の通りである。

「管理運営会議」（毎月開催）は、理事長、法人本部長、学長、副学長、図書館長、研究科長、学部長、学科長、共通教育部門の長、事務局長及び事務局長を代行できる者、学習支援センター長、大学事務局各室長、大学経営企画室長が必ず出席しているほか、必要に応じて関係の教職員等も陪席することにより、教員組織と職員組織とが協働して緊密な連携を図って運営に当たっている。

「教務委員会」（毎月開催）は、教育に関する諸事項を検討し実行することにより充実した教育を行うことを目的とした組織で学部長、学科長もしくは各学科から選出された教員、教務室長、共通教育部門から選出された教員1人、教務室員1人で学長が委嘱する。教員と事務職員が情報共有と意見調整することで、教学部門の業務遂行や合理化と改善に対応している。

「学生支援委員会」は、総合的な学生支援を図り、その円滑な運営を行うための委員会で、学部長、学科長、事務局長、学生支援室長、各学科より選出した教員各1人、学生支援室より選出した者1人で組織されている。また、学生支援の専門的分野においてこれをより重点的に行う目的で、次の2つの専門部会を置いている。

学生支援委員会の下に置く「進路支援部会」は、学生の就職、進学、その他学生の進路に関する事項について協議し、必要な対策を講じる。部会は各学科および学生支援室と密接な連携を図り、実働は各学科及び学生支援室に応援を求め、それぞれの部署より選ばれた部員が中心となって行う。

また、同じく「学生会・課外活動支援部会」は、学生会及び学園祭、部活動、その他学生の課外活動に関する事項について協議し、必要な対策を講じる。部会は各学科および学生支援室と密接な連携を図り、実働は各学科及び学生支援室に応援を求め、それぞれの部署より選ばれた部員が中心となって行う。以上のように学生支援委員会を上部委員会として、2つの下部委員会を置いて総合的な学生支援を図っている。また、課外活動規程、就職支援細則により適切な運用を図っている。

事務部門では「事務連絡会」（原則毎週月曜日開催）を開催し、メンバーは事務局各室長及び室長補佐が出席している。各種会議等の決定事項の伝達やスケジュール調整等をするとともに、事務局内の意見調整や事務機能改善の提案等がなされている。平成 25(2013)年4月より月1回「拡大事務連絡会」を開催することとなり、この会には、理事長、法人本部長、大学経営企画室長も参加し情報の共有を図っている。

【自己評価】

部門を横断する各種の会議を定期的で開催し、情報の共有と部門間の調整をすることにより、各部署での戦略を迅速に遂行・展開できる組織体制となっていると判断している。

<エビデンス集・資料編>

- 【資料 3-5-5】 森ノ宮医療学園規程集（管理運営会議規程）【資料 1-3-13】と同じ
- 【資料 3-5-6】 森ノ宮医療学園規程集（教務委員会規程）【資料 1-3-16】と同じ
- 【資料 3-5-7】 森ノ宮医療学園規程集（学生支援委員会規程）【資料 1-3-18】と同じ
- 【資料 3-5-8】 森ノ宮医療学園規程集（課外活動規程）【資料 2-7-4】と同じ
- 【資料 3-5-9】 森ノ宮医療学園規程集（就職支援細則）【資料 2-5-2】と同じ

3-5-③職員の資質・能力向上の機会の用意

【事実の説明】

新規に採用される教職員に対しては、毎年4月1日の辞令交付式の後に新人教職員オリエンテーションを行い、理事長、学長より建学の精神や新人教職員に期待することについての講話をはじめとして、教育システム、情報システム等、本学教職員として身に付けておくべきことについて、各部局の担当者より説明がなされている。

実務担当者や管理職・準管理職者対象の研修については、業務内容の専門に特化した学外研修が日本私立大学協会をはじめとして多数開かれていることから、職員はこれらへ参加し、担当する実務分野の知識習得の手段として活用している。

また、本学主催の公開講座や多くの大学関係団体による研修会等への参加も全職員を対象として積極参加を促している。具体的には、平成24（2012）年度開催された、事務局長相当者研修会（2人）、大学経理部課長相当者研修会（2人）、大学教務部課長相当者研修会（1人）、就職部課長相当者研修会（1人）図書館協会主催の研究会や私学経営研究会の定例のセミナー等の各分野に担当者が、年間延べ50数人参加するなど研修を深めている。

研修参加以外にも、学内外の講師による高等教育をテーマとした講演会等が本学では頻繁に開催されており出席することを推奨している。これらの機会を活用することで、大学職員としての意識の向上、他機関とのネットワーク作り、実務知識の習得、情報収集に役立てられている。

加えて、本学園では、平成24（2012）年に創立40周年を迎え、学園経営をより強固にするための人財育成を最優先課題として、取り上げることになり、「ML（マネジメントリーダー）森ノ宮塾」と「NB（ネクストボード）森ノ宮塾」を、開講（校）した。

「ML（マネジメントリーダー）森ノ宮塾」の目的は、①次世代・次々世代の森ノ宮医療学園を支える人材を発掘し、育成する。②大学・専門学校の交流を通じて、よりスムーズなコミュニケーションを図る。対象者は大学・専門学校から選抜された人材（法人本部からの推薦、自薦）24名が参加した。講師は学園幹部とコンサルタントにより都合7回開講した。主な内容は、①本学園の理念及び歴史を理解する。②グループ討議・交流を通じて、メンバー間の理解を深める。③高等教育（大学・専門学校）の社会的状況を理解し、課題を認識する。④本学園の重要経営課題を抽出する。SWOT[強み（Strengths）、弱み（Weaknesses）、機会（Opportunities）、脅威（Threats）を評価するのに用いられる戦略計画ツールの一つ]分析等を活用した研鑽が行われた。この研修を通じて教職協働が図られた。

「NB(ネクストボード)森ノ宮塾」の目的は、①次世代森ノ宮医療学園の経営トップ層の育成を図る。②お互いを深く知り、本音で討議できる環境整備を行う。③社会の環境変化を感じ取り、経営に活かす。主な内容は、①本学園の理念・ビジョンを検証し、再構築を行う。②構築された理念・ビジョンに基づく行動指針を策定する。③理念・ビジョン・行動指針の徹底策を作成・実施する。④中期経営計画手法を学び、骨子を作成する。講師は「ML 森ノ宮塾」と同じ講師により、情報共有を図りながら開講され、対象者は副理事長、専門学校副校長、専門学校教務部次長、法人企画室長の4名で都合7回開講した。現在これを受けて、森ノ宮医療学園中期経営計画基本戦略書作成プロジェクトを新たなメンバーでコンサルタントのアドバイスを受けながら9回の検討会を開催して取り組んでいる。

FD・SD セミナー実施状況について、本学では「自己点検・評価・FSD 委員会」を通じて企画運営が図られている。各種委員会から計画された講演会・セミナー等についても内容によって協賛するなどして、全教職員に参加するよう推奨している。FD セミナーにも事務職員が積極的に参加している。SD セミナーにも関係教員の参加が見られる。本年度開催されたセミナー等は、【資料 3-5-12】、【資料 3-5-13】の通りである。

各学科がテーマを決めて、交代で毎月開催される学術セミナーも FD 活動の一環として、全教職員に参加するよう推奨している。本年度開催された学術セミナーは、【資料 3-5-14】の通りである。

【自己評価】

職員の能力開発に対する支援、新規採用の教職員に対する研修等、職員の資質・能力向上の機会が十分に提供されていると判断している。

<エビデンス集・資料編>

【資料 3-5-10】教職員オリエンテーション資料集【資料 1-3-1】と同じ

【資料 3-5-11】「ML (マネジメントリーダー) 森ノ宮塾」及び「NB(ネクストボード) 森ノ宮塾」開催趣旨について

【資料 3-5-12】FD セミナーの開催実施状況について【資料 2-8-8】と同じ

【資料 3-5-13】SD セミナーの開催実施状況について

【資料 3-5-14】学術セミナーの開催実施状況について【資料 2-8-7】と同じ

【資料 3-5-15】「ホームページ」<http://www.morinomiya-u.ac.jp>

(大学案内→公開講座のご案内)

(3) 3-5 の改善・向上方策 (将来計画)

社会の経済基盤や産業構造が大きく変容し、大学全入時代の到来等、私学を取りまく環境は一層厳しくなっている。このような時代のニーズに対応した教育を進めるうえで、高度な知識や対応力を有する職員の養成が不可欠であり、また、教員と事務職員が協力して、これらに対処する必要に迫られている。教員は自らの専門領域以外の知識や業務遂行力が求められ、職員も教育者としての視点が求められ、両者ともにより一層の研鑽が必要と考えられる。本学がより質の高い教育機関として永続的に存在し発展していくために、職員一人ひとりがその持てる能力を十分に発揮できるよう、人事計画や適切な組織編成を考慮

した採用計画の策定が継続的に実施されることが強く望まれている。幸いに本学教職員の経歴は多彩であり、年齢層も幅広く、将来に可能性を秘めた職員が多数おり、将来が大いに期待でき、今後も資質・能力の向上のためのSD等、組織的取り組みを継続する。

3-6 財務基盤と収支

《3-6の視点》

3-6-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

3-6-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

(1) 3-6の自己判定

基準項目3-6を満たしている。

(2) 3-6の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-6-①中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

【事実の説明】

各学校・各部署からの部門方針と事業計画に基づき、予算ヒアリング等を実施している。予算ヒアリングの結果、理事長・財務担当理事・法人本部長他で調整のうえ予算編成案を作成し、評議員会、理事会に諮り、事業計画書と収支予算書が作成されている。

また、帰属収支差額において各学校および附属診療所、出版部等各事業体が単体で支出超過にならないよう、適切な予算配分を図っている。

【自己評価】

各部門の事業計画に基づき、予算編成から予算執行が実行されている。

＜エビデンス集・資料編＞

【資料3-6-1】計算書類（平成20年度～24年度）

【資料3-6-2】平成25年度事業計画書 【資料F-6】と同じ

＜エビデンス集・データ編＞

【表3-5】～【表3-8】参照

3-6-②安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【事実の説明】

収入については、学生生徒等納付金収入がその大半を占めている。現在は、ほぼ目標の入学者を確保した状況であり、これを基礎にした予算編成を行っている。支出については、事業計画と予算ヒアリングを実施の上、予算編成会議および各部門・各部署へのフィードバックを通じて法人本部財務室を中心として予算案を作成し、上述のように評議員会、理事会において最終決定している。

財務状況に関しては、過去30年以上外部借入金に依存することなく運営しており財務

基盤は安定している。

また、教育・研究に関する外部から競争的資金は平成 23（2011）年度 16 件、平成 24（2012）年度 20 件で兩年とも 2,000 万円弱を獲得しており、教育・研究に資するとともに、財政基盤の健全化に寄与している。

【自己評価】

収入面・財務基盤は現状安定して推移している。

<ビデンス集・資料編>

【資料 3-6-3】「ホームページ」<http://www.morinomiya-u.ac.jp>
(大学案内→公開講座のご案内及び研究活動報告)

【資料 3-6-4】「ホームページ」<http://www.morinomiya-u.ac.jp>
(大学案内→教育情報の公表→大学・学園財務情報)

【資料 3-6-5】 競争的資金獲得状況

<エビデンス集・データ編>

【表 3-5】～**【表 3-8】** 参照

(3) 3-6 の改善・向上方策（将来計画）

大学において平成 23（2011）年度に設置した保健医療学部看護学科が、平成 26（2014）年度に完成年度を迎え、学生生徒等納付金収入においてもさらに増加すると予測される。また私立大学等経常費補助金について平成 27（2015）年度以降の看護学科も助成対象となることから、補助金収入の増加が見込まれる。大学及び大学院の設備・備品に関しては、これまで新規購入が主であったが、今後は設備の更新と修復費等を想定し、より精度の高い中長期計画が必要と思われる。将来において使命・目的及び教育目的の達成のため収入・支出のバランスについて健全な状況を保持し、外部資金の積極的導入を図ることを継続的に取り組む。

3-7 会計

《3-7の視点》

3-7-① 会計処理の適正な実施

3-7-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

(1) 3-7の自己判定

基準項目 3-7 を満たしている。

(2) 3-7の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-7-①会計処理の適正な実施

【事実の説明】

（会計処理の方法）

会計処理方法は、「学校法人会計基準」や本学園の「経理規程」等に準拠して、適正に実施している。会計処理上の判断が困難なものは顧問公認会計士（税理士）や外部監査法人に属し本学園を担当する公認会計士等に随時相談し、回答・指導を受けて対応・処理している。

【自己評価】

学校法人会計基準等に基づき、適正な会計処理がなされていると判断している。

<エビデンス集・資料編>

【資料 3-7-1】 計算書類（平成 20 年度～24 年度）【資料 3-6-1】と同じ

【資料 3-7-2】 森ノ宮医療学園規程集（経理規程・同施行細則）【資料 3-1-10】と同じ

【資料 3-7-3】 森ノ宮医療学園規程集（固定資産管理規程）【資料 3-1-11】と同じ

【資料 3-7-4】 森ノ宮医療学園規程集（物品管理規程）【資料 3-1-12】と同じ

【資料 3-7-5】 森ノ宮医療学園規程集（予算管理規程）

【資料 3-7-6】 森ノ宮医療学園規程集（資産運用規程）

【資料 3-7-7】 森ノ宮医療学園規程集（稟議規程）【資料 3-4-5】と同じ

【資料 3-7-8】 理事会審議事項（写）【資料 F-10】と同じ

3-7-②会計監査の体制整備と厳正な実施

【事実の説明】

（監査法人等による監査）

「私立学校振興助成法」第 14 条第 3 項に基づく監査法人による会計監査および「私立学校法」第 37 条第 3 項に基づく監事による監査とともに、毎年滞りなく実施されている。

監事は、理事会、評議員会に出席し、学校法人の業務執行が適切に行われているか、監査をしている。

【自己評価】

「内部監査室」、「監査法人」、「監事」の三様監査体制が有機的に実施されており、会計監査の体制整備と厳正な実施がなされていると判断している。

＜エビデンス集・資料編＞

【資料 3-7-9】 森ノ宮医療学園規程集（内部監査規程）【資料 3-1-13】 と同じ

【資料 3-7-10】 森ノ宮医療学園規程集（監事監査規程）【資料 3-4-2】 と同じ

【資料 3-7-11】 監査報告書

(3) 3-7 の改善・向上方策（将来計画）

健全な財務状況の持続のため、慎重かつ綿密な年度事業計画を基に予算を編成する。そのために期中の補正予算編成は最低限にとどめ、予算執行結果を詳細に分析するシステム的な解決方策が求められるのは言うまでもない。毎年度の予算編成段階において、事業計画の優先順位と重要度を定め、予算執行結果の分析を反映した予算編成を行い、学校法人会計、学園の経理規程に準拠して、会計監査を今後とも厳正に実施していく。

基準 4. 自己点検・評価

4-1 自己点検・評価の適切性

《4-1の視点》

4-1-① 大学の使命・目的に即した自主的・自律的な自己点検・評価

4-1-② 自己点検・評価体制の適切性

4-1-③ 自己点検・評価の周期等の適切性

(1) 4-1の自己判定

基準項目 4-1 を満たしている。

(2) 4-1の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-1-①大学の使命・目的に即した自主的・自律的な自己点検・評価

【事実の説明】

本学の教育研究水準の向上と活性化を図り、また本学の理念及び社会的使命の達成を積極的に推進することを目的に自己点検・評価をする。自己点検・評価に当たっては、「自己点検・評価・FSD委員会」を設置し、本委員会を中心として本学の教育及び研究活動に携わる全部門により、「大学機関別認証評価」を受審することを念頭に、以下の項目を中心として評価基準を明確化し、点検評価を図る。具体的な自己点検・評価項目としては、以下の項目について自己点検・評価を行う。

①建学の精神・大学の基本理念及び使命・目的、②教育研究施設、③教育課程、④学生、⑤教員、⑥職員、⑦管理運営、⑧財務、⑨教育研究環境、⑩社会連携、⑪社会的責務

これらの項目について、本学の具体的実施内容、活動状況を、エビデンス、資料に基づき、記録、分析、公表を通じて自らを対象化・透明化することによって自己点検・評価を実施する。

【自己評価】

以上のように、使命・目的に即した独自の自己点検・評価を実施していく体制ができていると判断している。

＜エビデンス集・資料編＞

【資料 4-1-1】 森ノ宮医療学園規程集（自己点検・評価・FSD委員会規程）

【資料 1-3-17】と同じ

4-1-②自己点検・評価体制の適切性

【事実の説明】

本学学則第2条に規定する自己点検・評価に関して、必要な事項を定めた「自己点検・評価・FSD委員会規程」に則り、法人本部長を委員長とし、学長とともに、次に掲げる委員をもって組織されている。

法人本部長、研究科長、学部長、学科長（もしくは代行できる者）共通教育部門より選出された者、学術研究委員会より選出された者、事務局長及び事務局次長、大学事務局各

室長、総務室員、学長の指名する者。また、オブザーバーとして適宜、理事長が参加する構成となっている。平成 24(2012) 年度は 11 回開催した。

委員会での主な審議事項等は以下のとおりである。

- ・「平成 23(2011)年度事業報告書」「平成 24(2012)年度事業計画書」「平成 25(2013)年度事業計画書(案)」について
- ・「授業評価アンケート」(前・後期実施)の実施科目、様式、公表方法等について
- ・「授業評価アンケート」結果の教員へのフィードバック方法、教員への個別指導および報告会実施について
- ・年間活動スケジュール
- ・FD セミナーの開催について検討(本年度及び次年度)
- ・平成 24(2012)年度版「自己点検報告書」「エビデンス集」の作成について
- ・認証評価機関への申請と受審のスケジュール、実施体制、進捗状況について
- ・教員個人業績の書式について
- ・公開授業週間の開催についての実施科目、様式、公表方法等について
- ・本学ホームページへの「情報の公表」について
- ・平成 19(2007)年度以降の退学者分析について
- ・「自己点検・評価・FD 委員会規程」の改定について

平成 24(2012)年度の主な活動実施内容は以下のとおりである。

- ・学生による「授業評価アンケート」の実施及び教員のリフレクションペーパーの記入、学生への公表の実施(5月・10月・3月)
- ・新任教員のための研修会等(4月)
- ・FD セミナーの開催(3回開催)
- ・平成 24(2012)年度版「自己点検報告書」(2月)「エビデンス集」(11月)完成
- ・本学ホームページへの「情報の公表」(10月)
- ・平成 25 年度大学機関別認証評価(日本高等教育評価機構)への申請と受審の体制整備および着手
- ・「公開授業週間の開催」(11月)、報告会実施(3月)

【自己評価】

本学において自己点検・評価に関わる取り組みと実施の周期は十分とはいえないものの、組織的な取り組みを実施しており、「自己点検・評価・FSD 委員会」が中心となって、教職協働のもと、法人組織とも連携が担保されており、自己点検・評価体制は適切であると判断している。

＜エビデンス集・資料編＞

【資料 4-1-2】自己点検・評価・FSD 委員会審議事項(写) 【資料 1-3-23】と同じ

4-1-③自己点検・評価の周期等の適切性

【事実の説明】

評価は4年ごとに1回実施することになっているが、「平成23(2011)年度自己点検報告書」を、平成24(2012)年6月に公表した。また、「平成24(2012)年度自己点検報告書」については、平成25(2013)年6月に公表する予定で作成中である。なお、毎年収集するデータ等については、各部署において検討し、改善すべき諸問題の解決を図り記録する。「事業報告書(年報)」については年1回作成し公開している。これらにより公表する項目は、前述の自己点検・評価項目を中心に、適宜、必要項目を加え実施する。

この毎年度夏までに公開する「事業報告書(年報)」は、毎年度初めに公開する「事業計画書」と対になるものである。

【自己評価】

本学は開学してまだ日の浅い大学であるが、できる限り実効性のある具体的評価を行い、PDCAサイクルを踏まえながら改善改革を進めている。今後も計画的・周期的に実施し、報告書にまとめる。

<エビデンス集・資料編>

【資料4-1-3】平成24年度事業報告書(年報) 【資料F-7】と同じ

【資料4-1-4】平成25年度事業計画書 【資料F-6】と同じ

【資料4-1-5】平成23年度自己点検報告書

【資料4-1-6】平成24年度自己点検報告書

(3) 4-1の改善・向上方策(将来計画)

今回、認証評価機関による大学機関別認証評価を受審するにあたり、平成23(2011)年度をベースとして自己点検・評価を行った。評価項目については、大学機関別認証評価基準に則り実施した。認証評価の結果を踏まえて、平成26(2014)年5月に「自己点検評価報告書」を公表する予定をしており、「中期計画」ともリンクしながら、4年に1回のサイクルで実施する。しかし、昨今の教育環境を取りまく環境はめまぐるしく変化しており、将来において基準や評価項目の見直し、またそれに対して迅速で適切な対応ができる実施体制を整備していく必要があると考えられる。

4-2 自己点検・評価の誠実性

《4-2の視点》

4-2-① エビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価

4-2-② 現状把握のための十分な調査・データの収集と分析

4-2-③ 自己点検・評価の結果の学内共有と社会への公表

(1) 4-2の自己判定

基準項目 4-2 を満たしている。

(2) 4-2の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-2-①エビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価

【事実の説明】

ホームページ等に「数字で見る森ノ宮医療大学」として公表している。また、同様に「事業報告書」、「事業計画書(年報)」も年1回公開している。事業計画書(年報)では、学園の重点方針、行動計画を示し、各部門がそれぞれ部門の方針を示し、その部門方針等の自己点検・評価を行っている。自己点検評価報告書も理事会に報告承認され、公表されている。

【自己評価】

エビデンスに基づいた自己点検・評価を実施しているが、今後、本学園、本学の特長を活かした独自のシステムの構築と PDCA サイクルに基づく運用について、より実効性のある施策の検討が必要であることも認められる。

＜エビデンス集・資料編＞

【資料 4-2-1】「ホームページ」<http://www.morinomiya-u.ac.jp>

(大学案内→情報の公表)

4-2-②現状把握のための十分な調査・データの収集と分析

【事実の説明】

学生による「授業アンケート」や学生・教職員に関する各種データ及び財務に関するデータ等や経年で保存された情報を分析することにより得られた分析結果は、学生のニーズの変化や財務状況の傾向等を示すもので、大学の教育研究上、また管理運営に有用な情報である。これらの情報は、今後の「中期計画」を検討するための、課題等の根拠資料として有効活用ができ、蓄積された情報は、大学(学園)の財産になるものである。

【自己評価】

収集した調査・データ資料は、「自己点検・評価・FSD委員会」において、機能的に活用されており、分析結果については、双方向に情報発信されており、適切に実施されていると判断している。

<エビデンス集・資料編>

【資料 4-2-2】 授業アンケート報告書【資料 2-6-3】と同じ

【資料 4-2-3】 学生満足度調査報告書【資料 2-7-5】と同じ

【資料 4-2-4】 平成 24 年度公開授業週間結果報告書【資料 2-6-5】と同じ

4-2-③自己点検・評価の結果の学内共有と社会への公表

【事実の説明】

自己点検・評価の結果等の関連情報の発信手段としては、大学のホームページや各種制作物を活用して、学内外へ公表している。

【自己評価】

各種の自己点検・評価は、学内共有と社会への公表は、ホームページや各種制作物を通じて適切に実施されていると判断している。

<エビデンス集・資料編>

【資料 4-2-5】「ホームページ」<http://www.morinomiya-u.ac.jp>

(大学案内→数字で見る森ノ宮医療大学)

(3) 4-2 の改善・向上方策 (将来計画)

今後も着実な自己点検・評価を行うことにより、透明性の高い、エビデンスに基づいた自己点検・評価システムの構築を目指す。また、調査データを集約的に収集するために、IR 機能の構築が必要であると考え、「中期計画」の検討課題として取り組みたい。

4-3 自己点検・評価の有効性

《4-3 の視点》

4-3-① 自己点検・評価の結果の活用のための PDCA サイクルの仕組みの確立と機能性

(1) 4-3 の自己判定

基準項目 4-3 を満たしている。

(2) 4-3 の自己判定の理由 (事実の説明及び自己評価)

4-3-① 自己点検・評価の結果の活用のための PDCA サイクルの仕組みの確立と機能性

【事実の説明】

自己点検・評価・改善のそれぞれの活動の中でも、大学を改革し発展させるための最も重要なことは、全学を挙げて達成に取り組む姿勢と不断の努力の積み重ねであると考えられる。本学では 1 年サイクルで「事業報告書」と「事業計画書(年報)」を作成し自己点検・評価を実施している。

【自己評価】

現在、1年サイクルで自己点検・評価・改善活動を実施していると判断しているが、今後、「中期計画」と有機的に結び付けることで、教育研究をはじめとする大学運営全般の改善、向上が図られることが期待される。

＜エビデンス集・資料編＞

【資料 4-3-1】平成 24 年度事業報告書 【資料 F-7】と同じ

【資料 4-3-2】平成 25 年度事業計画書 【資料 F-6】と同じ

【資料 4-3-3】学校法人森ノ宮医療学園中期目標骨子【資料 1-2-7】と同じ

(3) 4-3 の改善・向上方策（将来計画）

自己点検・評価・改善計画に則り、教育に係わる様々な情報を集約し、教育の質の保証に向けたシステムを構築できていると判断されるが、今後、「中期計画」とリンクしながら PDCA サイクルを取り入れた取り組みを実施する。今後は「中期計画」の策定に伴い、PDCA サイクルのステップをより早めたいと考えている。

調査データを集約的に収集するために、IR 機能の構築と整備が必要であると考えている。

【基準 4 の自己評価】

評価体制の整備とともに、周期的な自己点検・評価を行っている。開設間もない大学ではあるが、高等教育機関として、将来にわたって相応しい教育、研究の水準を保ち、建学の精神に則り、大学の使命・目的及び教育目的の実現を継続的に実施し、評価点検・改善を行っている。

IV. 大学が使命・目的に基づいて独自に設定した基準による自己評価

基準 A. 社会連携

A-1 大学が持っている物的・人的資源の社会への提供

《A-1の視点》

A-1-① 大学資源の社会に対しての開放

A-1-② 大学の教育研究上における社会連携

A-1-③ 大学と地域社会との協力関係

(1) A-1の自己判定

基準項目 A-1 を満たしている。

(2) A-1の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

A-1-①大学資源の社会に対しての開放

【事実の説明】

森ノ宮医療大学（以下「本学」という）の目的である「伝統医学と現代医学の融和と補完を通じて、幅広い知識と高度な専門技術を有し、豊かな感性と高い倫理観を備えた専門職医療人を育成する」に基づいた本学の特性および教員の研究成果を活かし、本学の人的・物的資源を提供して広く社会に貢献するために、以下のような活動を行っている。

1) 市民公開講座・シンポジウムの開催

本学の人的資源を社会に提供するため、相互連携協定を締結している大阪府立急性期・総合医療センター（以下「総合医療センター」という）との協働で、「市民公開講座 治療から社会復帰へのケア—最近の進歩—」を連続して開催している。対象である一般市民の方々に、医療（病気の治療・リハビリテーション・予防等）に関する情報を提供し、興味・関心・理解を深めてもらうことを目的として、平成 24（2012）年度は計 3 回開催した。【資料 A-1-1 参照】

i) 市民公開講座「治療から社会復帰へのケア—最近の進歩—」（平成 24 年度）

場所：森ノ宮医療大学 西棟 6F（631・632）

主催：森ノ宮医療大学、府立急性期・総合医療センター

共催：住之江区生涯学習推進委員会/後援：大阪府、大阪市教育委員会

第 1 回「がん」

日時：平成 24 年 6 月 16 日（土）13:30～15:30

受講者：66 名

基調講演：「がん診療の進歩」田中 康博 副院長（府立急性期・総合医療センター）

講演Ⅰ「緩和ケアと鍼灸治療」澤田 規 准教授

講演Ⅱ「がん治療と理学療法」河村 廣幸 教授

講演Ⅲ「手術治療と看護」吉村 弥須子 教授

第 2 回「心臓病」

日時：平成 24 年 7 月 22 日（土）13:30～15:30

受講者：46 名

基調講演「心臓病非薬物療法の進歩」福並 正剛 副院長
(府立急性期・総合医療センター)

講演Ⅰ「循環器疾患と鍼灸治療」山下 仁 教授
講演Ⅱ「心臓リハビリの進歩」三木屋 良輔 講師
講演Ⅲ「心臓病と看護」村上 生美 教授

第3回「脳卒中」

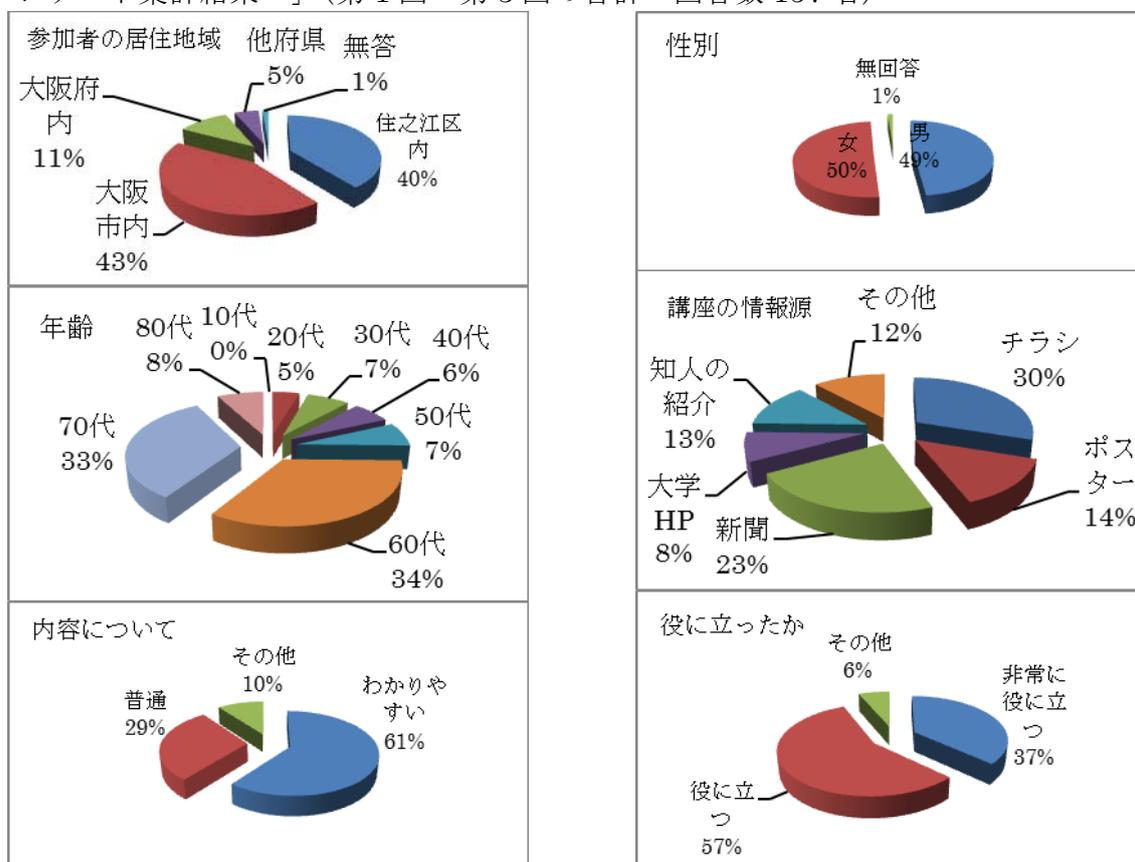
日時：平成24年9月23日(日) 13:30～15:30

受講者：83名

基調講演「脳卒中診療の進歩」狭間 敬憲 神経内科部長・脳卒中センター長
(府立急性期・総合医療センター)

講演Ⅰ「脳血管障害と鍼灸治療」鍋田 智之 講師
講演Ⅱ「寝たきりにならないための理学療法」金尾 顕郎 教授
講演Ⅲ「脳卒中と看護」大巻 悦子 教授

「アンケート集計結果」(第1回～第3回の合計 回答数 157名)



以上のアンケートに加え、回答に寄せられた受講者の要望に応じて、平成25(2013)年度は「予防・治療から社会復帰へのケア—最近の進歩」をタイトルに、7月20日「第1回 糖尿病」、9月16日「第2回 認知症」、11月3日「第3回 肺ガン」をテーマに開催する予定で現在準備を進めている。

ii) シンポジウム「大規模災害と救急医療—地域との連携による災害対策—」

社会的な不安材料である大規模災害に対する情報と対処法、医療系大学としての使命について再認識し、学内外に広く情報を提供することを目的として、総合医療センターとの連携シンポジウムを開催した。

開催日時：平成 24 年 1 月 11 日（水）17:00～18:15
開催場所：森ノ宮医療大学 西棟 6F
共催：森ノ宮医療大学、府立急性期・総合医療センター
参加者：150 名
講演Ⅰ：「地域防災と企業・大学の連携」藤居 洋



（大阪市危機管理室 防災アドバイザー）

講演Ⅱ：「災害時の医療～能動的な災害医療を行うための方策～」吉岡 敏治

（大阪府立急性期・総合医療センター院長）

iii) 「森ノ宮医療大学市民公開講座」

開催日時：平成 25 年 5 月 本学第 19 回学術セミナー

開催場所：森ノ宮医療大学 東棟 4F

講演：「健康長寿と高血圧の管理」荻原 俊男（森ノ宮医療大学 学長）

聴講者：130 名

2) 講師の派遣

本学教員が教育研究活動で得てきた知識と技術を、専門分野の研究者の立場から広く一般市民の方に提供するために、外部機関からの講演依頼があれば積極的に応じ、地域社会への貢献を果たしている。平成 19 (2007) 年度 58 件、平成 20 (2008) 年度 64 件、平成 21 (2009) 年度 57 件、平成 22 (2010) 年度 93 件、平成 23 (2011) 年度 107 件、平成 24 (2012) 年度は 1 月現在の申告数で 46 件である。

内容としては、鍼灸学科教員は各地方の鍼灸師会の講習会での講演依頼が多く見られ、理学療法学科教員は病院のリハビリスタッフ及び看護師、介護現場の職員に対する講習会での講演依頼が多く見られるが、腰痛体操等、市民の健康講座における実技指導の依頼も見られる。また、看護学科教員は、病院の新人スタッフ研修での講演依頼が多く見られる。【資料 A-1-2 参照】

3) 地域社会支援プロジェクト

本学看護学科が主催する「森ノ宮医療大学地域子育て支援 もりもりひろば」は、近隣在住の乳幼児とその家族を対象に、親子の絆および近隣のコミュニティの絆を深めることを目的とするプロジェクトである。具体的な内容としては、看護学科教員が健康相談・育児相談・絵本の読み聞かせ・遊び方への提案等を行なうものである。平成 23 (2011) 年 11 月から月に 1 度の割合で開催し、平成 24 (2012) 年 1 月までの間に 14 回開催し、延べ 202 組、436 人の参加があった。【資料 A-1-3 参照】

4) ボランティア活動

本学「ライフサポートサークル」が平成 23(2011)年度より活動を開始し、大阪市立大学医学部 AED 講習会、同附属病院の小学生医療技術体験指導、咲洲ベイウォーキングにおいて学生によるボランティア等を行っている。

また、学生ボランティアサークル「IRIS」が、平成 24(2012)年 12 月 3 日より相互連携協定締結先の総合医療センターにて患者支援のボランティアを開始し、高い評価を受けるとともに、自らも貴重な経験を積んでいる。

5) 卒後教育の実施

卒業生および在学生対象に学術講習会を実施し、実際の臨床現場で応用できる治療プログラムの考え方、画像の見方、手技等を多岐にわたって受講できるようにした。平成24(2012)年度は11月3日(土)に開催し、鍼灸学科と理学療法学科の講義を行なった。

6) 本学施設の開放

本学の物的資源を社会に提供するために、教育研究活動に支障のない範囲で、学会・講演会・各種公的試験会場として本学施設の開放を行い、本学施設の有効的な活用を促進している。

附属図書館は大学図書館としての本来の機能を果たすとともに、広く一般の方にも施設と資料の開放を行っている。本学の特性を活かした資料収集により、医学・医療分野を中心に所蔵しているため、健康に関心を持つ近隣在住者や、医療系他大学学生の閲覧希望が見られるが、希望者には利用証を発行して継続的な利用も認めている。また、本学学生のみならず森ノ宮医療学園専門学校の学生も在学中・卒業後の貸出利用が可能で、最新の医学情報と生涯教育の場を提供し続けている。

附属鍼灸施術所は、鍼灸師の国家資格をもった大学教員や研究員らが、国内外の最先端の研究成果を活かした治療を行っており、教員・学生の教育研究機関としての機能を果たすとともに、近隣在住者への施術や健康指導等を通して本学の人的・物的資源を広く社会に提供している。【資料 A-1-4 参照】

7) 学園施設の開放

学校法人森ノ宮医療学園が所有する「はりきゅうミュージアム」は、鍼灸・柔道整復・漢方など伝統医学の歴史的資料を公開する施設として平成13(2001)年に開設された。経絡図や経穴(ツボ)を期した経穴人形(銅人形)を中心に日本の伝統医療の歴史を物語る資料を収集展示し、鍼灸・伝統医学の研究者から広く一般の方まで公開している。

【自己評価】

公開講座、講師派遣、地域支援、ボランティア活動、卒後教育、施設開放等、本学が有する人的資源、物的資源を授業等に支障のない範囲で社会に向けて提供または解放し、地域社会への貢献を積極的に果たしている。

<エビデンス集・資料編>

【資料 A-1-1】市民公開講座・シンポジウムの開催

【資料 A-1-2】講師の派遣

【資料 A-1-3】地域社会支援プロジェクト

【資料 A-1-4】本学施設の開放

A-1-②大学の教育研究上における社会連携

【事実の説明】

本学の教育研究上における社会連携として、病院等医療施設との相互連携協定を結んでいる。

1) 大阪府立・急性期総合医療センターとの連携

平成 22(2010)年 4 月締結。本協定は、救命救急医療、がん医療、脳・循環器医療、生活習慣病・難病医療、リハビリテーション医療等の 5 分野で、大阪府立の基幹病院として府民の命と健康の維持に大きく貢献してきた同センターと本学が、医学教育・研究分野においてさまざまなかたちで協力関係を構築し、保健医療・健康増進・福祉の発展に寄与することを目的にしている。

理学療法学科・看護学科の学部生の実習受け入れをはじめとして、保健医療・医学分野に関する講義・講演を通じた人材の相互派遣や共同研究の実施など、両者の特色を活かした積極的な交流を行うものとする。共催事業としてシンポジウムや市民公開講座を開催し、広く社会に貢献することも目指している。【資料 A-1-5 参照】【資料 A-1-6 参照】

i) 連携シンポジウムの開催

平成 23 年度「生と死を、今考えるⅡ—やすらぎのがん医療—」

開催日時：平成 23 年 11 月 5 日（土）13:00～17:00

開催場所：大阪府立急性期・総合医療センター 3 階講堂

共催：府立急性期・総合医療センター、相愛大学、森ノ宮医療大学 共催

記念コンサート 相愛大学 弦楽四重奏「dolce（ドルチェ）」

基調講演「日本文化から見た生命のやすらぎ」 釈 徹宗（相愛大学人文学部教授）

関連講演「東洋医学の身体観、人間観」 坂出 祥伸（森ノ宮医療大学保健医療学部教授）

「終末期医療の課題と展望」 田中康博（府立急性期・総合医療センター副院長）

パネルディスカッション「やすらぎのがん医療の実現に向けて—課題と提言」

パネリストとして本学保健医療学部鍼灸学科学科長山下 仁教授が参加

聴講者：約 250 名



平成 24 年度「生と死を、今考えるⅢ “疫を免じる” —がんと免疫の力—」

開催日時：平成 24 年 10 月 20 日（土）

開催場所：大阪府立急性期・総合医療センター 3 階講堂

主催：府立急性期・総合医療センター、相愛大学、森ノ宮医療大学

ミニコンサート：相愛大学音楽学部

基調講演「ここまで来たがん治療—WT 1 がん免疫療法最新の成果」

大阪大学大学院医学系研究科教授 杉山治夫

関連講演「がん治療に関する免疫力」 大阪府立急性期・総合医療センター 谷尾吉郎

パネルディスカッション「免疫と健康—笑いは健康の原点」

パネラーとして本学の 青木 元邦教授が参加



2) 医療法人協和会・千里中央病院との連携について

医療法人協和会・千里中央病院との連携協定は、平成 23(2011)年 7 月 22 日に締結された。この協定は、本学における教育研究活動の一層の

充実をはかるとともに、医療法人協和会・千里中央病院における研究・医療活動を推進し、その成果の普及を促進することによって、医療における学術、技術および臨床の発展に寄与することを目的としている。

本学の鍼灸学科および理学療法学科の学生は、医療法人協和会 千里中央病院において臨床実習または学外見学実習を行い、大学で習得した知識・技能の実践または臨床現場の情報の収集等に大いに役立てている。

3) 医療法人錦秀会との連携について

医療法人錦秀会との連携協定は、平成 23 (2011) 年 12 月 9 日に締結された。この協定は、本学における教育研究活動の一層の充実をはかるとともに、医療法人錦秀会グループ病院における研究・医療活動を推進し、その成果の普及を促進することによって、医療における学術、技術および臨床の発展に寄与することを目的としている。すなわち、本学と医療法人錦秀会・阪和第二泉北病院が臨床、教育、研究にわたる臨学教育参画を推進することにより、各々が医療および教育の分野において更なる発展を遂げ、ひいては未来の高齢者医療を担う資質を持つ人材の育成・輩出へと繋げることを目指すものである。上記目的を達成するために、①合同研修、②共同研究、③学生臨床実習指導等を実施するものとする。

4) 近隣の大学との連携について

本学は「大学コンソーシアム大阪」に加盟し、大阪府内およびその周辺の大学との相互連携を深めるとともに、地域社会・産業界・行政への協力と地域社会への貢献を目的とした活動をしている。

本学と同じく咲洲地区に位置する相愛大学とは、前述の総合医療センターとの連携シンポジウム「生と死を、今考える」シリーズの共催や、総合医療センター開催の「ふれあい病院探検隊」への協力を通して連携を深め、「食と運動 健康フェスタ」の共催等、定期的に連携事業を開催し、広く社会に向けて貢献をしている。【資料 A-1-7 参照】

i) 「おおさか 食と運動 健康フェスタ」

主催：相愛大学、森ノ宮医療大学

開催場所：ポートタウンショッピングセンターセントラルコート

平成 24 年度

開催日時：平成 24 年 2 月 12 日(日)10:00~16:00

共催：農林水産省近畿農政局大阪地域センター

本学出展：運動負荷テストと呼吸循環機能の評価

平成 25 年度

開催日時：平成 25 年 2 月 10 日 (日) 10:00~16:00

本学出展：呼気ガス分析装置利用の『エネルギー代謝測定』



【自己評価】

本学は、複数の病院等医療施設と連携協定を結んで教育研究上の相互協力関係を築き、また他大学と連携事業を通して友好的に協力し合っている。以上の点から、本学は教育研究上において、病院等医療施設や他大学との適切な関係を構築している。

<エビデンス集・資料編>

【資料 A-1-5】 社会連携事業への参加

【資料 A-1-6】 大学教育研究上における社会連携（大阪府立・急性期総合医療センター）

【資料 A-1-7】 近隣の大学との連携

A-1-③大学と地域社会との協力関係

【事実の説明】

本学は、社会および地域との連携・協力について、さまざまな外部機関との連携・協体制度を構築し、本学の物的・人的資源の地域社会への提供を継続的に行なうものとする。具体的な事例として、大阪府咲洲庁舎のイベント、大阪府立急性期・総合医療センターの地域社会貢献事業、大阪市の「すこやかパートナー」関連事業、近隣企業および「大学コンソーシアム大阪」関連の社会連携事業等がある。【資料 A-1-8 参照】

i) 「咲洲庁舎 魅力発信・体感イベント」

開催日時：平成 23 年 8 月 19 日（金）10:00～22:00（最終入場 21:30）

開催場所：大阪府咲洲庁舎

主催：大阪府、大阪市

協力企業・大学：アクティオ（株）、アジア太平洋トレードセンター（株）、相愛大学、ハイアットリージェンシー大阪、森ノ宮医療大学（50 音順）

本学の出展：

鍼灸学科：ツボ刺激による『誰でもできるセルフメンテナンス』参加者：67 人

理学療法学科：「肺活量をチェック！何がわかるかな？」参加者：70 人

理学療法学科「体力・呼吸循環機能をチェック！！」参加者：96 人

看護学科「救急蘇生を体験しよう！！」参加者：111 人（うち子ども 66 人）

アンケート集計結果：回答数 176 名

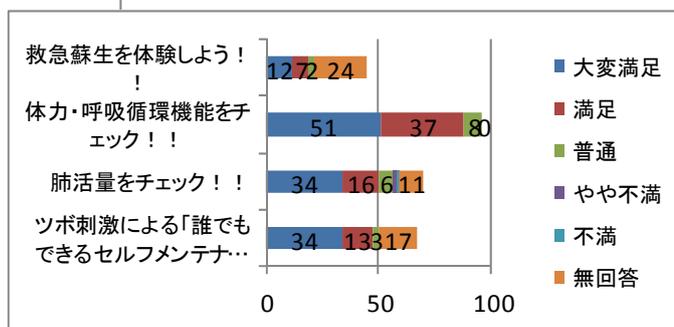
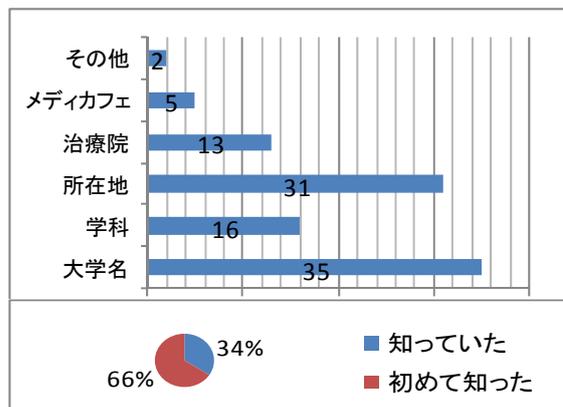
1. 森ノ宮医療大学を知っていましたか？

また、具体的に何を知っていましたか？（複数回答可）

2. 参加されたイベントの内容について

3. その他、ご意見・ご感想等

- ・タバコが悪いことが身にしみた。
- ・はりきゅう治療院に行きたい。（複数）
- ・ツボ刺激が気持ちよかった。
- ・小児鍼やお灸のことがよくわかった。
- ・健康のことを考えるよい機会となった。
- ・とても楽しい体験だった。（複数）
- ・AED の使い方等、初めて体験した。勉強になった。（複数）
- ・学生さんがとても親切に説明してくれてよかった。



ii) 「大阪ヘルスジャンボリー」

主催：大阪市

平成 23 年度「大阪ヘルスジャンボリー 2011 ～健康を体感しよう！！」

開催日時：平成 23 年 10 月 8 日（土）11:00～16:00

開催場所：大阪城ホール（城見ホール、コンベンションホール）

本学の出展：「運動負荷テストと呼吸循環機能の評価」

呼吸循環測定を行い心肺機能について説明した。



平成 24 年度「大阪ヘルスジャンボリー 2012」

開催日時：平成 24 年 10 月 20 日（土）11:00～16:00

開催場所：花と緑と自然の情報センター、長居公園、自然史博物館他

本学の出展：

鍼灸学科「体質チェックと東洋医学的ツボ療法相談」

理学療法学科「運動負荷テストと呼吸循環機能の評価」

講堂イベント「森ノ宮医療大学の家庭でできるツボ講座」



iii) 「咲洲ベイウォーキング 2011」

開催日時：平成 23 年 10 月 23 日（日）9:00～14:00

開催場所：咲洲コスモスクエア地区

主催：大阪市港湾局

企画運営：公益社団法人大阪港振興協会、財団法人大阪市スポーツ・みどり振興協会

協力：森ノ宮医療大学、他

後援：住之江区役所、コスモスクエア開発協議会、咲洲地区活性化協議会

本学の協力内容

1. ウォーキング健康講座

会場：森ノ宮医療大学東棟 4F／9:00～9:40

講師：青木元邦教授

概要：本学の教員で医師でもある青木元邦教授が、生活習慣病とその要因、ウォーキングが健康に及ぼす影響等について一般の参加者にもわかりやすい講義を行った。



2. 健康チェック（血圧測定）

ウォーキング前とウォーキング後の血圧を測定した。

3. 鍼灸施術体験

時間：12:30～15:00（受付 9:50～ 先着 30 人）

場所：森ノ宮医療大学鍼灸施術所

内容：ウォーキング終了後、附属施術所にて鍼灸施術体験を行った。



iv) 「みどりウォーキング」

開催場所：相愛大学、咲洲庁舎、森ノ宮医療大学

主催：大阪府（環境農林水産部）／共催：相愛大学、森ノ宮医療大学

平成 24 年度「みどりウォーキング・食と健康フェスタ」

開催日時：平成 24 年 6 月 3 日（日）9:00～15:00

本学の出展：ウォークラリーゴール受付

ストレッチ学習（理学療法学科）

血圧測定（看護学科） --- 測定者 67 名
鍼灸施術無料体験（鍼灸学科） --- 体験者 26 名
講演「ウォーキングで健康になろう！」---聴講者 18 名
講師 青木 元邦 教授

平成 25 年度「みどりと健康ウォーキング 2013」

開催日時：平成 25 年 5 月 26 日（日）10：00～15：00

本学の出展：ウォークラリーゴール運営

ストレッチ学習（理学療法学科）

血圧測定（鍼灸学科学生による）

鍼灸施術無料体験（鍼灸学科）



v) 「オリックス・バファローズ ティール&ホワイトリボン DAY」

開催日時：平成 24 年 9 月 4 日（火）15:00～19:00

開催場所：京セラドーム大阪

内容：プロ野球球団オリックス・バファローズ公式戦において、市民の健康づくりを支援する大企業等と大阪市が共同で、子宮頸がんの予防・検診等の啓発を広く呼びかけた。

本学実施内容：全来場者に対して、子宮頸がん検診等の啓発グッズおよびチラシを配布。女性来場者に対して、子宮頸がんの認知度アンケートを実施した。



vi) 「御堂筋 Kappo」

主催：御堂筋 kappo 実行委員会（大阪府、大阪市 他）

開催場所：御堂筋（淀屋橋～新橋）

趣旨：大阪のメインストリート御堂筋（淀屋橋～新橋）を歩行者天国とし、企業や各種団体がブースを設置してパネル展示やパフォーマンス、物品販売などを行うもの。

平成 24 年度「御堂筋 Kappo 2012」

開催日時：平成 24 年 10 月 14 日（日）12:00～16:00

本学出展：

理学療法学科「寝たきり防止の体力測定と相談会」

看護学科「一時救命処置体験」

平成 25 年度「御堂筋 Kappo 2013」

（御堂筋フェスタ 2013 と同時開催）

開催日時：平成 25 年 5 月 12 日（日）13：00～17：00

本学出展：

理学療法学科「寝たきりにならないための体力測定と相談会」（体験者 178 名）

看護学科「一時救命処置体験」（体験者 300 名）



v) 「ふれあい病院探検隊」

開催場所：大阪府立急性期・総合医療センター

主催：大阪府立急性期・総合医療センター

協力：相愛大学、大阪府立大学、森ノ宮医療大学

概要：病院の仕事を疑似体験するイベント。

（高校 1・2 年生 500 名対象）



平成 23 年度「ふれあい病院探検隊～病院の仕事を体験しよう！～」

開催日時：平成 24 年 2 月 5 日（日）10:00～16:00

本学の出展：合計 150 名が本学ブースで体験

1. 「はり・きゅう施術体験」
2. 「資料展示」（広報室）
3. 「進路相談」（看護学科：教員 3 人）



平成 24 年度「ふれあい病院探検隊 病院の仕事が体験できる！」

開催日時：平成 25 年 1 月 13 日（日）10:00～16:00

本学の出展：

1. 鍼灸学科「はり灸を体験しよう！」（体験者 150 名）
2. 理学療法学科「あなたの中心線はずれていませんか？」（体験者 100 名）
3. 看護学科「ナースのたまご ウルトラクイズ」（体験者 200 名）

【自己評価】

本学では大阪市の咲洲地区に立地する医療系大学として、地域社会との協力関係を構築し地域社会に貢献するために、教職員協働のもと多くの社会連携事業に取り組んできた。これらの事業は医療系大学という本学の特色を活かし、一般市民の方々の健康増進や疾病予防に役立つ内容であるため、参加者からは非常に喜ばれ高く評価されている。以上のことから、本学と地域社会との協力関係は良好に構築されていると言える。

<エビデンス集・資料編>

【資料 A-1-8】 大学と地域社会との協力関係

【資料 A-1-9】 森ノ宮医療学園規程集（大学施設利用案内） 【資料 F-3】 と同じ

【資料 A-1-10】 「大学案内 2014」（学内連携・交流 p.46～47） 【資料 F-2】 と同じ

【資料 A-1-11】 ホームページ <http://www.morinomiya-u.ac.jp>

（大学案内→学外連携・交流）

(3) A-1 の改善・向上方策（将来計画）

大阪市の咲洲地区に立地する医療系大学として地域貢献を推進し、社会に評価される大学を目指すために、本学の有する物的・人的資源を広く社会に提供する努力は今後も継続していく必要がある。すなわち、地域社会との協力関係を更に構築し、他大学・他企業と連携しての教育研究事業および社会貢献に全学的に取り組み、推進していく。

「市民公開講座」については、社会情勢や「受講者アンケート」を踏まえながら実施内容の改善を図り、今後も森ノ宮医療大学を代表する社会連携事業として発展させていく。その他、講師派遣や地域社会支援プロジェクトの推進、ボランティア活動、今後増加していく卒業生への卒後教育等にも力を注ぎ、医療系の大学としての社会的意義に基づいた社会貢献を念頭においた活動をしていく。

また、物的資源の提供として、今後も本学施設を地域や関連団体の活動に可能な限り提供し、大学施設の有効利用を促進していくものとする。

【基準 A の自己評価】

本学は、市民公開講座やシンポジウムの開催、講師派遣、施設開放等により、本学が有する物的・人的資源を社会に対して開放し、地域社会への貢献を果たしている。

また、本学は病院等医療施設との相互連携協定の締結や、大学コンソーシアム大阪への加盟、近隣の大学との連携を通し、本学の教育研究上における社会連携を構築している。

また、大阪府、大阪市、住之江区等の社会貢献事業に協力し連携事業に参画することで、地域社会との密な協力関係を構築している。

V. エビデンス集一覧

エビデンス集（データ編）一覧

コード	タイトル	備考
【表 F-1】	大学名・所在地等	
【表 F-2】	設置学部・学科・大学院研究科等／開設予定の学部・学科・大学院研究科等	
【表 F-3】	学部構成（大学・大学院）	
【表 F-4】	学部・学科の学生定員及び在籍学生数	
【表 F-5】	大学院研究科の学生定員及び在籍学生数	
【表 F-6】	全学の教員組織（学部等）	
	全学の教員組織（大学院等）	
【表 F-7】	附属校及び併設校、附属機関の概要	
【表 F-8】	外部評価の実施概要	該当無し
【表 2-1】	学部、学科別の志願者数、合格者数、入学者数の推移（過去 5 年間）	
【表 2-2】	学部、学科別の在籍者数（過去 5 年間）	
【表 2-3】	大学院研究科の入学者数の内訳（過去 3 年間）	
【表 2-4】	学部、学科別の退学者数の推移（過去 3 年間）	
【表 2-5】	授業科目の概要	
【表 2-6】	成績評価基準	
【表 2-7】	修得単位状況（前年度実績）	
【表 2-8】	年間履修登録単位数の上限と進級、卒業（修了）要件（単位数）	
【表 2-9】	就職相談室等の利用状況	
【表 2-10】	就職の状況（過去 3 年間）	
【表 2-11】	卒業後の進路先の状況（前年度実績）	
【表 2-12】	学生相談室、医務室等の利用状況	
【表 2-13】	大学独自の奨学金給付・貸与状況（授業料免除制度）（前年度実績）	
【表 2-14】	学生の課外活動への支援状況（前年度実績）	
【表 2-15】	専任教員の学部、研究科ごとの年齢別の構成	
【表 2-16】	学部の専任教員の 1 週当たりの担当授業時間数（最高、最低、平均授業時間数）	
【表 2-17】	学部、学科の開設授業科目における専兼比率	
【表 2-18】	校地、校舎等の面積	
【表 2-19】	教員研究室の概要	
【表 2-20】	講義室、演習室、学生自習室等の概要	
【表 2-21】	附属施設の概要（図書館除く）	該当無し
【表 2-22】	その他の施設の概要	
【表 2-23】	図書、資料の所蔵数	
【表 2-24】	学生閲覧室等	
【表 2-25】	情報センター等の状況	
【表 2-26】	学生寮等の状況	該当なし

森ノ宮医療大学

【表 3-1】	職員数と職員構成（正職員・嘱託・パート・派遣別、男女別、年齢別）	
【表 3-2】	大学の運営及び質保証に関する法令等の遵守状況	
【表 3-3】	教育研究活動等の情報の公表状況	
【表 3-4】	財務情報の公表（前年度実績）	
【表 3-5】	消費収支計算書関係比率（法人全体のもの）（過去 5 年間）	
【表 3-6】	消費収支計算書関係比率（大学単独）（過去 5 年間）	
【表 3-7】	貸借対照表関係比率（法人全体のもの）（過去 5 年間）	
【表 3-8】	要積立額に対する金融資産の状況（法人全体のもの）（過去 5 年間）	

※該当しない項目がある場合は、備考欄に「該当なし」と記載。

エビデンス集（資料編）一覧

基礎資料

コード	タイトル	備考
	該当する資料名及び該当ページ	
【資料 F-1】	寄附行為	
	学校法人森ノ宮医療学園寄附行為	
【資料 F-2】	大学案内（最新のもの）	
	「大学案内 2014・2013」「大学院案内 2014・2013」	
	「UNIVERSITY GUIDE 2013・2012」	
【資料 F-3】	大学学則、大学院学則	
	森ノ宮医療学園規程集より抜粋（大学・大学院学則）	
【資料 F-4】	学生募集要項、入学者選抜要綱（最新のもの）	
	「2014 入学試験要項」	
	「2014 大学院学生募集要項」	
【資料 F-5】	学生便覧、履修要項	
	「平成 25 年度学生便覧」	
	平成 25 年度講義概要（シラバス）	
【資料 F-6】	事業計画書（最新のもの）	
	「平成 25 年度事業計画書」	
【資料 F-7】	事業報告書（最新のもの）	
	「平成 24 年度事業報告書」	
【資料 F-8】	アクセスマップ、キャンパスマップなど	
	「大学案内 2014」より抜粋（p62、74、75）	
【資料 F-9】	法人及び大学の規程一覧（規程集目次など）	
	「森ノ宮医療学園規程集目次」	
	学内ネットワーク main2-daigaku にも掲載され閲覧可能	
【資料 F-10】	理事、監事、評議員などの名簿及び理事会、評議員会の開催状況（審議事項（写）、開催日、開催回数、出席状況）資料（平成 24 年度分）	

基準 1. 使命・目的等

基準項目		備考
コード	該当する資料名及び該当ページ	
1-1. 使命・目的及び教育目的の明確性		
【資料 1-1-1】	学校法人森ノ宮医療学園寄附行為	【資料 F-1】と同じ
【資料 1-1-2】	森ノ宮医療学園規程集（大学・大学院学則）	【資料 F-3】と同じ
【資料 1-1-3】	森ノ宮医療学園規程集（大学・大学院学則）	【資料 F-3】と同じ
【資料 1-1-4】	「2014 入学試験要項」	【資料 F-4】と同じ
【資料 1-1-5】	「大学、大学院案内 2014」「UNIVERSITY GUIDE 2013」	【資料 F-2】と同じ
【資料 1-1-6】	「平成 25 年度学生便覧」	【資料 F-5】と同じ
【資料 1-1-7】	「ホームページ」 http://www.morinomiya-u.ac.jp (大学案内→建学の理念)	
1-2. 使命・目的及び教育目的の適切性		
【資料 1-2-1】	森ノ宮医療学園規程集（大学・大学院学則）	【資料 F-3】と同じ
【資料 1-2-2】	「UNIVERSITY GUIDE 2013」	【資料 F-2】と同じ
【資料 1-2-3】	「2014 入学試験要項」	【資料 F-4】と同じ
【資料 1-2-4】	「平成 25 年度学生便覧」	【資料 F-5】と同じ
【資料 1-2-5】	「ホームページ」 http://www.morinomiya-u.ac.jp (大学案内→建学の理念→入学案内)	
【資料 1-2-6】	森ノ宮医療学園規程集（大学・大学院学則）	【資料 F-3】と同じ
【資料 1-2-7】	学校法人森ノ宮医療学園中期目標骨子	
【資料 1-2-8】	クレド (Credo)	
1-3. 使命・目的及び教育目的の有効性		
【資料 1-3-1】	教職員オリエンテーション資料集	
【資料 1-3-2】	「大学、大学院案内 2014」「UNIVERSITY GUIDE 2013」	【資料 F-2】と同じ
【資料 1-3-3】	「ホームページ」 http://www.morinomiya-u.ac.jp (大学案内)	
【資料 1-3-4】	「大学、大学院案内 2014」「UNIVERSITY GUIDE 2013」	【資料 F-2】と同じ
【資料 1-3-5】	「2014 入学試験要項」	【資料 F-4】と同じ
【資料 1-3-6】	「平成 25 年度学生便覧」	【資料 F-5】と同じ
【資料 1-3-7】	森ノ宮医療学園規程集（大学・大学院学則）	【資料 F-3】と同じ
【資料 1-3-8】	「ホームページ」 http://www.morinomiya-u.ac.jp (大学案内→建学の理念→入学案内)	【資料 1-2-5】と同じ
【資料 1-3-9】	平成 25 年度事業計画書	【資料 F-6】と同じ
【資料 1-3-10】	平成 24 年度事業報告書	【資料 F-7】と同じ
【資料 1-3-11】	学校法人森ノ宮医療学園中期目標骨子	【資料 1-2-7】と同じ
【資料 1-3-12】	森ノ宮医療学園規程集（教授会規程）	
【資料 1-3-13】	森ノ宮医療学園規程集（管理運営会議規程）	
【資料 1-3-14】	森ノ宮医療学園規程集（研究科委員会規程）	

森ノ宮医療大学

【資料 1-3-15】	森ノ宮医療学園規程集(エンロールメント・マネジメント委員会規程)	
【資料 1-3-16】	森ノ宮医療学園規程集 (教務委員会規程)	
【資料 1-3-17】	森ノ宮医療学園規程集 (自己点検・評価・FSD委員会規程)	
【資料 1-3-18】	森ノ宮医療学園規程集 (学生支援委員会規程)	
【資料 1-3-19】	森ノ宮医療学園規程集 (人権問題委員会規程)	
【資料 1-3-20】	森ノ宮医療学園規程集 (附属図書館運営委員会規程)	
【資料 1-3-21】	森ノ宮医療学園規程集 (学術研究委員会規程)	
【資料 1-3-22】	平成 25 年度各種委員会名簿	
【資料 1-3-23】	平成 24 年度 教授会、管理運営会議、研究科委員会、各学科会議、入試専門部会、教務委員会、自己点検・評価・FSD 委員会、学生支援委員会、人権問題委員会、附属図書館運営委員会、学術研究委員会各審議事項抜粋 (写)	

基準 2. 学修と教授

基準項目		備考
コード	該当する資料名及び該当ページ	
2-1. 学生の受入れ		
【資料 2-1-1】	「2014 入学試験要項」	【資料 F-4】と同じ
【資料 2-1-2】	「2014 大学院学生募集要項」	【資料 F-4】と同じ
【資料 2-1-3】	「ホームページ」 http://www.morinomiya-u.ac.jp (大学案内→建学の理念→入学案内)	【資料 1-2-5】と同じ
【資料 2-1-4】	オープンキャンパス開催案内 (パンフレット)	
【資料 2-1-5】	高校訪問校一覧	
【資料 2-1-6】	出前講座高校一覧	
【資料 2-1-7】	「特別講義見学会」開催要項	
【資料 2-1-8】	「大学案内 2014」(将来の活躍分野 P15)	【資料 F-2】と同じ
【資料 2-1-9】	「2014 入学試験要項」	【資料 F-4】と同じ
【資料 2-1-10】	2012 年度入学試験問題集	
【資料 2-1-11】	You-U コンタクトシート	
【資料 2-1-12】	「2014 大学院学生募集要項」	【資料 F-4】と同じ
【資料 2-1-13】	入試専門部会審議事項 (写) アドミッションセンター会議議事録	【資料 1-3-23】と同じ
2-2. 教育課程及び教授方法		
【資料 2-2-1】	「ホームページ」 http://www.morinomiya-u.ac.jp (大学案内→建学の理念→入学案内)	【資料 1-2-5】と同じ
【資料 2-2-2】	「2014 入学試験要項」	【資料 F-4】と同じ
【資料 2-2-3】	「2014 大学院学生募集要項」	【資料 F-4】と同じ
【資料 2-2-4】	「平成 25 年度学生便覧」(履修案内)	【資料 F-5】と同じ
【資料 2-2-5】	「ホームページ」 http://www.morinomiya-u.ac.jp	

森ノ宮医療大学

	(大学案内→在学生・教職員専用ページ→シラバス)	
【資料 2-2-6】	平成 25 年度講義概要(シラバス)	
【資料 2-2-7】	授業スケジュール表(授業時間割表)	
【資料 2-2-8】	平成 25 年度年間スケジュール表	
【資料 2-2-9】	「平成 25 年度学生便覧」(履修案内)	【資料 F-5】と同じ
【資料 2-2-10】	教務委員会審議事項(写)	【資料 1-3-23】と同じ
2-3. 学修及び授業の支援		
【資料 2-3-1】	学習支援センター会議(審議事項)	
【資料 2-3-2】	学習支援センターアドバイザー・アシスタントに関する細則	
【資料 2-3-3】	森ノ宮医療学園規程集(業務分掌規程 - 第7条)	
【資料 2-3-4】	学習支援センター報告書	
【資料 2-3-5】	学習支援センターアンケート調査結果	
【資料 2-3-6】	退学者分析データ	
2-4. 単位認定、卒業・修了認定等		
【資料 2-4-1】	「ホームページ」 http://www.morinomiya-u.ac.jp (大学案内→建学の理念→入学案内)	【資料 1-2-5】と同じ
【資料 2-4-2】	「2014 入学試験要項」	【資料 F-4】と同じ
【資料 2-4-3】	「2014 大学院学生募集要項」	【資料 F-4】と同じ
【資料 2-4-4】	森ノ宮医療学園規程集(教務規程)	
【資料 2-4-5】	森ノ宮医療学園規程集(科目等履修制度規程)	
【資料 2-4-6】	森ノ宮医療学園規程集(在学生の試験に関する規程)	
【資料 2-4-7】	「平成 25 年度学生便覧」(履修案内) 「学位規程」	【資料 F-5】と同じ
2-5. キャリアガイダンス		
【資料 2-5-1】	森ノ宮医療学園規程集(学生支援委員会規程)	【資料 1-3-18】と同じ
【資料 2-5-2】	森ノ宮医療学園規程集(就職支援細則)	
【資料 2-5-3】	キャリア支援セミナー開催状況一覧	
【資料 2-5-4】	各学科「キャリアデザイン」科目のシラバス	
2-6. 教育目的の達成状況の評価とフィードバック		
【資料 2-6-1】	「大学案内 2014」(国家試験対策 P50~51)	【資料 F-2】と同じ
【資料 2-6-2】	就職活動テキスト	
【資料 2-6-3】	「大学案内 2014」(キャリアサポート P48~49)	【資料 F-2】と同じ
【資料 2-6-4】	授業アンケート報告書	
【資料 2-6-5】	リフレクションペーパー報告書・報告会	
【資料 2-6-6】	平成 24 年度公開授業週間結果報告書	
2-7. 学生サービス		
【資料 2-7-1】	森ノ宮医療学園規程集(学生支援委員会規程)	【資料 1-3-18】と同じ
【資料 2-7-2】	学生支援委員会(専門部会を含む審議事項)	【資料 1-3-23】と同じ
【資料 2-7-3】	学習支援センターアドバイザー・アシスタントに関する細則	【資料 2-3-2】と同じ
【資料 2-7-4】	森ノ宮医療学園規程集(課外活動規程)	

森ノ宮医療大学

【資料 2-7-5】	「大学案内 2014」(奨学金制度 P54~55)	【資料 F-2】と同じ
【資料 2-7-6】	学生満足度調査報告書	
2-8. 教員の配置・職能開発等		
【資料 2-8-1】	「平成 25 年度学生便覧」(履修案内)	【資料 F-5】と同じ
【資料 2-8-2】	森ノ宮医療学園規程集(教員選考規程)	
【資料 2-8-3】	森ノ宮医療学園規程集(教育職員等の任期制に関する規程)	
【資料 2-8-4】	森ノ宮医療学園規程集(特任教員等規程)	
【資料 2-8-5】	自己点検・評価・FSD委員会(審議事項)	【資料 1-3-23】と同じ
【資料 2-8-6】	平成 24 年度公開授業週間結果報告書	【資料 2-6-5】と同じ
【資料 2-8-7】	学術セミナーの開催実施状況について	
【資料 2-8-8】	FDセミナーの開催実施状況について	
【資料 2-8-9】	「ホームページ」 http://www.morinomiya-u.ac.jp (大学案内→保健医療学部→教員紹介)	
【資料 2-8-10】	「大学案内 2014」(学科領域を超えたカリキュラム P12~13)	【資料 F-2】と同じ
【資料 2-8-11】	「ホームページ」 http://www.morinomiya-u.ac.jp (大学案内→情報の公表→修学上の情報等)	
2-9. 教育環境の整備		
【資料 2-9-1】	施設設備会議審議事項(写)	
【資料 2-9-2】	森ノ宮医療学園規程集(情報機器及び学内情報取扱規程)	
【資料 2-9-3】	食堂運営会議審議事項(写)	
【資料 2-9-4】	売店運営会議審議事項(写)	
【資料 2-9-5】	森ノ宮医療学園規程集(附属図書館規程)	
【資料 2-9-6】	森ノ宮医療学園規程集(附属図書館利用規程)	
【資料 2-9-7】	森ノ宮医療学園規程集(附属図書館学外者利用規程)	
【資料 2-9-8】	森ノ宮医療学園規程集(危機管理規程)	
【資料 2-9-9】	森ノ宮医療学園規程集(防災管理規程)	
【資料 2-9-10】	防災管理マニュアル	
【資料 2-9-11】	災害図上訓練 DIG の実施について	
【資料 2-9-12】	森ノ宮医療学園規程集(教務規程)	【資料 2-4-4】と同じ
【資料 2-9-13】	「平成 25 年度学生便覧」(履修案内)	【資料 F-5】と同じ

基準 3. 経営・管理と財務

基準項目		備考
コード	該当する資料名及び該当ページ	
3-1. 経営の規律と誠実性		
【資料 3-1-1】	学校法人森ノ宮医療学園寄附行為	【資料 F-1】と同じ
【資料 3-1-2】	「ホームページ」 http://www.morinomiya-u.ac.jp (大学案内→建学の理念)	【資料 1-1-7】と同じ
【資料 3-1-3】	クレド(Credo)	【資料 1-2-8】と同じ

森ノ宮医療大学

【資料 3-1-4】	学校法人森ノ宮医療学園寄附行為	【資料 F-1】と同じ
【資料 3-1-5】	森ノ宮医療学園規程集（組織規程）	
【資料 3-1-6】	森ノ宮医療学園規程集（就業規則）	
【資料 3-1-7】	森ノ宮医療学園規程集（学園業務分掌規程）	
【資料 3-1-8】	森ノ宮医療学園規程集（規程等管理規程）	
【資料 3-1-9】	森ノ宮医療学園規程集（文書取扱規程）	
【資料 3-1-10】	森ノ宮医療学園規程集（経理規程）	
【資料 3-1-11】	森ノ宮医療学園規程集（固定資産管理規程）	
【資料 3-1-12】	森ノ宮医療学園規程集（物品管理規程）	
【資料 3-1-13】	森ノ宮医療学園規程集（内部監査規程）	
【資料 3-1-14】	節電対策リスト	
【資料 3-1-15】	禁煙セミナーパンフレット	
【資料 3-1-16】	森ノ宮医療学園規程集（大学のハラスメントの防止等に関する規程）	
【資料 3-1-17】	森ノ宮医療学園規程集（動物実験施設規程）	
【資料 3-1-18】	森ノ宮医療学園規程集（学術研究委員会研究倫理審査部会規程）	
【資料 3-1-19】	森ノ宮医療学園規程集（学術研究委員会動物実験倫理審査部会規程）	
【資料 3-1-20】	森ノ宮医療学園規程集（動物実験倫理指針）	
【資料 3-1-21】	「森ノ宮医療大学における競争的資金等取扱いに関する規程」	
【資料 3-1-22】	「森ノ宮医療大学における競争的資金等に係る間接経費の取扱いに関する規程」	
【資料 3-1-23】	「森ノ宮医療大学における研究活動上の不正行為等に関する取扱細則」	
【資料 3-1-24】	「森ノ宮医療大学における競争的資金等の物品発注手続き及び物品検収業務に関する細則」（ガイドライン）	
【資料 3-1-25】	森ノ宮医療学園規程集（個人情報保護に関する規程）	
【資料 3-1-26】	森ノ宮医療学園規程集（公益通報に関する規程）	
【資料 3-1-27】	森ノ宮医療学園規程集（情報機器及び学内情報取扱規程）	【資料 2-9-2】と同じ
【資料 3-1-28】	森ノ宮医療学園規程集（危機管理規程）	【資料 2-9-8】と同じ
【資料 3-1-29】	森ノ宮医療学園規程集（防災管理規程）	【資料 2-9-9】と同じ
【資料 3-1-30】	防災管理マニュアル	【資料 2-9-10】と同じ
【資料 3-1-31】	森ノ宮医療学園規程集（情報公開規程）	
【資料 3-1-32】	「ホームページ」 http://www.morinomiya-u.ac.jp （大学案内→情報の公表）	
【資料 3-1-33】	森ノ宮医療学園規程集（財務書類等閲覧規程）	
3-2. 理事会の機能		
【資料 3-2-1】	学校法人森ノ宮医療学園寄附行為	【資料 F-1】と同じ
【資料 3-2-2】	森ノ宮医療学園規程集（役員服務規程）	
【資料 3-2-3】	森ノ宮医療学園規程集（常務理事任用規程）	
【資料 3-2-4】	森ノ宮医療学園規程集（理事会業務委任規程）	

森ノ宮医療大学

【資料 3-2-5】	森ノ宮医療学園規程集（理事会会議規程）	
【資料 3-2-6】	理事会(審議事項)	【資料 F-10】と同じ
3-3. 大学の意思決定の仕組み及び学長のリーダーシップ		
【資料 3-3-1】	森ノ宮医療学園規程集（大学・大学院学則）	【資料 F-3】と同じ
【資料 3-3-2】	森ノ宮医療学園規程集（教授会規程）	【資料 1-3-12】と同じ
【資料 3-3-3】	森ノ宮医療学園規程集（研究科委員会規程）	【資料 1-3-14】と同じ
【資料 3-3-4】	森ノ宮医療学園規程集（管理運営会議規程）	【資料 1-3-13】と同じ
【資料 3-3-5】	森ノ宮医療学園規程集（エンロールメント・マネジメント委員会規程）	【資料 1-3-15】と同じ
【資料 3-3-6】	平成 24 年度森ノ宮大学委員会委員一覧表	
【資料 3-3-7】	管理運営会議審議事項（写）	【資料 1-3-23】と同じ
【資料 3-3-8】	教授会審議事項（写）	【資料 1-3-23】と同じ
3-4. コミュニケーションとガバナンス		
【資料 3-4-1】	学校法人森ノ宮医療学園寄附行為	【資料 F-1】と同じ
【資料 3-4-2】	森ノ宮医療学園規程集（監事監査規程）	
【資料 3-4-3】	学校法人森ノ宮医療学園寄附行為	【資料 F-1】と同じ
【資料 3-4-4】	評議員会審議事項（写）	【資料 F-10】と同じ
【資料 3-4-5】	森ノ宮医療学園規程集（稟議規程）	
【資料 3-4-6】	学生満足度調査報告書	【資料 2-7-6】と同じ
【資料 3-4-7】	授業アンケート報告書	【資料 2-6-3】と同じ
【資料 3-4-8】	平成 24 年度公開授業週間結果報告書	【資料 2-6-5】と同じ
3-5. 業務執行体制の機能性		
【資料 3-5-1】	森ノ宮医療学園規程集（組織規程）	【資料 3-1-5】と同じ
【資料 3-5-2】	森ノ宮医療学園規程集（学園業務分掌規程）	【資料 3-1-7】と同じ
【資料 3-5-3】	森ノ宮医療学園規程集（大学業務分掌規程）	
【資料 3-5-4】	森ノ宮医療学園規程集（大学就業規則）	
【資料 3-5-5】	森ノ宮医療学園規程集（管理運営会議規程）	【資料 1-3-13】と同じ
【資料 3-5-6】	森ノ宮医療学園規程集（教務委員会規程）	【資料 1-3-16】と同じ
【資料 3-5-7】	森ノ宮医療学園規程集（学生支援委員会規程）	【資料 1-3-18】と同じ
【資料 3-5-8】	森ノ宮医療学園規程集（課外活動規程）	【資料 2-7-4】と同じ
【資料 3-5-9】	森ノ宮医療学園規程集（就職支援細則）	【資料 2-5-2】と同じ
【資料 3-5-10】	教職員オリエンテーション資料集	【資料 1-3-1】と同じ
【資料 3-5-11】	「ML（マネジメントリーダー）森ノ宮塾」及び「NB(ネクストボード)森ノ宮塾」開催趣旨について	
【資料 3-5-12】	FDセミナーの開催実施状況について	【資料 2-8-8】と同じ
【資料 3-5-13】	SDセミナーの開催実施状況について	
【資料 3-5-14】	学術セミナーの開催実施状況について	【資料 2-8-7】と同じ
【資料 3-5-15】	「ホームページ」 http://www.morinomiya-u.ac.jp (大学案内→公開講座のご案内)	

3-6. 財務基盤と収支		
【資料 3-6-1】	計算書類(平成 20 年度～24 年度)	
【資料 3-6-2】	平成 25 年度事業計画書	【資料 F-6】と同じ
【資料 3-6-3】	「ホームページ」 http://www.morinomiya-u.ac.jp (大学案内→公開講座のご案内及び研究活動報告)	
【資料 3-6-4】	「ホームページ」 http://www.morinomiya-u.ac.jp (大学案内→教育情報の公表→大学・学園財務情報)	
【資料 3-6-5】	競争的資金獲得状況	
3-7. 会計		
【資料 3-7-1】	計算書類(平成 20 年度～24 年度)	【資料 3-6-1】と同じ
【資料 3-7-2】	森ノ宮医療学園規程集 (経理規程・同施行細則)	【資料 3-1-10】と同じ
【資料 3-7-3】	森ノ宮医療学園規程集 (固定資産管理規程)	【資料 3-1-11】と同じ
【資料 3-7-4】	森ノ宮医療学園規程集 (物品管理規程)	【資料 3-1-12】と同じ
【資料 3-7-5】	森ノ宮医療学園規程集 (予算管理規程)	
【資料 3-7-6】	森ノ宮医療学園規程集 (資産運用規程)	
【資料 3-7-7】	森ノ宮医療学園規程集 (稟議規程)	【資料 3-4-5】と同じ
【資料 3-7-8】	理事会審議事項 (写)	【資料 F-10】と同じ
【資料 3-7-9】	森ノ宮医療学園規程集 (内部監査規程)	【資料 3-1-13】と同じ
【資料 3-7-10】	森ノ宮医療学園規程集 (監事監査規程)	【資料 3-4-2】と同じ
【資料 3-7-11】	監査報告書	

基準 4. 自己点検・評価

基準項目		備考
コード	該当する資料名及び該当ページ	
4-1. 自己点検・評価の適切性		
【資料 4-1-1】	森ノ宮医療学園規程集 (自己点検・評価・FSD委員会規程)	【資料 1-3-17】と同じ
【資料 4-1-2】	自己点検・評価・FSD委員会審議事項(写)	【資料 1-3-23】と同じ
【資料 4-1-3】	平成 24 年度事業報告書	【資料 F-7】と同じ
【資料 4-1-4】	平成 25 年度事業計画書	【資料 F-6】と同じ
【資料 4-1-5】	平成 23 年度自己点検報告書	
【資料 4-1-6】	平成 24 年度自己点検報告書	
4-2. 自己点検・評価の誠実性		
【資料 4-2-1】	「ホームページ」 http://www.morinomiya-u.ac.jp (大学案内→情報の公表)	【資料 3-1-32】と同じ
【資料 4-2-2】	授業アンケート報告書	【資料 2-6-3】と同じ
【資料 4-2-3】	授業満足度調査報告書	【資料 2-7-5】と同じ
【資料 4-2-4】	平成 24 年度公開授業結果報告書	【資料 2-6-5】と同じ
【資料 4-2-5】	「ホームページ」 http://www.morinomiya-u.ac.jp (大学案内→数字で見る森ノ宮医療大学)	

4-3. 自己点検・評価の有効性		
【資料 4-3-1】	平成 24 年度事業報告書	【資料 F-7】と同じ
【資料 4-3-2】	平成 25 年度事業計画書	【資料 F-6】と同じ
【資料 4-3-3】	学校法人森ノ宮医療学園中期目標骨子	【資料 1-2-7】と同じ

基準 A. 社会連携

基準項目		備考
コード	該当する資料名及び該当ページ	
A-1. 大学が持っている物的・人的資源の社会への提供		
【資料 A-1-1】	市民公開講座・シンポジウムの開催	
【資料 A-1-2】	講師の派遣	
【資料 A-1-3】	地域社会支援プロジェクト	
【資料 A-1-4】	本学施設の開放	
【資料 A-1-5】	社会連携事業への参加	
【資料 A-1-6】	大学教育研究上における社会連携（大阪府立・急性期総合医療センター）	
【資料 A-1-7】	近隣の大学との連携	
【資料 A-1-8】	大学と地域社会との協力関係	
【資料 A-1-9】	森ノ宮医療学園規程集（大学施設利用案内）	
【資料 A-1-10】	「大学案内 2014」（学外連携・交流 P46~47）	【資料 F-2】と同じ
【資料 A-1-11】	「ホームページ」 http://www.morinomiya-u.ac.jp （大学案内→学外連携・交流）	

